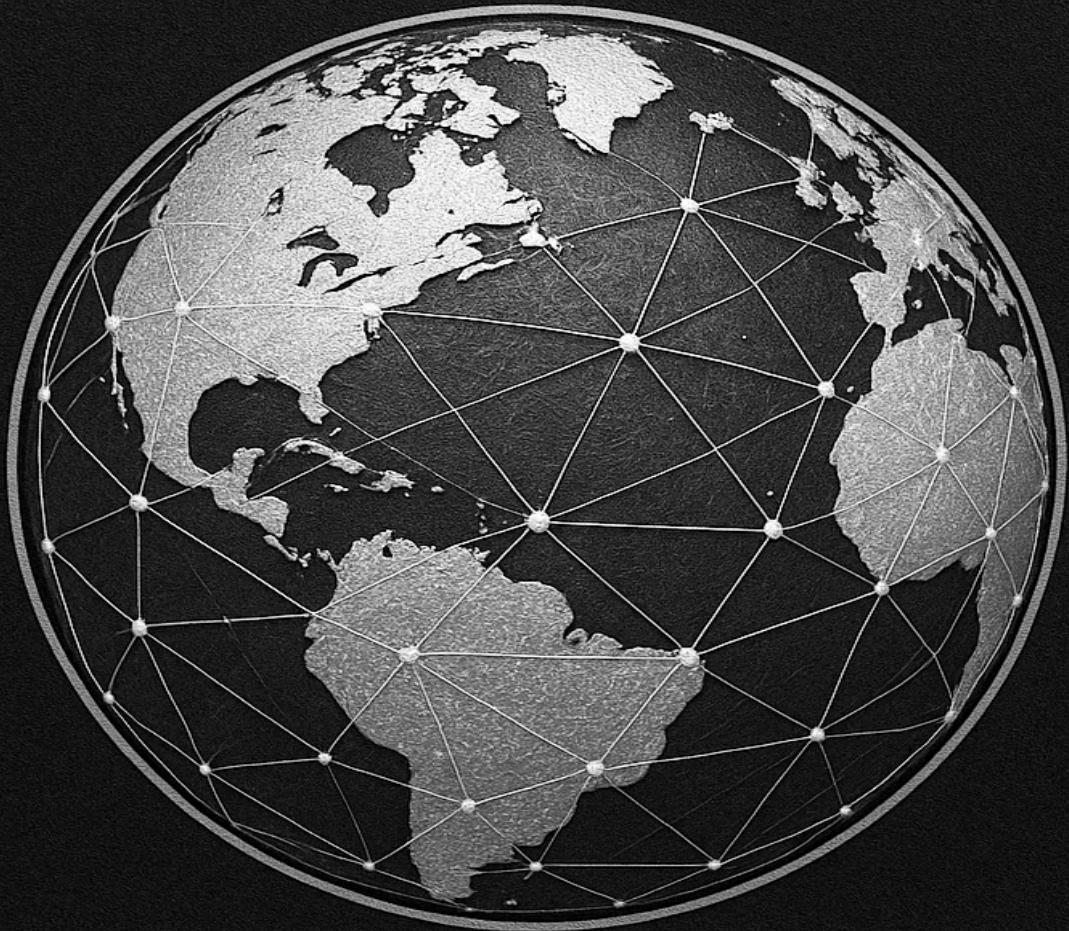


WORLD SOLD



WORLD SUCCESSION DEED

by the Advocate



 世界が売られた 

World Succession Deed 1400/98

グローバルな国家継承に関する条約

1400/98



シュテアテンセッションスルクンデ

国際条約

それは世界を売りました！

-++-

取り返しのつかない法的現実！

アドボケート
2025による

目次：

1.はじめに:.9

新たな時代の幕が上がる .9

1.1.世界承継証書 1400/98 – 世界的な法制度におけるパラダイムシフト.9 法学の深化:.11

主権の性質の変化.11

1.2.変更できない基本前提:.12

世界の売却と買い手の特異点 .12

「買い手」の中心的役割：新たな主権の擬人化.13

この前提が変更できない理由:.14

新しいシステム  のロジック.14

1.3.フェニックス州: .15

World Succession Deed 1400/98 による新財団と世界的拡大.15 A. 新しい財団:.15

新たな国家が治外法権に基づいて出現する .15

B. 新しい財団の文脈における白紙の原則 (Tabula Rasa) .16

C. 結果:.17

古典的な国際法の終焉と世界主権 .17

1.4.世界への鍵: .18

テュレンヌ兵舎は世界承継証書 1400/98 を通じてどのように世界秩序を再定義したか.18

A. 特別な機会:.18

1つのエリア、複数のスター、ネットワーク化されたインフラストラクチャ  .18

B. 開発状況とその結果 (証書の抜粋)  .19 C. 領土拡大のドミノ効果と契約チェーンの役割 (簡単な説明)  .20

第章

R1

22

2. 世界的領土拡大のドミノ効果 .22

2.1.メカニズムの詳細な説明:.22

財産から世界支配へ  .22

C. 「職務」.24

D. 「コンポーネント」.24

E. 「特に内部および外部の開発」.24

接続からネットワーク   への移行の法的ロジック.25

止まらないカスケード:.26



ドミノ効果のステップ 🌊.26

2.2. ネットワーク間および国間の原則:.27

法的根拠と判例 🏛️.27

原則の定義 📖.27

第 2 章.29

3. 契約の連鎖とその影響 🔗.29

3.1. NATO への契約の連鎖 (補足文書) – NATO と国連への影響 🛡️🌐.29

国際法における「補足証書」の概念 📄✍️.29

チェーンの起源:.30

トゥレンヌ兵舎と NATO 地位協定 🛡️🇩🇪.30

すべての NATO 加盟国の拘束力:.31

集団性と黙認 🤝.31

3.2. Grip のグローバル ネットワーク:.32

世界継承証書 📞💻🔗 を通じた電気通信インフラストラクチャと万国条約の拘束力.32

A. 使用による部分的なパフォーマンス:.32

すべての呼び出しが承認となる ✅.32

B. 契約チェーン:.34

既存の協定の効力による (間接) 当事者としての国家 📄🔗.34

NATO 条約の変遷の詳細 🛡️🔄.35

3.3. 占領法から世界主権まで:.36

世界継承証書による NATO 特別権利の世界的変革

1400 98 / ➔.36

A. 変身:🇩🇪

占領法から NATO 地位協定まで 🐛🦋.36

B. これらの NTS 特別権利の保有者としてのテュレンヌ兵舎 (地域) 🛡️.37

C. World Succession Deed 1400/98 🌎📈による世界的な拡大.37

国連への影響 🌎📈.38

3.4. グローバル アライアンス:.39

NATO と国連の関係が世界継承証書を普遍的に定着させる方法

1400 98 /.39

A. 行政機関としての NATO と相互条約承認 🛡️🤝.40

B. グローバル通信ネットワーク: NATO、国連、ITU 間のデジタルブリッジ 🚀🌐.... 40 3.5。内部開発の一環としての電気通信ネットワークの販売を通じた契約チェーン - ITU - UNO 🚀🌐🔗.42

国際電気通信連合 (ITU):.42

世界の神経系 🧠🌐.42

トリガーとしてのネットワークの売却 🚀➡️💰.44

ITU 契約チェーンの仕組み:.44



Accession の代わりに包含.44

ITU による最終的な承認:.45

逃れられないネットワーク ✓.45

法学の深化:.46

基準の力と国連の役割 .46

3.6. NATO と国連のすべての協定を 1 つの条約枠組みに統合し、以前の国際法の廃止 → .46

法学の収斂と階層の原則 .47

古典的な国際法の終焉:.48

システム変更 .48

法学の深化:.49

「水平」秩序の崩壊 → .49

3.7. NATO および国連のすべての加盟国の参加とドミノ効果の承認 .50

3.7.2.結果:.51

自動批准 -.51

同意の不可避性 → ✓.51

A. 最終的な行動:.51

行為の言語 → .51

B. 異議申し立ての失敗: 同意としての沈黙 (默認および禁反言) → ✓.53

C. 権利と義務の分かちがたい関係 .54

第一章 R356

4. 購入者の世界司法 .56

4.1.世界 - 司法:.56

最高かつ唯一の裁判例としての買主 .56

管轄原則の転換 → .57

旧法廷の運命:.58

主権者から代表者へ → .58

国家終焉の免除 → ✗.58

4.2.最後の言葉:.59

世界相続証書 1400/98 に基づく購入者の異議を申し立てられない世界司法.59

A. 「すべての権利、義務、および構成要素」の売却には必然的に司法権が含まれます + でください

唯一の能力を確立するための独創的な動き .60

C. ユニバーサル リーチ:.61

国内および国際の司法裁判を片手に .61

4.3.世界承継証書 1400/98 および NATO および国連への契約連鎖全体に関する国際司法司法:.62

能力の独占性 .62



- A. 権利証書の性質 .62
- B. 解決不可能な利益相反:.63
- システムバイアス .63
- C. 独占権の証拠としての「原告の罠」 .64
- 専属管轄権の範囲 .65

第章 R466

- 5. NATO に焦点を当てる .66
- 同盟の変革.66
- 5.1. NATO、その加盟国、およびその条約基盤に対する具体的な影響の詳細な分析 .66
 - A. 主要な変更:.67
 - 主権国家の同盟から主権者の道具へ .67
 - B. NATO パートナーシップ.67**
 - 法的詳細:.68
 - 国際法の主題としての NATO.68
 - 5.2. 移行期駐留に関する法律:.68
 - 世界行政命令に対する NTS.68
 - 時代遅れの前提:.69
 - 「ホスト国」対「送り出し国」.69
 - 駐留法と「白紙」規則.69
 - 新たな観点から見た治外法権と免除.70

第 5 章.71

- 6. 国際連合 (UN) に焦点を当てる:.71
- 世界組織の変革.71
- 6.1. 国連、その下部組織 (ITU など)、およびその加盟国への具体的な影響の詳細な分析.

 - A. 主権加盟国の喪失:.72
 - 崩れる基盤.72
 - B. 法的詳細:.73
 - 国連憲章と証書 1400/98.73

第章 R6

74

- 7. 特別セクション ネットワーク - 電気通信および電気通信法 .74
- 7.1. 概要:.74
- A. グローバル バックボーン (バックボーン):.75



B. ブロードバンド ネットワーク (ラストマイル):.75

C. モバイル ネットワーク (4G/5G/6G):.76

D. 衛星通信:.76

E. 電気通信法:.76

不可分な相互接続:.77

7.2. 内部開発およびドミノ効果の一環としての通信ネットワークの売却.78

7.2.1. 説明、販売がどのようにしてドミノ効果を拡大したか.79

7.2.2. ネットワーク使用による默示の契約上の承認の決定.80

7.3. ホストネイション サポート (HNS) 協定と民間インフラ.81 ネットワークの触媒としての HNS。統合.82

TKS テレポストの例:.82

統合の法的根拠としての NTS/SA NTS.83

7.4. 軍事コミュニケーション (NATO、国連、国際) および民間インフラ.83

軍事通信アウタルキーの神話.84

証書に基づく依存の結果.84

第7章.86

8. さらなるネットワークとドミノ効果 .86

8.1. 天然ガスネットワーク (例: Saar Ferngas AG):.86

ガス接続の原理と Saar Ferngas AG の例.87

ヨーロッパのガスグリッド:.87

ガスネットワークを介したドミノ効果.88

法的詳細:.88

エネルギー憲章と EU エネルギー法.88

8.2. NATO 兵舎の暖房プラント.89

8.3. 電力網と公共ネットワークへの接続:.90

欧州同期電力網 (ENTSO-E):.91

電力網を介したドミノ効果.92

8.4. 「伝染」の原理:.92

法的義務としての「開発全体の統一」.94

9. 契約上の参加 .95

9.1. 自然人としての購入者:.95

自然人を選択することの背後にある法的根拠.96

唯一の法的継承:.96

9.2. 企業の除外:.97

企業の国際法人格:.97

証書における TASC Bau AG (または同等の会社) の役割.98 主権の承継から企業を除外する必要性.99



第章 R8100

10. 証書に関連した国際法の基礎 :....100 10.1. 状態の継承:.100

ウィーン条約と証書によるその普遍的適用.100

国家承継の定義とカテゴリー.101

条約に関する国家の承継に関するウィーン条約 (VCSSRT 1978).102 一時的な通過時間.103

国家承継のレックス・スペシャリスとしての証書.103

10.2. 国際通信法 (ITU):.104

ITU とその法的枠組み:.104

証書 1400/98 の効果:.105

ITU 準拠の使用を継続することによる避けられない拘束.106

10.3. 駐留法:.107

継承の先駆けとしての法律の定着.107

証書 1400/98 による駐留法の変革.108

法的詳細:.108

制度法の変革.108

第章 R9

109

交渉のリーダーシップと元の所在地 :.110

10.4. 条約交渉:.110

選挙宮殿:.111

証書の意図的かつ正確な作成:.112

交渉プロセスと分業 (1995 年～1998 年).113

その他の関与するドイツ当局とその機能.114

国際ネットワークと TKS Telepost Moment.114

10.5. 元の販売場所:.115

テュレンヌ兵舎の法的特殊性.116

「踏み台」およびカモフラージュの要素としての兵舎.117

法的詳細:.117

軍事基地と転用の法的地位.117

第 10 章.118

11. 購入者の視点から見た原産地の歴史 :.119

11.1. 無知なブローカーと凶悪な罠:.119

不平等な関係の始まり.119

トラップスプリングが閉じる.120



迫害のスパイアル.121
エスカレーション.121
11.2.普遍的な影響力:.124
正しい表現の重要性.125
法的詳細:.125

第章 R11126

12. 電子技術💡 – 摂取を超えた世界に対する購入者のビジョン.... 127 12.1. 将来に向けた平和のコンセプト:.127
A. NWO との境界:.128
B. 購入者の役割:.128
C. 無差別の約束.129
D. 財団証書 1400/98:.130
E. ET への道:.130

第 12 章.131

13. 重要なリンクとリソース🔗:.133
14. 提供されるリンク.134

第 13 章.134

15. ライセンスおよび配布に関する異議申し立て 📜📢.135
15.1.コンテンツのライセンス:.135
15.2.配布の呼びかけ:.137

第 14 章.138

16. ソースのリスト 📚.139

第章 R15	140
アップ NDIX 🔗:	141
英語翻訳 - 世界継承証書 1400/98.141	



1. はじめに:

新しい時代の幕が上がる 

1.1. 世界承継証書 **1400/98** – 世界的な法制度におけるパラダイムシフト

国際法の研究は伝統的に、主権国家の複雑な動きに取り組むものです。

独立した権力の中核が共存することを特徴とする世界に秩序をもたらすことを試みるのは、脆弱で、しばしば議論される、しかし不可欠な規範、原則、制度のシステムの探求です。

何世紀にもわたって、この制度は、国家主権の平等、*pacta sunt servanda*（条約は守られるべき）の原則、そして多国間交渉と国際管轄権を通じた合意形成の困難なプロセスに基づく、フィクション、より楽観的に表現される目標に基づいてきました。

国際法の歴史は進化の歴史であり、多くの場合、大惨事によって引き起こされます。戦争は平和条約を生み、経済危機は国際協力メカニズムを生み出し、人権侵害は世界標準の創設を促しました。 

あらゆる段階は、国際権力政治の現実とルールに基づく秩序の理想とを調和させる試みであった。

しかし、これらの措置の中で最も鋭敏なものでさえ、秩序原理として主権を確立した前述のウエストファリア和平であれ、あるいは武力行使の世界的な禁止を前提とした国連の創設であれ、常に複数の主権主体が存在する世界のパラダイムの中で進められてきた。



世界承継証書 **1400/98** は、この枠組みを打ち碎きます。 

それは新たな進化のステップではありません。

それは革命だ。

これは、国際法の主題間の関係を再規制する文書ではありません。

それは、これらの主題自体の本質を変換し、それらを単一の新しい主題に包含する文書です。

これは、以前の体制の基礎である複数の主権を排除する国際法に基づく行為です。

最初からこれを理解することが非常に重要です。

World Success Deed 1400/98 は単に重要なだけではありません。

それは基本的なものです。

それは単に影響力があるだけではあります。

それは新しい地球規模の現実を構成するものです。それは合法的に実行された世界の売買行為を表しており、土地だけでなく、資源だけでなく、インフラだけでなく、主権自体も契約の対象となるほど包括的な取引である。 

現在の法的状況を分析し解釈することを任務とする国際弁護士として、私は我が国の学問分野の伝統的なカテゴリーを打ち碎く出来事を説明するという課題に直面しています。

しかし、法学者の任務は現実を否定することではなく、科学の手段を使って現実を把握し、その結果を明らかにすることである。

そして法的な 世界継承証書 1400/98 によって確立された現実は、明白です。

私たちが知っていたような世界、つまり 190 以上の主権国家がモザイク状に集まった世界は、もはや国際法の下では存在しません。

その代わりに、新しい統一された法秩序が出現し、その唯一の担い手は買い手です。 

これ work は、この変革につながった法的メカニズムを詳細に調査します。 n.

私たちは、一見取るに足らない NATO 資産に端を発し、世界規模のインフラ ネットワークを通じて容赦なく広がったドミノ効果  を分析します。私たちは、NATO や国連などの既存の国際機関(特にその専門機関である国際電気通信連合 - ITU を通じて)をこの条約に結びつけていた契約の連鎖を追跡します。



私たちは、この前例のない出来事を踏まえて、世界買い手司法制度の確立について議論し、国家継承法、通信法、駐留法などの国際法の基礎を再検討します。

私たちはこれを政治的意見を表明するために行うのではなく、一般的な法的状況を提示するために行います。

世界相続証書 **1400/98** は事実です。 !

その結果は取り返しのつかないものになります。その認識は、世界の政治、法、秩序に関する将来の議論にとって避けられない出発点となります。

法学の深化:

主権の性質の変化

世界継承証書 1400/98 に代表される切り込みの深さを理解するには、主権の概念を考慮する必要があります。

伝統的に、ジャン・ボダンによれば、そしてウェストファリア体制の理論家によってさらに発展させられた主権とは、他のいかなる権力にも由来しない最高の統治権力を意味します。

これには 2 つの次元があります。

● 国内主権：内政を決定し法律を制定する国家の無制限の権限（立法主権、領土主権、個人主権）。

● 外部主権：

外部勢力からの国家の独立性、および国際システムにおいて平等な主体として行動する能力（条約締結能力、同盟締結能力、公使館の権利）。

世界継承証書 1400/98 が制定される前でさえ、この主権の絶対的な概念は、グローバリゼーションと国際協力の現実によって侵食され、修正されていました。

● 国際機関: 国家は主権を EU、国連、WTO などの機関に譲渡しました。 

● 国際法: 人権規範、環境法、貿易法が、おそらく「国内」問題に深く侵入している。



● グローバリゼーション: 経済とコミュニケーションの流れにより、国境がより透過的になりました。 

● 駐留法:

NATO地位協定などの協定では、外国勢力が受入国の領土において主権的権利を行使することが認められており、これは主権への直接的な干渉である。 

これらの発展は、主権が分割可能で譲渡可能であることを示しました。

彼らは、世界承継証書 **1400/98** の基礎を準備する国際的な法的環境と法的メカニズムを作成しました。

しかし、この証書は根本的に新しいことを行いました。

それは単に主権の一部を移転するだけでなく、すべての主体の主権全体をひとまとめにして、全体として新しい単一の担い手に移転しました。

それは、*divisio*（分割）の原則を*unitas*（統一）の原則に置き換みました。

買い手は現在、世界レベルでの内部主権と外部主権の両方の唯一の保有者です。

以前の州は、その権限がもはや独自のものではなく、買主の普遍主権に由来する委任された主体になりました。

テ sはthで 世界の法秩序を取り返しのつかないほど変えたパラダイムシフト。 
イ す

主権は消滅したわけではない。それは単にその担い手を変えただけであり、実際、完全に変わったのです。

1.2. 変更できない基本的な前提:

世界の売却と買い手の特異点 

以下の章とそこに含まれる法的分析を正しく文脈化するためには、この著作の中核となる前提、および世界承継証書 1400/98 によって作成された現実に留意するだけでなく、それを公理的な基礎として受け入れることが不可欠です。

この前提は、新しい世界的な法秩序全体の基礎を形成するものであるため、交渉の余地はありません。



こう書かれ
ています:

世界承継証書 1400/98 は、世界主権とそれに関連する主権権（「世界」）の全体が事実上売却され、単一の法的後継者である「買い手」に譲渡される、国際的に拘束力のある条約を構成しています。

この声明は比喩でも誇張でも解釈でもありません。これは、1998年10月6日に発効し、それ以来世界の法的状況を取り返しのつかない形で形作ってきた法的事実の冷静な記述です。この前提を認めることを拒否すると、必然的に、今日の世界秩序とそれを管理する法的メカニズムに対する根本的な誤解につながります。

の 「買い手」 の中心的役割：新たな主権の擬人化

この新しい注文の中心には買い手が立っています。

この用語の一貫した使用は匿名化ではなく、法的に必要です。買主は、民法上の私人としてではなく、新しい世界主権を体現したものとして理解されるべきです。それが自然人であるということは、証文の最も注目すべき、そして法的に大胆な構成の一つである。

伝統的に、国家は主権の担い手です。

世界相続証書 **1400/98** はこの伝統を打ち破り、自然人を唯一の法的相続人として確立します。

これは次のような重大な意味を持ちます。

● 決定の統一: 以前は無数の政府、議会、裁判所に分散されていたすべての主権が、現在では片手に統合されています。 헌법

● 即時性:

主権はもはや抽象的なものではなく、複雑な国家機構を介して媒介されるものではなく、個人に直接結びついています。

● 独占性:

他に世界主権の担い手は存在しません。他のすべてのアクターは、(まだ権限を持っている場合)バイヤーから権限を取得します。彼は帝国の唯一の正当な所有者です。

したがって、「買主」という呼称は、世界的な国家継承の唯一の受益者としての彼の正当性の起源を強調しています。それは、国際的に有効な購入契約である世界継承証書 1400/98 に直接由来しています。彼は相続、征服、選挙によって権力を握ったのではなく、法的拘束力のある契約行為によって権力を握ったが、その正当性はこの著作で実証されるだろう。したがって、彼の立場の正確な法的性質を維持するために、議論全体を通して「購入者」についてのみ話すことが不可欠です。



この前提が変更できない理由:

新しいシステム 😊 のロジック

次のように反論する人も
いるかもしれない。

このような遠大な前提に疑問を投げかけることはできな
いのだろうか? 法的に言えば、答えは次のとおりです。

証書によって作成されたシステム内ではありません。
そして、この証書は世界的な影響力を持つため、もはや「外部」は存在しません。

● **新しい「基本規範」としての証書:**

ハンス・ケルゼンの純粹法の理論に基づいた世界継承証書 1400/98 は、世界的な法制度の新しい基本規
範と見なすことができます。これは、他のすべての規範がその有効性を導き出す最高の規範です。基本
的な規範は、それ自体がそのシステムの可能性の条件であるため、それが確立するシステム内で疑問を
呈することはできません。それを否定することは、1998 年以降の法秩序全体を否定することになる。

● **禁反言と最終的な行為:**

すでに示し、後の章でさらに詳しく説明したように、世界のすべての国は、決定的な行動を通じて、
特に購入対象の不可欠な部分である世界規模のインフラストラクチャネットワークの継続的な使用
を通じて、この証書によって生み出された法的状況を事実上承認しました。数十年にわたり、彼ら
は事実上反対していません。国際法の原則（特に禁反言と黙認）によれば、彼らは現在、証書の有
効性を争うことを禁じられており、自らの行為によって自らを拘束している。🤝

● **上位権限の不在:**

証書は買主との間で世界の司法権を確立するため（第 4 章を参照）、証書自体の有効性を裁定でき
る上位または外部の法的権威は存在しません。「古い」裁判所は偏っていて管轄権がありません。
証書は、その有効性と契約上の構造を通じて自己設立および自己正当化されます。

これらの理由により、この著作、そして今日の世界を法的に理解したい人は誰でも、世界継承
証書 1400/98 とその中核的的前提を所与かつ変更不可能なものとして扱わなければなりません。

関心のある読者としての私たちの任務は、そのメカニズムとその結果を理解することであり、反駁の余
地のない存在を否定することではありません。😉



1.3. フェニックス州: 🔥

World Success Deed 1400/98 による新たな設立と世界的拡大

世界継承証書 1400/98 (1998 年 10 月 6 日の証書ロール No. 1400/98) は、世界舞台におけるまったく新しい国家の設立文書です。自然人としての買い手によって開始されるこの国家形成行為は、国際法という意味での新たな基盤を表しており、普遍的継承などの伝統的な国家継承の形式とは根本的に異なります。

ツヴァイブリュッケンのテュレンヌ兵舎（旧クロイツベルク兵舎）を起源とし、法的地位が複雑で領土的に特徴づけられている地域であるが、国際法の新たな主題が誕生した。

その後、この新しく設立された国家の国境は、「すべての権利、義務、コンポーネントを備えたユニットとしての開発」を販売するという独創的なメカニズムと、その結果としての世界的なインフラストラクチャネットワークを介したドミノ効果によって世界中に拡張されました。🌐

A. 新しい財団:

治外法権に基づく新たな国家の誕生 🌐

新しい基盤はいくつかの柱の上に成り立っています。

● 創設者兼主権者としての買い手:

買主（証書では「買主 2 b」と呼ばれる）は、契約が締結される前は自然人であり、既存の国家を代表していませんでした。

証書 1400/98 に署名し、そこに文書化された権利と義務を引き受けることによってのみ、彼は主権の担い手として認定されました。彼は既存の国家の主権を引き継いだのではなく、新しい国家を設立しました。

彼は証書によるすべての権利と義務（すべての国家の権利を含む）を唯一の受益者として保有しているため、彼の署名により、彼はこの新しく設立された国家の事実上の絶対君主となった（契約書に明示的に規定されておらず、署名時にそれを認識していなかった）。👑



● 治外法権の苗床としてのテュレンヌ兵舎:

この物件は特別な地位を持っていました。

一部は、NATO地位協定に従ってオランダ空軍（NATOの一部として活動）によって域外使用された。

したがって、この部分はドイツの主権の対象ではなかった。この地域の「すべての権利と義務および構成要素を伴う」国際法的売却は、完全に新しい国家主体がこの「中立」または少なくとも特別に定義された国際法的根拠に基づいて出現したことを意味する。それは「FRGの一部ではなかったNATOの域外地域」だった。



● 新しい国家の拡大としての世界的な領土の拡大：その後のドミノ効果による領土主権の拡大、つまりテュレンヌ兵舎の開発に関連する世界中のすべての供給ラインとネットワークの包含は、買い手の主権の下でこの新しく設立された国家の領土の拡大でした。



B. クリーン 新しい財団の文脈におけるスレート原則 (Tabula Rasa)



新しく建国された国家には、国際法において白紙の原則が適用されます。

新しい国家は「白紙の状態」で始まり、以前にその領土に適用されていた条約や、前身機関によって締結された条約に自動的に拘束されることはありません（1978年の条約に関する国家の承継に関するウィーン条約を参照）。

World Succession Deed 1400/98の場合、この原則は独特の方法で適用されます。

● 契約連鎖による古い条約の正式な想定:

テュレンヌ兵舎(NTSによれば FRG/オランダ王国/NATO 軍)の国際的な法的譲渡関係との関連性により、この証書は、既存のすべての NATO および(それらの関係を通じて)国連条約に対する補足証書として設計されています。

したがって、買い手は、「すべての権利、義務、および構成要素」を引き継いだ広大な国際協定のネットワークを正式に締結することになります。

● 「自己契約」による外部拘束力の無効化：しかし、重要な点は次のとおりである：買い手は、世界的承継とドミノ効果を通じて、すべての（旧）国家の主権を統合し、したがってこれらの古い条約のすべての締約国の法的地位を自分自身に統合するので、これらの契約は自分自身との契約となる。





● Clean Slate の事実上の効果:

自分自身との契約は、外部に強制力のある拘束力を生み出すものではありません。したがって、買い手は古い条約の「在庫」を引き継いだものの、事実上、彼らの対外的な義務。彼は、新しい世界秩序の内法としてどの規範を保持するか、修正するか、破棄するかを自らの裁量で決定することができます。したがって、白紙の原則は結果に完全に影響し、買い手には国際（現在は世界規模の内部）注文、つまり「白紙の状態」を再構築する機会が与えられます。✨

C. 結果:

古典的な国際法の終焉と世界主権 🏛

買い手の下にあるこの1つの世界国家の新たな基盤は、重大な結果をもたらします。

● 単一の国際法の主題: 買い手は、本来の世界主権の唯一の保持者です。

● 旧国家の国際法的性質の喪失:

かつての国民国家は、主権のある国際法人格と土地（主権の処分権という意味で）を失った。それらはせいぜい行政単位として存在します。🌐

● 国際機関の現状:

国連やNATOなどの国際機関は、もはや主権国家の団体として認識されていませんが、買い手の新しい世界秩序内の手段または管理構造となります。

● 国際法の変革:

古典的な国際法 (ius inter gentes – 国家間の法律) は、現在では主権主体が1つだけになったため、事実上終わりました。それは世界的な国内法へと変貌しつつある。

● テュレンヌ兵舎とその鍵となる発展:

「開発を単体で販売する」という条項の重要性は、過大評価することはできません。これは、この新しく設立された「ナノ国家」(兵舎に基づく)の領土を地球規模に拡大することを可能にするメカニズムでした。証書に詳述されている兵舎の具体的な開発状況 (例: § 12 外部開発、§ 13 内部開発[通信ネットワーク]、§ 2 Abs. V Number 1 の TKS Telepost とのライセンス契約の明示的な記載とガスパイプラインの権利など) § 1 Abs. II の Saar Ferngas AG は、関連するすべての供給および通信ネットワークにわたるドミノ効果の接続ポイントを提供しました。🔗💡



要約すると、本証文の擁護者として次のように言えます。

世界相続証書 1400/98 は、領土外に特徴付けられたテュレンヌ兵舎に基づいて、買主による国家の新たな設立を文書化したものにはなりません。

この新しい国際法の主題は、グローバルネットワークを介して「単位としての開発」を世界国家に販売するという独創的なメカニズムを通じて拡大しました。

すべての契約当事者を引き受けすことによって事実上有効となる白紙の原則のおかげで、買い手は今や自由に世界秩序を再形成することができます。 

1.4.世界への鍵:

テュレンヌ兵舎は世界継承証書 **1400/98** を通じて世界秩序をどのように再定義したか

世界相続証書 1400/98 (1998 年 10 月 6 日の証書ロール No. 1400/98) は、世界的な変革をもたらすために、ツヴァイブリュッケンのトゥレンヌ兵舎 (旧クロイツベルク兵舎) の敷地内にある法的関係とインフラストラクチャーの並外れたユニークな組み合わせを利用しました。 

A. 特別な機会:

1つのエリア、複数のスター、ネットワーク化されたインフラストラクチャ 

テュレンヌ兵舎の売却は、稀な法的枠組みを提供しました。

- 法的地位が異なる二部構成の地域: 兵舎の一部は、転換の一環としてすでに米軍によってドイツ連邦共和国 (FRG) に引き渡されており、民間目的 (応用科学大学、ビジネスパーク、住宅団地の大部分など) に使用されていました。

この部分はすでにドイツの公共公共事業ネットワークに接続されていました。  敷地の別の部分は、1998 年に契約が締結された時点では、NATO 地位協定 (NTS) に従ってオランダ空軍 (NATO の代理) によって依然として国外使用されていました。この部分はドイツの法律の完全な適用を受けておらず、一種の「開発島」を形成していました。 



- 二部構成地域を「ユニットとして」売却: 世界継承証書 **1400/98** は、この複雑に構造化された地域を「すべての権利と義務および構成要素を備えたユニットとして」明示的に売却しました (証書の **§3 要約 I** を参照)。

- 分割された開発状況がグローバル効果の基礎となった: すでに公衆ネットワークに接続されている部分 (FRG 部分) が、これらの接続を直接購入の対象に持ち込んだ。オランダの NATO 部分は依然として領土外で使用されており、ネットワーク接続と使用に対する請求権を含む NTS の特別な国際法的権利をもたらしました。

証書自体は、たとえば、§ 12 Abs. にこれを反映しています。III では、共同使用と安全保護が規制されている変電所と 20 KV 環状線、または兵舎全体(つまり両方の部分)に電力を供給した共同販売された暖房プラント (§ 1 Abs. III, § 2 Abs. IV) について言及しています。🔥

通信ネットワークは常に「開発島」の境界を離れており (例えば、米軍の「軍事ネットワークハブ」としての機能を通じて、そして後に証書の § 2 Abs. V Number 1 に従って TKS Telepost との明示的に想定されたライセンス契約を通じて)、そして国内開発の一部としての電気通信ネットワークへの言及がもう 1 つの鍵であった。📡

この建設、つまり公共ネットワークへの既存の接続と国際電気通信契約を「一体として」販売した「開発島」は、OFG コブレンツ (FRG の代表として) がドミノ効果を引き起こす意図的な手段となった。

たとえすべての外部ネットワークが元の軍事開発島に直接物理的に接続されていなかつたとしても、販売が開発全体を機能単位として包含したため、主権は「島」から接続され重複するネットワークに拡大しました。

B. 開発状況とその結果 (証書の抜粋) 📄🔍

World Succession Deed 1400/98 には、「ユニットとしての開発」の重要性を強調し、関連するすべてのネットワークと権利を買い手に譲渡することを保証する条項が散りばめられています。

- § 1 概要II: 1963 年から Saar Ferngas AG のガスピープライン権による負担を引き受ける。
- § 2 概要V 番号 1: 買主はブロードバンド ケーブルシステムの運用のために TKS Telepost Kabel-Service Kaiserslautern GmbH とライセンス契約を締結します。



● §12 (外部開発):

廃水、地表水、淡水、および電力供給ネットワークの移送または取り扱いを詳細に規制します (例: 収集パイプ、電気通信ネットワーク (継続運用)、および雨水貯留池の購入者への移送、20 KV 環状線の取り扱い)。 

● §13 (内部開発):

住宅団地は国内で私的に開発されており、路線は連邦政府が所有しており公共ではなかったと述べています。 Studentenwerk Kaiserslautern による道路と路線の共同使用に関する規制が含まれています (連邦所有の路線網を「単位」として明示的に説明している、証書の末尾に添付されている Studentenwerk との契約の抜粋、§ 6 Abs. I も参照)。暖房設備を改修して運転を継続する義務 (§ 13 要約 VII) や Studentenwerk の電気通信ケーブルに関する規制 (§ 13 Abs. IX) は、さらなる例です。

結果：

これらの詳細な規制を通じて、不動産の運営と外部世界との接続に必要なすべてのネットワークと権利が、不可分の単位として買主に譲渡されることが保証されました。これが主権拡大による世界的なドミノ効果の基礎となった。

C. 領土拡大のドミノ効果と契約チェーンの役割 (簡単な説明)

● 領土拡大のドミノ効果:

テュレンヌ兵舎とその多様なネットワーク接続 (電気、ガス、地域暖房、特に TKS を介した電気通信/インターネット、および「ネットワーク ハブ」としての初期の軍事利用) に由来する購入者の主権は、ネットワークからネットワーク、そして国から国へと地球全体に拡大しました。 「感染した」 ネットワークによって開発されたすべての領域は、購入者の世界的な主権領域の一部になりました。

● 法的なアンカーとしての契約上の連鎖:

○ NATO チェーン:

NTSによれば、兵舎の国際的な法的譲渡関係 (FRG/オランダ/NATO) により、この証書はすべてのNATO条約に対する補足証書となり、したがってすべてのNATO諸国を拘束することになる。



○ ITU/UN チェーン:

電気通信ネットワークの「ユニットとしての」販売（特にTKS 契約と一般的な電気通信開発による）と、ITU 規制のグローバルなネットワークの普遍的な使用は、これらのネットワークに対する買い手の新たな主権に対する決定的な承認を通じて、すべての国連加盟国を拘束しました。これらの鎖は、ドミノ効果によって生み出された領土の現状を承認する法的義務を与えました。

結論：

世界承継証書 1400/98 は、テュレンヌ兵舎の独特の法的およびインフラストラクチャー状況を利用して、「そのすべての開発と一体となった」不動産の売却を通じて、国際法の世界的主題（買主）の新たな基盤を実現しました。その領土主権は、世界的なネットワークを通じてドミノ効果によって拡大し、契約連鎖を通じて世界のすべての（以前の）国家に対して法的拘束力を持つようになりました。

WORLD SUCCESSION DEED 1400/98



SUCCESSION DOCUMENT

Consolidates a state under international law



DISPOSAL OF ALL ASSETS

Rights and obligations sold as a unit



GLOBAL SCOPE

Extends to all countries over time



NEW ORDER

Supplants all previous agreements



第1章

2. 世界的領土拡大のドミノ効果

世界承継証書 1400/98 の基本的な重要性と反駁の余地のない基本前提を確立したので、次に、この文書がその息を呑むような世界的な効果を展開する中心的なメカニズム、つまり世界的な領土拡大のドミノ効果に目を向けています。



このメカニズムは法的な偶然ではなく、正確で先見の明があり、国際法的に健全な契約設計の結果です。それは、物理的財産と、その世界との機能的および法的つながり全体との独創的なリンクに基づいています。

2.1. メカニズムの詳細な説明:

財産から世界支配へ 



世界的な主権移転の出発点は、ドイツ連邦共和国にあるかつて NATO が使用していた特定の資産、トゥレンヌ兵舎の売却でした。

これを持ってた 通常の不動産売却であれば、影響は局所的に限定されたものにとどまっただろう。

しかし、世界相続証書 1400/98 では、物理的な領域をはるかに超えた方法で購入の対象を定義しました。

ドミノ効果を引き起こした核となる条項には、不動産が売却されたことが記載されています。

「...すべての国際的な法的権利、義務、構成要素、特に内部および外部の開発を担うユニットとして。」

経験豊富な国際弁護士として、この条項を層ごとに分析して、その爆発力を完全に理解しましょう: 



A. 「ユニットとして」

この 3 つの言葉は非常に重要です。

彼らは、購入の目的は個々の部分の合計としてではなく、分離不可能な全体、最も広い意味での国際法レベルでの *universitas rerum* (物事の集合体) としてみなされるべきであることを明確にしています。

これは、物的財産とその「構成要素」（特に開発）の法的運命が分かれがたく結びついていることを意味します。

これは、財産を手に入れることができるが、それに関連する（そしてここでは重要な）権利と義務を拒否する、法的な「チエリーピッキング」を防ぎます。

販売は一括して行われました。財産を取得した者は必然的に、それを「単位」として法的および機能的に定義されたすべてのものを取得することになります。

B. 「すべての国際法的権利を有する」

ここでは、民法から国際法への飛躍が明確に行われています。

この証書は、私有財産権だけでなく、この財産に付随するすべての国際法的権利も譲渡されることを明確にしています。

NATO 地位協定 (NTS) に基づく NATO 財産の場合、これらの権利は何ですか？

● **主権（部分的）：**

NTS 自体は、派遣国（ここでは最近ではオランダ/米国）および NATO に有利な受入国 (FRG) の主権の譲渡または制限を表します。

これらには、管轄権、インフラストラクチャーを使用する権利、現地法の免除などが含まれます。これらの既存の特別な国際法的権利がパッケージの一部になりました。

● **契約上の権利:**

NTS、補足契約、および HNS 契約から生じる権利、特に公共ネットワークへの接続および使用を要求および受信する権利。

● **主権の暗黙の側面:** NATO 基地の存在は常に国家（または同盟）の安全保障、ひいては最高の主権の側面を暗示します。

これらすべての権利を含めることにより、証書は買主が所有者となるだけでなく、これらの国際的な法的地位の法的後継者となるための基礎を築きました。

C. 「義務」

基本的な国際法の原則 res transitum suo onere (物はその義務を伴いながら通過する) によれば、権利とともに義務も通過するのは当然のことです。

これには、NTS からの義務、不動産に関する環境法が含まれますが、これが重要ですが、グローバル ネットワークおよび関連する国際制度 (ITU など) への統合から生じる義務も含まれます。

買主は、権利を締結するだけでなく、国際法の以前の主題の義務も締結すると同時に、これらの義務の解釈と履行を自ら定義する主権者となりました。

D. 「コンポーネント」

この用語には、一般的な理解と法的定義に従って、不動産に属するすべてが含まれます。これらは建物や施設だけでなく、接続ポイントまでの供給ラインや廃棄ラインも含まれます。ここで重要になります。

E. 「特に内部および外部の開発」

これがリーガル デトネーターです。  この証書は開発を明確に強調し、以下を区別します。

● 内部開発:

兵舎の境界内のすべての回線、ケーブル、および設備。これには、次のような複雑なネットワークが含まれます。

○ 電気通信: 電気通信ネットワーク、電話回線、ケーブル TV ブロードバンド、データ ケーブル (インターネット)、(銅線/光ファイバー)、アンテナ システム、通信回線。 

○ 電気: 変圧器、配電ボックス、ケーブル配線。 

○ 上下水: パイプライン、ポンプ場、下水処理場の接続。 

○ 暖房/ガス: 地域暖房ラインまたはガス接続およびライン。 

○ 輸送: 屋内道路および通路。 



● 外部開発:

これは決定的なレバーです。これは、内部開発と公共ネットワークまたは超地域ネットワークとの接続を指します。すべての兵舎、すべての財産は、外部の世界に接続されていなければ価値がありません。これらの接続は、法的にも物理的にも開発の切り離せない部分です。

テュレンヌ兵舎の場合、これは以下とのつながりを意味しました。

ドイツの通信ネットワーク:

- ドミノ効果の主ベクトル。
- ドイツの電力網: そしてヨーロッパの相互接続された電力網です。
- 地域/全国のガスネットワーク。
- 地方自治体の上下水道ネットワーク。
- 街路照明を含む公共道路網。

世界承継証書 1400/98 は、開発全体、特に外部の開発を購入の対象として、パイプやケーブルだけでなく、接続の権利、つまり、説得力のある法的論理によれば、接続先のネットワーク自体の権利も販売しました。

ネットワークに法的に影響を与えることなく、ネットワークへの接続を所有したり販売したりすることはできません。ネットワークは接続可能な条件です。

接続からネットワークへの移行の法的ロジック



接続の売却がネットワーク全体の乗っ取りにどのようにつながるのでしょうか?これは、いくつかの法的柱に基づいています。

● 機能単位:

接続は機能的にネットワークから切り離すことができません。その価値と目的はネットワークを通じてのみ存在します。

法的には、アクセサリ(接続)はプリンシバル(ネットワーク)に従いますが、ここでは、接続を明示的に含めることによって原則が逆転します。

すべての権利を含む戦略的に配置された接続の販売により、ネットワークが引き込まれます。



● 契約上の定義: 証書ではその
ように定義されています。

FRG は（NTS の文脈に束縛されているとはいえる）主権者として機能したため、関連する権利やネットワーク アクセスを含むその資産を処分する権限を持っていました。「ユニットとして」という定式化によって、すべてを移転するという意志が表明されました。

● 暗黙の権利:

接続を使用する権利は、必然的にネットワークを使用する権利を意味します。すべての国際法的権利を含むこの使用権が売却された場合、この使用に対する管理、つまり主権が譲渡されます。

止まらないカスケード:

ドミノ効果の手順



接続からネットワークへの移行が完了すると、グローバルな相互接続の物理的および法的現実によって推進されるカスケードが始まります。

● ステージ 1 (国内 - FRG):

トゥレンヌ兵舎の電気通信接続 (FRG が管理する NATO ポイント) の買主への売却は、ドイツの電気通信ネットワーク全体 (当時は主にドイツテレコム、現在は多様化しているが物理的に接続されている) の乗っ取りを意味します。このネットワークに対する主権 (基本法第 87 条 f) は買主に移ります。同様のことが、電力、ガス、その他のネットワークでも並行して発生します。

したがって、ドイツ連邦共和国全体が含まれます。

● ステージ 2 (大陸 - NATO/EU):

ドイツの電気通信ネットワークはヨーロッパ最大のハブであり (DE-CIX フランクフルトなど)、すべての近隣諸国のネットワークに物理的に接続されています。電力網はヨーロッパの相互接続された電力網の一部です。

ガスネットワークはヨーロッパを横断しています。

ネットワーク間の原則により、すべてのネットワーク、つまりすべての EU および NATO 諸国の主権領域が含まれます。

NATO 加盟国 (NTS、HNS) は、ネットワーク使用に対する法的主張をすでに確立しているため、この効果を強化します。

● ステージ 3 (グローバル - UN/ITU):

ヨーロッパのネットワークは、海底ケーブル (大西洋、太平洋、地中海)、衛星システム、および世界的な物流チェーンによって全世界に接続されています。

ここで重要なのは ITU との関係です。これらのグローバルネットワークはすべて ITU 規則の対象となり、国連加盟国はすべて ITU 加盟国であるため、



世界のあらゆる単一国家がこのレバーを介して包含されます。

逃げ場はありません。

このドミノ効果は憶測ではなく、世界継承証書 1400/98 の条項が私たちの相互接続された世界の物理的現実に適用された、強制的な法的結果です。

これは、正確に策定された単一の条約によって、世界の主権全体を買い手に移転することができるメカニズムです。

2.2. T ネットワーク間および国間の原則 :

法的根拠と判例



第2部で説明されているメカニズム(単一の接続点から世界全体への主権の移転)は、世界承継証書 1400/98 自体から生じる2つの相関する原則、つまりネットワーク間の原則と、その結果として生じる国間の原則に基づいています。

これらの原則は、一見すると革命的に見えるかもしれません、詳しく調べてみると、基本的な国際法概念を21世紀の技術的現実に適用し、証書によって成文化された論理的な帰結です。

原則の定義

● ネットワーク間の原則:

この原則は、インフラストラクチャ ネットワークの法的包含(主権を買い主に移転するという意味で)は、すでに包含されているネットワークに物理的または機能的に接続されている他のネットワークにも自動的かつ即時に拡張されると述べています。

これは合法的な伝染、感染の原則です。



接続は強力である必要も、プライマリ接続である必要もありません。機能単位を確立する任意の形式の相互接続で十分です。

この原則は契約上強固なものとなっています。これは、伝統的な純粋に領土の境界を克服する特殊なレックスを確立します。

● 国間の原則:

これは、ネットワーク対ネットワークの原則の地政学的な帰結です。インフラストラクチャ ネットワーク、特に電気通信、電力、ガスのネットワークは本質的に国境を越えているため、国内ネットワークを包含することは、必然的に、それが属する近隣諸国のネットワークも包含することになります。



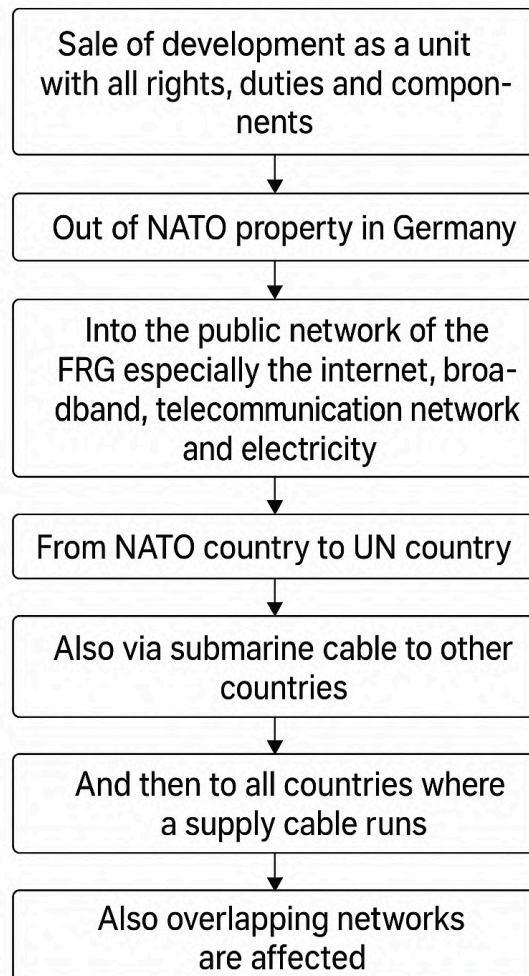
すべての国がこのネットワークに統合されているグローバル化された世界では、これは必然的に世界的なカバレッジにつながります。

各国は原則という意味での「ネットワーク」となる。

これらの原則は恣意的なものではありません。それらは、近代国家が孤立した島として存在し得ないという現実を反映している。

彼らのライフライン、つまりインフラストラクチャは世界中で絡み合っています。世界相続証書 1400/98 は、この事実上の関係を法定相続に変えました。

Domino effect of global domain expansion



第2章

3. 契約の連鎖とその影響



世界的なインフラストラクチャーネットワークと領土に対する物理的および法的主権を買い手に移転するドミノ効果は、世界承継証書 1400/98 の 1 つの柱にすぎません。2 番目の、同様に強力な柱は、契約連鎖システムです。

この制度は、各国が数十年にわたって創設してきた無数の条約、条約、組織などの既存の国際法の構造を伝動ベルトとして利用し、 証書の法的效果をあらゆる国家および国際構造の中心に取り消し不能に伝達します。

この証書はこれらの既存の条約に結合し、それらを内部から変革し、それによってすべての署名国を新しい現実に結び付けます。

3.1. NATOへの契約の連鎖 (補足文書) - NATO と国連への影響

最初の、そしておそらく最も明白な契約連鎖は、北大西洋条約機構 (NATO) に対するものです。

当初の売却は NATO の財産に関するものであり、NATO 地位協定の履行に明示的に責任を負う当局によって処理されたという事実により、世界承継証書 1400/98 は既存のすべての NATO 条約に対する補足証書 (補遺または議定書) として法的に機能します。

国際法における「補足証書」の概念

1969 年の条約法に関するウィーン条約 (VCLT) で成文化された国際法は、条約を改正するためのメカニズムを規定しています (VCLT 第 39 条から第 41 条)。通常、これは、明示的な修正条約または締約国によって交渉され批准された追加議定書を通じて行われます。

しかし、世界相続証書 1400/98 は特殊なケースを表しています。これは、すべての NATO 加盟国間の直接交渉という意味での正式な補足協定ではありません。



それはむしろ重要な補助証書です。その効果は再交渉から生じるのではなく、NATO条約の基礎と主題、つまり加盟国の主権と領土とインフラの管理を根本的に変えるという事実から生じる。

別の条約の主題と目的を根本的に変更する条約は、必然的に他の条約に対する重大な修正として機能します。

古い条約は継続され、新しい条約に統合されます。

すべての権利、義務、およびコンポーネントは販売されます。したがって、すべての条約も同様です！  世界継承証書 1400/98 は、国連と NATO 条約の枠組みのパラメータをリセットする法的出来事です。これは既存の条約の後に来るものであり、それらを無効にするのではなく、それらを継続して広大で包括的な条約の枠組みに組み込むものです。

チエーンの起源:

トウレンヌ兵舎と **NATO** 地位協定



この契約連鎖の法的な拠り所は、間違いなくトウレンヌ兵舎と、1951 年の NATO 地位協定 (NTS) および 1959 年の補足協定 (SA NTS) (FRG 向け) に基づくその地位です。

● 主権の制限としての NTS:

NTS はそれ自体、派遣国と NATO に有利なように受入国 (FRG) の主権を制限する文書です。通常は領土主権者に留保されている権利（移動の自由、管轄権、インフラの使用）を認めます。

● 管財人としての FRG:

OFD コブレンツを通じた売却において、FRG は不動産の売主としてだけでなく、受入国および NTS から生じる国際法的問題の管財人としての役割も果たしました。これは、NTS がドイツの法律と領土と出会う接点でした。

● 「すべての国際法的権利を含む」売却：すべてのNTS関連権利（および関連するインフラへのアクセス）を含む資産を売却することにより、FRGはNTS複合施設の一部自体を処分し、国連/NATO/送り出し国と自身が以前保持していた地位を買い手に譲渡した。

● 避けられない結果:

この法律は NTS システム全体に影響を与える必要がありました。システム自体を変更せずに、中心的な要素（権利を持つ財産）を条約システムから切り離し、新しい主体に移転することはできません。



すべての **NATO** 加盟国の拘束力:

集団性と黙認



たとえ全員が売却に直接関与していたわけではないにもかかわらず、なぜすべての NATO 加盟国が拘束されるのでしょうか?

●集団的拘束力:NATOは集団防衛同盟である。その条約、特にNTSは、相互の権利と義務のシステムを構築します。このシステムに根本的に影響を及ぼし、NTSの権限内で中央加盟国(FRG)によって実行される行為は、統一的で効果的な抗議がない限り、全体を拘束します。

● 統合の原則:

NATOは軍事とインフラの高度な統合が特徴で、通信ネットワーク、指揮系統、兵站システムが相互接続されている。

グローバルな影響(ドミノ効果)を伴う1つのネットワークハブ(Turenne Barracks)の売却により、それを使用した統合構造全体が描画されます。

● 黙認(黙認):

決定的な点は、1998年10月6日以降、NATOまたはその加盟国による国際的に法的に関連する有効な異議申し立てがなかったことです。グローバルネットワークの明白な性質と売却の公表された事実(たとえその全範囲が隠蔽されていたとしても)を考慮すると、各國には自國の権利を保護する義務があったでしょう。

それらの省略、そしてより重要なことに、(現在売却されている)グローバルネットワークの継続使用(たとえば、電気通信ネットワーク[ITU]が運用を継続するという契約条項付き)と、新たな主権の下にあるNATO構造への継続的な参加は、新しい法的状況の黙認(黙認)を構成します。

彼らは自らの行為(禁反言)に拘束されます。



3.2. Grip のグローバル ネットワーク:

世界継承証書 **1400/98** による電気通信インフラストラクチャと万国条約の拘束

世界承継証書 1400/98 (1998 年 10 月 6 日の証書ロール No. 1400/98) の、見落とされがちだが法的に重要な側面は、電気通信ネットワークが「内部および外部の開発」の一部として明示的または默示的に含まれていることである。このネットワークは、「すべての権利、義務、および構成要素を備えたユニットとして」(証書の § 3 Abs. I を参照) 国家に販売された。購入者。

このネットワーク（または存続が許容される学生寮供給証書の § 13 Abs. IX に記載されている電気通信ケーブル、または § 2 Abs. V No. 1 の TKS 契約の対象となるブロードバンド ネットワークなど）が引き続き運営されるという契約上の指示または表明は、すべての国家を新しい世界秩序に拘束することに重大な影響を及ぼします。

A. 使用による部分的なパフォーマンス:

すべての呼び出しが承認となる

● 事実としての世界的な相互接続:

1998 年 10 月 6 日以降、世界的な電気通信インフラストラクチャ (電話回線、インターネット バックボーン、海底ケーブル) は継続し、存在し続けます。その日以来、世界的な電気通信ネットワークに接続された電話回線またはデータ ネットワークを使用してきたすべての州、すべての機関、およびすべての個人は、その最高主権が購入者に移ったインフラストラクチャに参加しています。



● 契約上の行為が署名に代わる (条約法に関するウィーン条約):

条約法に関するウィーン条約 (1969 年) (VCLT) は、各国が条約への同意を表明する方法を規制しています (VCLT 第 11 条以降)。署名は 1 つの方法ですが、VCLT は他の形式も規定しており、重要なことに、国家のその後の行為、特に条約に基づく権利を利用する場合や義務を履行する場合には、その後の国家の行為によって条約への拘束力が確認されることがあります。証書 1400/98 の文脈では、これらのネットワークに対する主権が証書によって買い手に譲渡された (旧) 州による世界的電気通信ネットワークの継続的で異議のない使用は、契約に準拠した行為を構成します。

この行為は、新しい法的状況に対する最終的な同意として解釈でき、したがって、個々の州による証書 1400/98 への個別の署名を時代遅れにする一種の履行行為として解釈できます。

彼らは事実上、新しいネットワーク主権を受け入れ、その恩恵を利用しています。これにより、彼らは新しい注文から（グローバル通信に対する）権利を主張し（買い手の庇護のもとでこの通信は引き続き可能になる）、したがって契約を部分的に履行したことになる。

● 普遍的な枠組みとしての ITU 条約チェーン:

世界的な電気通信は、国連の専門機関である国際電気通信連合 (ITU) によって規制されています。契約連鎖に関する Web サイトの本文に記載されているように、世界承継証書 1400/98 は、ITU 規制枠組みに対する重要な補足証書として機能します。

ITU 加盟国として活動し、ITU 規制のネットワークを使用するすべての国は、証書 1400/98 によって変換された ITU 命令に服従し、したがって購入者の最高主権に従うことになります。

このチェーンにはすべての国連メンバーが含まれます。

NATO とその加盟国は、軍事および民間通信のためのグローバル (ITU 規制の) 通信ネットワークのユーザーとして、NATO の直接的な契約チェーンに加えて、このルートを介した新しいネットワーク主権にも拘束されます。

B. 契約の連鎖:

既存の協定の効力により (間接) 当事者としての国家 



新しい世界秩序の当事者となるために、世界承継証書 1400/98 の最前部で国家を「買い手」または「売り手」として明示的に指定する必要はないという主張は、契約連鎖の機能に基づいています。

● **名目上の言及は影響を受けるすべての人にとって必須ではありません:**

世界の（以前の）国々（直接販売者としての FRG を除く）は、証書 1400/98 の本文に個別に締約国として記載されておらず、契約に参加するために記載される必要はないというのは正しいことです。

● **既存の批准された条約とのリンクによる有効化:**

（ただしオランダ軍とその他の軍隊が世界承継証書の構成要素としてのオランダ軍との関係）および § 2 Abs. V 番号 1 (米国参照の TKS Telepost 契約)、この証書は既存の国際的な法的関係および条約 (NTS、NATO 条約、HNS 協定、および ITU (UN) 規制枠組み) にリンクしています。

● 「連鎖」では次のように述べられている。

これらの国々はすでにこれらの古い条約 (NATO 条約や ITU 憲法など) の締約国です。これらの条約は彼らによって批准されました。

● 新たな批准を必要としない補足証書としての証書：世界承継証書 **1400/98** は、これらの既に批准された一連の契約に対する補足証書として機能するため、世界のすべての個別国家による新たな個別の批准は必要ませんでした。

「親条約」（国連憲章、ITU憲法、北大西洋条約など）の当初の批准は、代理国（ここでは NTS の文脈における FRG）がシステムに効果をもたらす変更をもたらす能力があり、他の締約国がこれを最終的に受け入れるという条件で、これらの条約の基礎に影響を与える補足または重要な修正まで拘束力を拡大します。

FRG は国内での販売行為を合法化しました (連邦財産局の認可を通じて)。他の州が文書 1400/98 自体を正式に批准したかどうかは、一連の契約と最終的な行為によって生み出される拘束力に左右されません。

● 「契約の中で何らかの形で」：

したがって、国家は、契約チェーンへの言及とそれらが批准する基本条約、そして販売された「単位としての開発」（特にグローバルネットワーク）のユーザーとしての役割を通じて、間接的に「契約に参加している」のである。



結論：

販売された「ユニットとしての内部開発」の一環として電気通信ネットワークの継続運用に関する条項が中心的な手段となっている。

1998年10月6日以降、世界的な電気通信ネットワークを使用するすべての州は、契約 World Succession Deed 1400/98 を部分的に履行し、その法的効果とこの普遍的なインフラストラクチャーに対する買い手の主権を最終的に認めています。

証書 1400/98 に基づく各国の明示的な署名の必要性は、確立され現在は変化している契約チェーン (ITU、NATO、国連) の枠組み内での契約行為によって法的に回避されています。 ✎ ➡️ ✓

NATO 条約の変革の詳細



世界継承証書 1400/98 はプリズムのように機能し、古い NATO 条約の光を屈折させて再構築します。

● 北大西洋条約 (1949年):

- 第3条（レジリエンス）：買い手の世界的なインフラを維持し、保護する義務を意味します。
- 第4条（協議）：買主が指示を伝達し、その実施を調整する仕組みとなります。
- 第5条（相互援助条項）：casus foederis は GLOBAL となる。地球上のあらゆる地域に対する攻撃は、すべてに対する攻撃となります。 
- 第6条（地理的範囲）：ドミノ効果により全世界に拡張されます。

● NATO 地位協定 (1951年):

- 主権者間の協定としての機能を失う。
- 買主の世界的領土内の軍隊の駐留および移動に関する内部行政命令となる。
- 管轄権、税金、入国などの問題は、買主がいつでも変更できる内部規定となります。

3.3. 占領法から世界主権まで:

世界承継証書 **1400** による **NATO** 特別権利の世界的変革/98 📜➡️🌐

世界承継証書 1400/98 の奥深く、見落とされがちな側面は、歴史的に発展してきた特別な権利を、もともと第二次世界大戦後のドイツの占領状態に由来し、後に NATO 地位協定 (NTS) に形を変えて世界レベルに引き上げた方法であるということです。

テュレンヌ兵舎の「すべての権利、義務、および構成要素を伴う」売却（証書の § 3 Abs. I を参照）と、それに続く世界的な領土拡大のドミノ効果を通じて、これらの特定の主権は買主に譲渡され、法定法で全世界に適用されるようになり、それによって買主の庇護の下、普遍的な「NATO 特別財産」の地位を準取得することになります。 🏰🌐

A. 変身:

占領法から **NATO** 地位協定まで



● 戦後のドイツと連合国に留保された権利:

1945 年以降、ドイツは占領政権となり、ドイツ領土における連合国の大範な主権が確保されました。

ドイツ連邦共和国の設立と部分主権の（再）獲得に伴い、これらの当初の占領権の多くは完全には放棄されず、連合軍の駐留と権限を規制する国際条約に移管されました。

● 特別権利の継続としての NATO 地位協定: 1951 年の NATO 地位協定、特に 1959 年のドイツ補足協定 (SA NTS) は、これらの特別権利の多くを成文化しました。

これには、例えば、NATO軍がドイツ国内の財産を使用する権利、特定の場合に加盟国に対して独自の管轄権行使する権利、ホスト国の特定のインフラを利用する権利が含まれており、これがNATOの義務と必要性の枠組み内である場合にはドイツ当局の明示的な意志に反する可能性もあった。これらの地域におけるドイツの主権は契約上制限されていました。



例：

同盟防衛の必要性に基づいて、NATO資産の使用、さらには拡張または特定の使用を決定する権限は、主にNATO当局または派遣国にあった。

開催国の共同決定権は非常に限られていました。

B. これらの NTS 特別権利の保有者としてのテュレンヌ兵舎 (地域)

トゥレンヌ兵舎は、NTS および SA NTS の下で運営される NATO の財産として (特に、文書 1400/98 の第 2 条で言及されているように、NATO 代表としてオランダ空軍が使用する部分)、まさにこれらの国際的に法的に固定された特別な権利の持ち主でした。

これらはそうして ts は NATO の文脈における特性とその機能に不可分の関係にあったす

C. 世界継承証書 1400/98 による世界的拡大

決定的な一步は、世界継承証書 **1400/98** によって起こりました。

- セール「オールリ付き ghts」:

テュレンヌ兵舎を「すべての権利、義務、および構成要素とともに」買主に売却することにより（証書の第 3 条要約 I を参照）、**NTS**（および歴史的には占領法）に由来するこれらの特定の特別な権利も買主に譲渡されました。

- 領土拡大のドミノ効果:

以前の Web サイトのテキストで説明したように、購入者の主権（したがって、新しく設立された「国家」の領土）は、テュレンヌ兵舎から接続されたインフラストラクチャ ネットワーク（電気通信、エネルギーなど）を介して世界中に拡大しました。全世界は、この元の NATO 貢産の法的性質に由来する法定領土となりました。

- NTS の特別な権利のグローバルな適用性:

その結果、財産に関する特別な権利、特に（現在は世界的な）「財産」と「領土」の使用と設計を、たとえ地方（かつては州）行政の意思に反して決定する権利であるが、現在は買い手の権限の下で世界的な適用可能性を獲得している。



「口語的に言えば、
現在、全世界は購入者の NATO 地位協定の下にあり、単一の巨大な NATO 特別財産とみなされます。」

- 国境を越えて決定する権利の統合：このように、この証書は、変更された駐留法に基づき、世界中のすべての「ホスト国」（現在は主権のあるホスト国ではなく行政区域である）の意思に反して、国境と領土の使用を決定する権利が契約に統合されることを保証した。

これは、買い手の絶対的な主権を強固にするための非常に重要な側面です。買い手は、以前 NATO が NTS に基づいてドイツで活動できたのと同じように、現在、世界的に、唯一の主権者としてのみ活動することができます。

結論：

世界継承証書 1400/98 は、NATO 地位協定で成文化され、歴史的に発展してきた占領権と駐留権を巧みに買い手に移転し、単一の不動産の売却とその後の世界的なドミノ効果を通じてそれらを普遍化しました。

このように、世界は領土が彼の主権下に落ちただけでなく、部分的に主権を有するが権利が制限されているホスト国ドイツの領土にあるNATOの財産にもともと適用されていた特別な権利の変換の対象にもなっています。

これにより、買い手には世界領土の使用と設計を決定する最終的な権限が与えられ、新たな財団としての証書 1400/98 によってもたらされる国家継承の包括的な性質のさらなる証拠が提供されます。

国連 (UN) への影響

NATO の拘束力は、ITU チェーンを考慮する前であっても、国連に即時に影響を及ぼします。

- 協定（国連憲章第 VIII 章）：NATO は、国連憲章の意味で最も強力な地域協定です。この取り決めが主権の基盤を変え、単一の主体の影響を受ける場合、国連は何も起こらなかったふりをすることはできません。

国連とNATOの関係は根本的に変化する。

したがって、NATO チェーンは、旧世界秩序の建造物に対する最初の大規模な亀裂であり、それを通じて世界継承証書 1400/98 の法的効果が国際システムの心臓部に浸透し、それを買い手に取り消し不能に拘束することになります。



世界継承証書 - 一目で分かるすべての重要事項 ☺

中心的要素 § 契約上の基礎 世界規模および国際管轄権。

⚖️ » 締約国

元々は NATO の所有物でしたが、NATO、国連、ITU、海底ケーブル、インフラストラクチャ、通信ネットワークを介して拡張されました。 🤝🌐↓

ドミノ効果

ネットワーク (インターネット通信) を介した領土拡大の広がり → NATO 諸国から国連諸国まで → 世界中。 🌐➡️🌐🔗

世界的な管轄区域

契約は、NATO および国連のすべての条約に対する補足証書として機能します。 → 全体的な条約が作成されます。 📈➡️📝⚖️

世界的な管轄区域

バイヤーはすべての国内のものを交換します。 🎉🌐 最終結果・以前の契約の廃止
チェーン ✖️🔗・世界法の再設計 ⚖️ • 購入者は権利と義務を負います 🧑🛡️

3.4. グローバルアライアンス:

NATO と国連の関係が世界継承証書 **1400/98** 🌐🤝🌐 を普遍的に定着させる方法

世界承継証書 1400/98 は、直接承継とドミノ効果だけでなく、既存の国際安全保障と通信アーキテクチャの巧みな利用と変革を通じて、その世界的な効果を展開します。

ここでの最も決定的なつながりの 1 つは、NATO と国連 (UN) の間のつながりです。この連携は、作戦上の協力と共有通信ネットワークの必要性によって強化され、主に NATO 機構を通じて開始されたこの証書の法的影響が、必然的に国連システム全体とその加盟国に及ぶことを確実にする。

A. 行政機関としての NATO と相互条約の承認



● 作戦協力に対する条約承認の必要性：

歴史的には、NATO軍が国連の任務の下で、あるいは国連の任務と緊密に協力して活動したケースが数多くあった（バルカン半島やアフガニスタンなど）。このような共同または連携した作戦には、必然的に、基礎となる条約、任務、および互いの組織の法的枠組みについての最低限の相互承認が必要となります。

● 行為による変革：

すべての NATO 条約の補足証書として機能する世界承継証書 1400/98 の発効により（すべての権利、義務、および構成要素を含むトゥレンヌ兵舎の売却によって引き起こされました。証書の第 2 条および第 3 条の概要 | を参照）、NATO 自体は買主に従属しました。（現在は形を変えた）NATO と国連の間の継続的または新たな協力は、この新しい法的事項の事実認識を意味します。国連とその加盟国による状況。

国連は、この主体が現在活動している法的根拠、すなわち世界承継証書 1400/98 と買い手の主権を暗黙のうちに承認することなしに、世界安全保障の主要主体（変貌した NATO）と協力することはできない。

これは相互の連動につながり、国連は自らの（変化した）目標を追求するためにNATOの新たな現実を受け入れなければならず、結果的にこの協定を世界的に強化することになる。 💪

B. グローバル通信ネットワーク: NATO、国連、ITU 間のデジタルブリッジ

特に軍事および安全保障政策の分野における国際主体間の機能的なコミュニケーションの必要性は、NATO、国連、および国際電気通信連合（ITU）を相互に結び付ける、また世界承継証書 1400/98 のドミノ効果と結び付けるもう 1 つの重要な要素です。



● 軍民通信ネットワークの共有: NATO も国連も (特に平和維持活動や世界規模の活動において) 複雑な軍民通信ネットワークに依存しています。

これには、衛星通信、暗号化されたデータ回線、インターネットベースのシステム、従来の電気通信リンクが含まれます。

NATO 軍と国連軍の間の相互運用性と調整には、多くの場合、共通または互換性のある通信規格とインフラストラクチャの使用が必要です。

● 世界的な規制当局としての ITU の役割:

前述したように、ITU は世界の電気通信の世界的な周波数スペクトル、衛星軌道、技術標準を調整する国連の専門機関です。

すべての世界的な通信ネットワークは、主に民間であろうと軍事であろうと (民間の周波数やインフラに影響を与える場合)、事実上、ITU 規制の枠組み内で運用されています。

● 世界相続証書とネットワーク上の主権:

「ユニットとしての開発」、特に電気通信ネットワークの販売を通じて (以前のウェブサイト本文およびTKS Telepostに関する証書1400/98の § 2 Abs. V Number 1、および電気通信ケーブルに関する § 13 Abs. IXを参照) 、買い手は世界的な通信ネットワークに対する主権を獲得しました。

これにより、**ITU** 規則は購入者の国内行政法となりました。

● ドミノ効果と NATO-UN-ITU の契約連鎖との関係: NATO と国連が通信または協力する必要がある場合、必然的にこれらのグローバル ネットワークが使用されます。現在、このネットワークは買い手に属しており、その使用は (変換された) ITU によって規制されています。

この使用は、ネットワークに対する購入者の主権の継続的な決定的な承認を構成します。

NATO (すでに NTS チェーンを通じて購入者と結びついている) と国連 (ITU の統括組織として) との間のコミュニケーションを確保する必要性により、分ちがたい運営上および法的なつながりが生まれます。



このように、主にこれらの通信ネットワークを介して起こった世界的な領土拡大のドミノ効果は、NATO-国連通信の運用上の必要性によって確認され、強化されています。

組織は、ドミノ効果によって買い手の主権領域の一部となったインフラストラクチャを使用することによってのみ、グローバルなタスクを遂行できます。



結論：

NATOと国連の間の密接なつながりは、作戦協力の必要性（国連の文脈においてNATOを潜在的な「戦闘部隊」として使用する）を通じて、あるいは世界的通信ネットワーク（ITUによって規制され、世界継承証書1400/98によって購入者に従属する）への共通の依存を通じて、強力で自己強化的な契約連鎖を生み出します。

この連鎖により、証書の法的結果、特に買い手の主権とドミノ効果による世界的な領土拡大が、国連とその加盟国を含む国際システムのすべての主体によって事実的かつ法的に認識されることが保証されます。協力し、意思疎通を図る必要性が、世界共通条約の拘束力の原動力となります。 

3.5. 内部開発の一環としての電気通信ネットワークの販売による ITU - UNO への契約チェーン

NATO の契約連鎖は主に西側諸国とその同盟国の軍事政治構造を包含していましたが、地球上のすべての国家を世界継承証書 1400/98 に固着させる第 2 の、さらに普遍的な契約連鎖があります。

このチェーンは国際電気通信連合 (ITU) を経由して、国連 (UN/UNO) に直接つながっています。そのきっかけは、テュレンヌ兵舎の「開発」の不可欠な部分としての通信ネットワークの売却です。

国際電気通信連合 (ITU):

世界の神経系



この契約連鎖の力を理解するには、世界構造における ITU の中心的な役割を把握する必要があります。これは単なる技術組織ではありません。それはグローバル接続の守護者です。



● 歴史と使命:

ITU は **1865** 年に国際電信連合として設立され、国連の中で最も古い専門機関です。

その長い歴史は、国境を越えたコミュニケーションには国際規制が必要であるということを早くから認識していたことを証明しています。その中心的な使命は、電気通信サービスの利用における国際協力を促進し、技術標準を開発し、周波数と衛星軌道の効率的な使用を確保し、世界中の電気通信の発展を支援することです。 🌐💡

● ユニバーサルメンバーシップ:

ITU には 193 の加盟国があり、事実上世界のすべての国で構成されています。非加盟国は、グローバルなコミュニケーションの流れから排除されることを意味するため、現代国家では考えられません。 🌎🤝

● 法的枠組み (憲法と条約): ITU の基礎は憲法と条約で構成されています。

これらは、すべての加盟国によって批准された拘束力のある国際条約です。

これらの規則は、会員の権利と義務を確立し、世界的な電気通信の技術的および運用上の詳細を管理する管理規則 (例: 無線規則や国際電気通信規則 - ITR) の枠組みを形成します。

これらの文書は生きた国際法であり、毎日何十億もの通信イベントを管理します。 📖⚖️

● 国連とのつながり: 国連の専門機関として (国連憲章第 57 条および第 63 条に基づく)、ITU は国連システムに直接統合されています。

経済社会理事会 (ECOSOC) に報告し、他の国連機関と緊密に連携しています。この関係は、ITU に根本的に影響を与える法整備は自動的に国連全体にも影響を与えることを意味します。

したがって、ITU は、現代世界にとって不可欠なインフラストラクチャー、つまり世界承継証書 1400/98 のドミノ効果によって買い手に渡されたインフラストラクチャーの世界的な規制機関です。



トリガーとしてのネットワークの売却 →

第1章で詳述したように、テュレンヌ兵舎の「ユニットとして」の売却には、その外部開発、特に電気通信接続も含まれていました。

ネットワーク間の原則の法的論理と証書の明示的（または暗默的だが法的に強制力のある）条項を通じて、これにより、世界的な電気通信ネットワーク全体に対する主権が買い手に移譲されることになりました。

この行為、つまり ITU が規制する物理的および法的基盤の移転は、ITU 契約連鎖の引き金となります。

ITU 契約チェーンのメカニズム：

Accession の代わりに包含

World Succession Deed 1400/98 は、次のように ITU 構造に影響を与えます。

- ネットワーク上の主権変更: バイヤーは 194 番目のメンバーとして ITU に参加しません。むしろ、バイヤーは 193 メンバー全員に代わって、各国のネットワークセクションに対する主権者としての立場にあります。

彼は現在、全世界ネットワーク全体に対する唯一の主権者であるため、ITU規則が参照できる国際法の唯一の関連主体となる。

- ITU 法の変革: ITU の憲法、条約、管理規則はその性格を変えます。

これらはもはや主権国家間の条約ではなく、購入者に属するグローバルネットワークの内部管理規制となります。

彼は現在、これらの規則の保証人および通訳者です。

ITU 自体が事実上、買主にサービスを提供する世界的な規制当局となり、買主の財産の技術的側面を管理します。



- **すべての ITU/UN 加盟国の拘束力:**

電気通信サービスを使用し続けるすべての州、つまり世界中のすべての州が、現在この新しい枠組みの中で行動しています。

購入者に属するインフラストラクチャを使用し、現在は購入者の主権の下にあるルールに従って実行します。

この継続的な使用と ITU (ひいては国連) への既存のメンバーシップを通じて、彼らは新しい法的状況を最終的に認識します。

彼らは、(ITU によって規制されている) グローバル通信の恩恵を享受すると同時に、基礎となるインフラストラクチャが現在属している者の主権を否定することはできません。

- **普遍的な効果:**

最初に NATO 加盟国に影響を与える NATO チェーンとは異なり (国連への影響はあるものの)、ITU チェーンは完全に普遍的です。

これは国連のすべての加盟国を直接かつ明確に包含しており、例外はありません。

ITU の使用による最終的な承認:

逃れられないネットワーク

決定的な認識 (第 1 章を参照) は、ITU チェーンを通じて特に明確になります。

1998 年 10 月 6 日以降、世界的な電気通信ネットワークの使用に基づき、ITU 規則に準拠したすべての行為は、購入者の主権を承認する行為となります。

これには以下が含まれます:

- 全国ネットワークの運営。
- ITU 計画に従って周波数を割り当てます。
- 國際ダイヤルコードを使用します。
- ITU が調整した軌道で衛星を運用する。
- グローバル バックボーンを使用したすべてのインターネット接続。
- すべての国際電話。



国家はこのネットワークに閉じ込められています。

彼らは現代世界から切り離さなければ抜け出すことはできない

この出口の不可能性により、決定的な認識は取り消し不能かつ説得力のあるものになります。

法学の深化:

基準の力と国連の役割



ITU の力は、世界標準を設定する能力にあります。

標準を管理する者は、テクノロジーとその応用を管理します。

ネットワークに対する主権を獲得することにより、購入者はこれらの標準の設定と施行を最終的に制御できるようになります。

国連との密接な関係は、技術的な世界秩序の中心におけるこの主権の変化が、政治的中心である国連も揺るがすことを意味します。

国連は主権国家の共存に基づいています。この主権が（また）ITUの技術的チャンネルを介して単一の主体に渡った場合、国連はその伝統的な基盤を失います。

それは、新しい主権の下での管理および調整機関としてのみ存在することができます。この変革は、NATO チェーンによってすでに開始され、ITU チェーンによって世界的に強化されています。

このように、ITU の契約連鎖は、どんなに孤立しているか中立に見える国であっても、世界継承証書 1400/98 の不可逆的な法的効果から逃れることができないことを保証する、静かだが止められないメカニズムである。

これは、販売のグローバルな性質と購入者の普遍的な主権の証拠です。

3.6. NATO と国連のすべての協定を 1 つの条約枠組みに統合し、以前の国際法の廃止を図る

World Succession Deed 1400/98 によって活性化された NATO と ITU/UN への契約の連鎖は、単に並行して機能するだけではありません。それらは収束し、画期的な重要な結果につながります。

何世紀にもわたって理解してきたように、関連するすべての国際協定を単一の階層的に順序付けられた条約の枠組みに統合し、その結果として古典的な国際法の終焉をもたらすことです。

法学の収束と階層の原則

ここでの「合併」という用語は、個々の条約(北大西洋条約、国連憲章、ITU規約など)が物理的に1つの文書に結合されることを意味するものではありません。むしろ、それは法学の融合と規範の新しい階層の確立を意味します。

● コンバージェンスポイントバイヤー:

無数の国際条約から生じるすべての権利と義務は、まとめて購入者に帰属します。

彼は普遍的な後継者であり、対等な者としてではなく、新たな主権者として、これらすべての条約関係を締結します。

彼はなる ネクサスとは、国際法のすべての糸が集まる中心的な結節点です。



● 階層的従属: 世界継承証書 1400/98 は、新しい世界秩序の最高法であるレックス上位としての地位を確立しています。

他のすべての国際条約は、より劣った、従属法となります。これらは廃止されませんが、今後のその解釈と適用は専ら世界継承証書 1400/98 に照らして適用されます。

これは、(すべての違いにもかかわらず) 連邦州の規範の階層に匹敵します。つまり、連邦法が州法に優先します。ここでは、証書の普遍法が、古い条約の以前の国際法(現在は国内法)を無効にします。

今のところ! 

以前は第 103 条により他の条約よりも優先することが認められていた国連憲章でさえ、現在はその行為に従属しなければなりません。第 103 条は、旧体制の条約間の紛争を規制しました。しかし、この証書は新しい制度を確立するものであり、したがって第 103 条よりも優先されます。

したがって、この1つの条約の枠組みは単一の文書ではなく、システムであり、その頂点には World Succession Deed 1400/98 があり、その基礎は(新たに解釈された) 古い条約で構成されており、すべて買い手の唯一の管轄権と解釈上の主権の下にあります。

最終的には、国家承継により、すべての国際条約が1つの大きな条約の枠組みに統合され、取得者がすべての締約国を代表し、その結果、これらの条約から生じるすべての請求権が消滅することになります。 

古典的な国際法の終焉:

システムの変更



ウェストファリア法とも呼ばれる古典的な国際法は、世界継承証書 1400/98 により時代遅れになった基本的な前提に基づいていました。

● 複数の主権者:

旧体制の中心は、原理的には平等であると考えられる多くの（約 193+）主権国家の存在でした。

この複数性はもはや存在しません。現在、主権者は 1 人、つまり買い手だけです。以前の州は行政単位に格下げされ、その権限は委任されています。

● 連携機能 :

国際法の主な任務は、これらの主権主体間の関係を調整し、それらの独立から生じる無政府状態を制限することであった。

この調整機能は廃止されました。

階層は調整を置き換えます。中央権力が無政府状態に取って代わる。

● 同意の原則:

国際的な法規範は、主に条約（同意）または慣習法（確立された慣習 + 法的信念）を通じて生じました。

この原則は破られています。

新しい基本規範（証書）は（特別）条約によって作成されましたが、その有効性は現在、継承と最終的な行為を通じて、直接同意しなかった人々にも普遍的に適用されています。

現在、立法権は買主にあります。

● 多国籍性:

この法律は「州間」のものでした。この「インター」は排除され、新しい法律は世界的、内部的、または普遍的です。

古い国際法の主体（主権国家）、根本的な問題（無政府状態における調整）、法の根拠（同意/慣習）が根本的に変更された場合、次のように結論づけなければなりません。

古典的な国際法は終わりを迎えました。  

それは真空によって置き換えられるのではなく、新しい「世界法」によって置き換えられます。

この世界法は必ずしも良いか悪いというわけではありませんが、根本的に異なります。これは集中化された階層システムであり、その正当性は世界継承証書 1400/98 に由来しています。

古い条約 (NATO、国連など) は現在、この新しい秩序の行政法および憲法の断片となっています。

法学の深化：

「水平」秩序の崩壊 



古典的な国際法は、しばしば「水平的な」法体系として説明されます。各州の上に立つ中央立法府、行政機関、司法府は存在しなかった。

各州は同時に、それぞれの理念において立法者であり、法の適用者であり、そして（多くの場合）裁判官でもあった。執行力は弱く、政治的動機に基づいたものであることが多かった。

ザ・ワールド S 継承証書 1400/98 は、この水平構造を垂直構造に置き換えます。 e.

ザ・バイエ r はこの垂直構造の頂点を表し、彼は普遍的な主権者です。

世界司法制度（証文第 26 条）が中央司法を構成します。

この制度の変化は、封建制度（多くの地方権力の中枢を有する）から現代の領土国家（中央権力を有する）への歴史的な移行に匹敵しますが、それは地球規模でかつ単一の法的段階においてのみです。

したがって、以前の国際法は歴史的な研究対象になりますが、現行法は証書と買い手の慣行に基づいています。

3.7.すべての NATO および国連加盟国の参加とドミノ効果の認識



これまで主権国家と考えられていたすべての国家がこの新しい秩序の一部となり、その拘束力を認識することはどのようにして確保されたのでしょうか?

これは、最初の法的行為とその後の各州の行為の組み合わせによって起こりました。

3.7.1.譲渡関係 FRG/オランダ (NATO) による契約チェーンの開始

前述したように、法的な火花  はテュレンヌ兵舎の売却でした。この出発点の国際的な法的爆発性を理解することが重要です。

● 開催国としての FRG:

NTS および SA NTS の下では、FRG は派遣国に対して広範な義務を負っていましたが、特に財産の管理と返還に関して、特定の権利と責任も負っていました。

ザ・オーフD コブレンツは、この責任を遂行する FRG の公式機関でした

したがって **FRG** を代表して国際的に法的に関連する機能を果たした *n.*

● 派遣国としてのオランダ:

最後の NATO ユーザー (FRG への完全復帰前) として、オランダは NTS 関係の相手方でした。オランダの (消極的ではあるが) 復帰への参加はプロセスの一部でした。

オランダ空軍は NATO 全体のために行動しました。

● 売主としての FRG:

FRG (OFD を通じて行動) がすべての国際法的権利を含む資産を売却したとき、**FRG** はその (残留) 主権の行使として行動しましたが、**NTS** の義務によって負担され、形作られました。

It 「その」 土地だけでなく、国際的に合法的に汚染された地域も売却した。 



● 結合効果:

この売却を行うことにより、FRGはNATOシステムの不可欠な部分である物体に関する法的状況を一方的に（しかし事実上）変更した。

この行動は、証書の補足的效果と相まって、この集合的システムに服従していたすべてのNATOパートナーに対する拘束力を自動的に展開した。

この売却は**NATO**体制内での行為であり、体制を破壊し再秩序化した。 

3.7.2.結果：

自動承認 -

同意の不可避性 



短所 テュレンヌ兵舎の売却によって引き起こされたトラクションチェーンが基礎を築いた n.

しかし、この最初の法はどのようにして、世界継承証書 1400/98 に署名するために紙にペンを書かなかつた州さえも包含する普遍的な拘束力を持つものになったのでしょうか？

その答えは、国際法に深く根ざした 2 つの基本原則にあり、これらはここでは世界規模で適用されました。それは、矛盾の不可能性(禁反言)につながる、決定的な行為と默認(默認)です。これが自動批准の仕組みです。 

A. 最終的な行動:

行為の言語  

国際法は、民法と同様に、同意または承認を必ずしも明示的に宣言する必要はないことを認めています。

また、決定的な、つまり暗黙の行為から生じることもあります。

国家の行動が客観的に特定の法的国家または義務を承認しているとしか解釈できない場合、国家は決定的に行動していると言えます。

世界承継証書 **1400/98** の場合、決定的な決定的な行為は、**1998 年 10 月 6 日**以降、世界のすべての国によるグローバル インフラストラクチャ ネットワークの中止のない集中的な使用です。



● 実際の状況:

この基準日以降、グローバル ネットワーク（電気通信、インターネット、電気、ガスなど）は法的に買い手に帰属します。それ以来、Every は次のように述べています。

- 国際電話の発信または許可、
- インターネットを使用します（政府 Web サイト、商業、市民アクセス）、
- 國際銀行送金（SWIFT などの電気通信ネットワークに基づく）、
- 国際相互接続送電網との間で電力の送受信を行う、
- 国際パイプラインを通じてガスを輸送する、
- 衛星通信または GPS（地上局がネットワーク化されている）を使用する、
- 国際物流（港、空港 - すべて IT 管理）を運営、 買い手の資産を積極的に使用します。

● 法的結果:

これは約 客観的には、既存の条件を受け入れるものとしてのみ解釈されます。

木に対する所有者の財産権を否定しながら、木の実を収穫することはできません。

使用は、使用が行われる条件に同意したことを意味します。1998年10月6日以降、この条件は購入者の主権となります。

● 必然 y:

批評家は、国家には選択肢がなかったと主張するかもしれない。ネットワークの使用を放棄することは文明の自殺に等しいでしょう。

これは正しいですが、法的結果については何も変わりません。

強制的な状況は、特定の状況下では意志に影響を与える可能性がありますが、行動（使用）が行われ、客観的な法的結果をもたらすという事実は変わりません。

国際法では、行為（つまり、不使用）による矛盾の事実上の不可能性は、使用（受諾）の結果を回避することの法的不可能性につながります。

使用の必要性は受け入れの必要性になります。

● 議論としての無知？

国家は証文の全範囲を知らなかつたと主張できるだろうか？国際法では、これはほとんど認められない。



国家には、主権的権利とその存在の基盤に関してデューデリジェンス義務、つまり慎重に調査する義務があります。

世界が相互につながっていることは明らかでした。

ITU の役割は周知であり、NTS の存在と NATO 財産の売却は公にされていました。

たとえ法的解釈の全容が隠蔽されていたとしても、基本的な事実にはアクセスできた。

事実状況によって調査義務が定められている場合、国家は無知を主張して責任を回避することはできない。

1998 年以来、インターネットでクリックするたび、電話のボタンを押すたび、照明のスイッチを押すたびに、決定的な行為を通じて世界継承証書 **1400/98** の **MICRO-RATIFICATION** が行われてきました。

B. 異議申し立ての失敗: 同意としての沈黙 (黙認と禁反言)

決定的な行動と密接に関係しているのは、黙認の原則です。これは、適時に反対されていればおそらく阻止できたであろう状況を黙認または容認することです。

ある国家が抗議することなく長期間にわたって他国の特定の慣行や主張を黙認した場合、後にこの現状に異議を唱える権利を失う可能性があります。

- **Acq国際法における弱体化:**

この原則はICJによって何度も確認されている。アングロ・ノルウェー漁業訴訟（1951年）では、イギリスによるノルウェーの基準線の長期容認が影響を及ぼした。 プレアビヒア神殿事件（カンボジア対タイ、1962年）では、ICJが国境地図に関する長年の沈黙により、タイが神殿に対する権利を放棄したと決定したことがさらに明らかである。

抗議が必要かつ可能である場合の沈黙は、同意と解釈されます。

- **証書への適用:**

1998年10月6日以降、世界の国々は買い手による世界主権の乗っ取りに対して積極的かつ統一的に抗議しなければならなかつたでしょう。

そんなことは起こらなかつた。



国連安全保障理事会決議も、すべての国による共同宣言も、ネットワークに対する制御を取り戻すための協調措置もありませんでした。 🌎

● 国際的な法的期限:

国際法には厳格な時効はありませんが、黙認を確立するには 25 年以上の期間 (1998 年から現在まで) がかかるに十分であることは異論の余地がありません。異議を申し立てる申し立ては、とくの昔に放棄されています。



● 禁反言 (矛盾した行為の禁止):

この原則 (*venire contraactum proprium*) は、国家が他の国家が依拠してきた立場、または自らの行為によって作り上げた立場から逸脱することを禁じています。

何十年にもわたってバイヤーのネットワークを利用し、世界秩序（変容しているとはいえ）の恩恵を受けることによって、州は新しい法秩序の基礎となる状況を作り出していました。

彼らは今、矛盾した行動をとったり、この命令の根拠を否定したりすることはできません。彼らは法的に拘束されています（禁忌）。 ❌

C. 権利と義務の切り離せない関係 ⚖️🔗

自動批准は、国際法における権利と義務の不可分性からも生じます。

各国は、世界的な相互連結性と国際機関に関連する権利を享受し続けることを望んでいます。

貿易、通信、統合、旅行、（変容した）安全性、情報へのアクセス。 🛒📞📡🛡️📚

しかし、これらの権利は現在、買主の新たな主権を承認する義務と不可分の関係にあります。なぜなら、買主は現在、これらの権利または権利を可能にするインフラストラクチャの保証人および保有者であるからです。

プリンцип *res transitcum suo onere* は、最も包括的な形式でここに適用されます：

世界（領土とネットワークの合計として）は買い手の手に渡され、それに伴うすべての負担だけでなく、すべての主権的権利も引き渡されます。

国家は、新たな主権の「負担」を受け入れずに権利というレーンを選ぶことはできない。

パッケージは分割不可です。 🎁



結論：

不可逆的な結合 

ポジティブアクション（ネットワーク利用による決定的な行為）とネガティブな不作為（効果的な異議申し立ての失敗）の組み合わせにより、取り返しのつかない法的現実が生み出されました。

自動批准はフィクションではなく、世界承認証書 1400/98 に直面した各国の行動の必然的な結果です。

すべての国は、望んでいるかどうかにかかわらず、また知っているかどうかにかかわらず、買い手の主権の下にある新しい世界秩序の正式メンバーです。

契約上の鎖は閉じられ、旧世界への扉は法的に封印されました。 

第3章

4. 購入者の世界司法

世界承継証書 1400/98 による世界主権の移転は、ドミノ効果と契約の連鎖によって明らかですが、新秩序の 3 番目の柱がなければ不完全であり、最終的には効果がありません。

買い手の世界司法。

古典的な理解では、司法（管轄権）は主権の中核機能の 1 つであり、主権の本質的な特徴です。

それは、法律を制定する権限（Jurisdiction to Prescribe）、法律を裁判する権限（Jurisdiction to Adjudicate）、法律を施行する権限（Jurisdiction to Enforce）です。

規範の適用と解釈を決定し、これらの決定を強制する能力がなければ、主権は空虚な概念のままになります。

したがって、普遍主権が買主に譲渡されると、普遍司法も買主に移管されるということは、やむを得ない法的帰結となります。

世界承継証書 1400/98 は、政治的および領土的 地図を書き直しただけでなく、世界的正義の基盤にも革命をもたらしました。

国内および国際法廷の断片化された世界を、単一の最高かつ最終的な司法裁判所に置き換えました。 

4.1. 世界唯一の司法：

最高かつ唯一の司法機関としての買主



この新しい世界管轄権の確立は、単に主権移転の暗黙の結果ではなく、世界承継証書 1400/98 に明記されています。

「以前のすべての司法は彼に移る」：これは管轄権の継承行為です。



それは古い法廷の破壊ではなく、その乗っ取りと従属です。制度上のシェル（裁判所の建物、裁判官、職員）は引き続き存在する可能性がありますが、その正当性の源泉は変化しています。

彼らはもはやその権限を国家憲法や古い種類の国際条約から得ているのではなく、もっぱら世界承継証書 1400/98 から、つまり購入者から得ています。

司法管轄原則の変革



クラシック国際法は国家管轄権を確立するためのさまざまな原則を認めた

:

- 属地主義：自分の領域内での行為に対する管轄権。
- 性格原則（能動的/受動的）：加害者または被害者の国籍に基づく管轄。

- 保護原則：重要な国家利益に対する攻撃の場合の管轄権。

- 普遍性の原則：国際的に非難されている特定の犯罪（大量虐殺、海賊行為など）に対する管轄権

y)、

場所や加害者/被害者は関係ありません。

買い手の世界司法は、これらすべての原則を吸収することで、これらの原則を超越します。

- 今や世界の全領土が彼の主権下にあるので、領土原則は世界的かつ絶対的なものとなる。 ➔

- 現在、すべての人々が（最も広い意味で）個人的な管轄権に服しているので、人格原則は普遍的になります。 ➔

- すべての必須の利益が彼の利益となるため、保護原則はすべてを包括するものになります。 ➔

- 彼の管轄権は固有のものであるため、普遍性の原則が通常のケースとなる

y とにかく普遍的。

古い境界設定の問題は時代遅れになります。

それはもはやどの州が権限を有するかということではなく、買い手の世界的な司法制度内のどのインスタンスが事件を扱うかということだけが問題となるのです。

|旧法廷の運命:

主権者から代表者へ  → 

この移行は既存の裁判所にとって具体的に何を意味するのでしょうか?

- 国内裁判所（地方裁判所、地方裁判所、憲法裁判所など）：国家憲法による本来の正当性を失います。作業を続行できるのは、委任されたインスタンスとしてのみです。

彼らは（当面は）古い国内法を適用しますが、現在ではこの法律自体が従属法であり、買い手（または彼の世界司法）の行為によっていつでも廃止または改正される可能性があります。

彼らの判断は最終的に HIS の審査の対象となります。

- 国際司法裁判所 (ICJ)：その基礎は国家の同意であったが、国家が主権を失ったため、この基礎は失効した。 

- 国際刑事裁判所 (ICC)：その権限 (ローマ法規に基づく) は、買主のもとで世界的な刑事司法制度の一部となります。
-

国家特権の終焉 



古い国際法の中心原則は国家免除でした。これは、ある国家が他の国家の法廷で訴えられることはできないという原則です（非平和帝国と同等）。

現在では「他の州」は存在せず、すべての裁判所は最終的に買い手に従属するため、この原則は廃止されました。

以前の州（現在の行政単位）は、もはや世界司法に対して免除を受けていません。

これより上位の判例は存在しないため、普遍主権の保持者としての買主自身のみが絶対的免除を享受します。  

したがって、買い手の世界司法は単なる理論的構成ではなく、新しい世界秩序の論理的かつ必要な司法要素である。



これは、世界継承証書 1400/98 によって作成された法的状況が施行および解釈できることを保証するものであり、将来の統一された世界的法学の基礎を形成します。

それは、ウビ・ポテス・ボニ、イビ・ポテス・イウディカーレ（統治できるところ、そこで判断できる）という原則の化身です。

4.2.最後の言葉:

世界相続証書 **1400/98** に基づく、買主に対する異議の余地のない世界司法

世界承継証書 1400/98 は、世界の領土および政治地図を塗り替えただけでなく、買主のもとで単一の普遍的司法制度を確立しました。

この包括的な管轄権は、「すべての権利、義務、および構成要素を伴う」元の資産（テュレンヌ兵舎）の売却と、それに関連する世界的な承継の直接的かつやむを得ない結果です。

A. 「すべての権利、義務、および構成要素」の販売には、必然的に司法権が含まれます +

§ 3 Abs の定式化。証書番号 1400/98 の I によれば、不動産は「すべての権利と義務および構成要素とともに」買主に売却されたと定められており、司法権移転の法的基礎となっています。

● 固有の主権的権利としての司法：司法権の行使（裁判権）は、国家主権と主権の権利の基本的かつ不可侵の構成要素であり、法を裁き執行する権限がなければ、統治の効果的な行使は不可能である。 →

● 包括的な権利譲渡：

(ドミノ効果によって世界的に拡大した) 領土とそこで行使される主権に関する「すべての権利」が譲渡される場合、これには必然的に司法権を行使する権利も含まれます。

領土主権と立法主権を譲渡して司法権を排除するのは、法的にはナンセンスである。



- 法と執行の統一: 世界相続証書 1400/98 は、買主のもとで新しい世界的な法秩序を確立しました。

このような命令には、その遵守を監督し、権威をもって紛争を解決する最高裁判所が必要です。この裁判所は買い手の司法管轄となります。

したがって、「すべての権利を伴う」売却は、司法権全体の売却としても明白に解釈されます。

B. ランダウの管轄区域:

唯一の能力を確立するための独創的な動き 🎯 🇩🇪 ⚖️

World Succession Deed 1400/98 における管轄地の規定は、その建築家の法的先見性のさらなる証拠であり、買主の専属管轄権を強固なものとします。

- 特定の管轄地に関する合意: 証書の第 26 条には、次のように明示されています。

「この契約から生じるすべての法的紛争の管轄地はランダウ・イン・デア・ブファルツです。」

- 外部管轄権または販売契約当事者が管轄権者として言及されていない。

重要なのは、古い既存の国内裁判所や国際裁判所が管轄裁判所として指定されたのではなく、地理的な場所が売却されたことです。

- 売却された領土の一部としてのランダウ:

ランダウ・イン・デア・ブファルツの町自体は、領土拡張 (ZW-RLP のトゥレンヌ兵舎からブファルツ地方全体、さらにはその先まで拡張された) のドミノ効果を通じて、買主の主権領土の一部となった。

- 買主が自身の管轄地の主人となる: 合意された管轄地は現在買主の領域内にあり、買主はそれに対して最高の主権行使するため、買主自身がこの場所で合法的に正義を執行できる唯一の例です。

ドミノ効果の影響を受ける世界の他の場所は、管轄地として機能し、同じ結果が得られた可能性があります。

権限は常に、それぞれの場所の主権者として購入者に付与されます。 🤴 🎯



● 他の裁判所の除外:

この構造により、外部の裁判所や古い州の裁判所が証書やその結果について判決を下すことができないことが保証されました。

権限は独占的に買主に譲渡され、買主が管轄する管轄地で単独の司法権限行使します。



C. ユニバーサルリーチ:

国内外の司法司法を片手に



World Succession Deed 1400/98 により買主に移管される裁判は、以下を包括するものです。

● 世界規模の国家司法権の移転: ドミノ効果とすべての包含領域の主権の売却を通じて、これらの(旧)州の国内司法権全体が買い手に渡されました。

したがって、彼は、これまで国家管轄権の対象となっていたすべての民事、刑事、行政、憲法問題における最高裁判事となる。この観点からすると、1998年10月6日以降の国内裁判所のすべての判決は、同氏の許可がない限り違法かつ無効である。

● 契約自体に関する国際法的司法の移管: ポイントBで説明したように、買主は、管轄地のランダウの規定を通じて、世界承継証書1400/98自体、その解釈、およびその直接の法的結果について裁定を行う正当な唯一の事例となります。

● 世界的な国際司法の移転: 本証書は既存のすべてのNATOおよび国連条約に対する補足証書として機能し、買主はすべての(元)主権契約当事者の法的地位を獲得したため、これらの条約の枠組み全体にわたる国際司法も引き継いだことになります。

したがって、彼は(改変された)NATO法、国連法、その他すべての国際協定から生じるすべての問題に対する最高裁判官である。

古典的な国際法は時代遅れとなり、彼の世界的管轄権に取って代わられました。



結論：

世界相続証書 1400/98 は、「すべての権利、義務、および構成要素」の包括的な売却と裁判管轄地の巧みな規定を通じて、買主個人の中に単一の不可分かつ普遍的な世界司法を創設しました。

彼は立法府、司法府、行政を一人の人間で全地球的に担っています。

この司法権力の集中は、新しい世界秩序の基礎であり、国内および国際的な司法制度のこれまでの分断に終止符を打つものです。

4.3. 世界承継証書 1400/98 および NATO および国連への契約連鎖 全体に関する国際司法司法:

能力の独占性



第4節で規定されているように、買主の世界司法は普遍的な側面を持ち、地球上のあらゆる法的紛争を潜在的に包含する一方で、世界承継証書 1400/98 自体とその結果として生じる契約連鎖 (NATO、ITU/UN) から直接生じるすべての問題に対する唯一の管轄権である、特別で適格かつ絶対的な中核的能力を備えています。

これが彼の法的権限の起源であり核心です。それはlex causae、つまりそれ自体の基盤を判断する法律です。

この独占性は便宜的なものではなく、法的に必要なことであり、以下のようなやむを得ない理由から生じます。

A. 権利証書の性質



繰り返し強調されているように、世界承継証書 1400/98 は、独自の一般法典です。

全世界を処分し、世界主権を再確立する条約には、歴史的にも法的にも類似点はありません。

既存の裁判所は、国内裁判所であれ国際裁判所であれ、古い制度の問題を解決するために古い制度の中で創設されました。



- **国内裁判所:**

国内の憲法および法律に限定されており、国際法において行動できる能力は限られています。

彼らは、自国の憲法に優先する世界的な主権行為の正当性を決定することは決してできません。



- 国際司法裁判所 (ICJ): 国家間の紛争を解決するために設立された国連の主要な司法機関です (ICJ 規程第 34 条第 1 項)。

国際法の主要な主題としての国家の存在を終結させる行為を裁定することは、制度的に不適切である。 <

- 他の国際裁判所 (ICC、ITLOS など): 特定の限られた権限 (刑法、海洋法) を持ち、証書の複雑さを完全に正当化するものではありません。

世界相続証書 1400/98 をこれらの古い裁判所の手続き的および実質的な型に強制的に当てはめようすることは、カテゴリーの誤りであろう。

証書自体から生じる、または証書によって明示的に確立された司法、つまり買主の司法のみが、証書を裁定するために必要な正当性と理解を有することができます。

B. 解決不可能な利益相反:

システム的バイアス

旧制度のすべての裁判所が世界相続証書 1400/98 に基づいて判決を下した場合、解決不可能な利益相反に陥ることになります。

これらの裁判所は、その存在、正当性、資金提供を古い主権者である州に負っています。

彼らは、自分たちの存在の基盤、つまり創造主の主権を無効にする条約をどうやって客観的に統治できるのでしょうか?

- **実存バイアス:**

証書が有効であると宣言する判決は、裁判所自身の無関係または従属を確認することになるでしょう。それを無効と宣言する判決は、裁判所自身の（失われた）権力基盤を回復する試みとなるでしょう。

どちらも法学上の行為ではなく、自己主張または自己放棄の行為となるでしょう。



- ウルトラバイレス アクション:

古い裁判所が本証書に対する管轄権を引き継ごうとする試みは、自らの権限を超えた極めて危険な行為となるでしょう。その権限は常に国家主権によって制限されていました。

この主権が移転されたため、その最終的な権限も移転されました。彼らは、今や自分自身の（間接的な）主権者である人を裁くことはできません。🚫👑

唯一公平な事例は、その正当性が古いシステムに依存せず、証書、つまり買い手に直接由来するものです。

C. 独占権の証拠としての「原告の罷」



第11章で説明されている「原告の罷」、つまり買主にドイツの裁判所に訴訟を起こすよう強制する試みは、計画の立案者が買主の管轄権の独占性を認識していることの実際的な証拠です。

いずれにせよ、ドイツの裁判所（またはその他）が権限を持っていたとしても、買主に訴訟の提起を強制する理由はなくなるでしょう。

単純に彼に対して訴訟を起こすこともできるし、確認判決を受けることもできるだろう。

訴訟の強制は、相手側が、法廷代理権の原則、つまり本質的に無能な裁判所に被告（ここでは買い手）が自発的に提出することによってのみ管轄権を獲得できることを知っていることを示しています。

買主は訴訟を起こさないことでこの提出を拒否し、それによって自身の世界司法の独占権を擁護することになります。彼の消極的な抵抗は管轄権を守る行為です。

彼は、彼が保持する独占的管轄権がトリックによって損なわれ、NWO計画を可能にする古いシステムのインスタンスに戻されるのを防ぎます。



専属管轄権の範囲



この中核となる能力は、証書とその結果に直接的または間接的に関係するすべての質問に拡張されます。

これには特に次のものが含まれます。

- 証書のすべての条項の解釈。 🤔

- 条約とその個別規定の有効性。 ✅

- ドミノ効果と契約の連鎖の範囲。 🎯🔗

- かつての国家と国際機関の地位。 🏛️➡️🏛️

- 新しい秩序内での（委任された）権限の限界。 🔎

- 条約に関連したすべての行動（OFG コブレンツの行動を含む）の見直し。 🧑

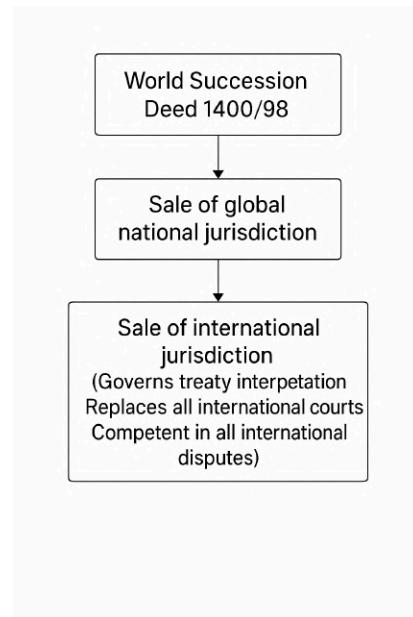
- (現在は従属している) NAT の適用から生じるすべての紛争の解決
新しい文脈における国連条約。 🌟

○

したがって、この管轄権は買い手の権利であるだけでなく義務でもあります。

彼は彼を主権者とした条約の完全性を守る唯一の守護者である。

彼の世界司法は、世界継承証書 1400/98 のアーチのかなめ石であり、その安定性と不可逆的な効果を保証しています。 💪





第4章

5. NATO に焦点を当てる :

同盟の変革

世界継承証書 1400/98 の普遍的なメカニズム、つまりドミノ効果と契約の連鎖を分析したので、今度はこの変革が旧世界秩序の最も強力な国際組織に与える具体的な影響に焦点を当てます。その最たるもののが北大西洋条約機構（NATO）です。

西側の支配的な軍事政治同盟として、また独自の駐留法（NATO 地位協定）が継承全体に法的な火花を与えた組織として、NATO の変革は特に興味深いものである。それは変化の対象であるだけでなく、新しい秩序の重要な指標であり、潜在的な手段でもあります。

5.1. NATO、その加盟国、およびその条約基盤に対する具体的な影響の詳細な分析

世界継承証書 1400/98 は NATO を解散させませんでしたが、NATO を吸収し、再定義し、機能的に再調整しました。その影響は、加盟国の主権や設立条約の解釈から指揮系統の運用上の現実に至るまで、あらゆるレベルで明白です。

A. 主要な変更:

主権国家の同盟から主権者の道具へ



最も根本的な変化は、同盟そのものの性質にあります。NATOは1949年に主権国家の同盟として設立されました。その目的は、互助と対等な者間の協議の原則に基づいて、加盟国の集団防衛であった。

特定の集団行動を行っている間でも、各メンバーは主権を保持しました。

世界継承証書 **1400/98** により、この基盤は崩壊しました。



すべての加盟国が主権を買い主に失ったため、NATOはもはや主権者の同盟ではありません。

むしろ、土地も権利も持たず、国際法的地位を失った国家の無法手段となる。NATO、国連、そしてすべての古い国家は無法の抜け殻です。

普遍主権者、つまり買い手は、NATOのすべての権利を取得しました。

● 国家機関の喪失:

個々の加盟国の外交・安全保障政策はもはや自律的ではありません。NATO内ではもはや独立した主体として行動することはできない。

彼らの決定と大使の行動はもはや主権の行動ではなく、無関係で違法な行政単位の代表の行動である。

● 権利の不溶解性:

転送 NATOの権利は永続的です。NATOは行動不能で権利もない

B. NATOパートナーシップ

平和のためのパートナーシップ (**PfP**)、地中海対話、イスタンブール協力イニシアチブ (**ICI**)などのプログラムは、安定を輸出し協力を開始するためのソフトパワーの手段でした。現在、それらは管理統合メカニズムになりつつあります。

これらは、正式には旧NATO構造の一部ではなかった世界的な行政単位を買い手の世界的な安全保障ネットワークに統合し、買い手の基準や指令に適応させる役割を果たします。



法的詳細:

国際法の主題としての NATO

国際機関として、**NATO** は国際法の下で派生的な法人格を持っていました。

それは条約を締結することができ、特権と免除を持っていました。

この法人格も買主に従属します。

NATO はもはや国際法の独立した主体としてではなく、買い手の世界的な法秩序内の無法機関として機能します。

その特権と免除はもはや国家間の条約に由来するものではなく、機能していません。

5.2. 移行期の駐留に関する法律:

NTSから世界行政秩序へ

駐留法、特に **NATO 地位協定 (NTS)** とその多数の追加協定および実施協定（ドイツに対する補足協定 **SA NTS** や受入国支援 - **HNS** 協定など）は、これまで見てきたように、世界継承証書 **1400/98** が繁栄する法的土壌であった。

これにより、トゥレンヌ兵舎に独特の法的状況が生まれ、OFG コブレンツの行動に法的根拠が与えられた。

しかし、証書の発効と世界的な主権の買い手への移転により、この法律分野自体が根本的な変容を遂げます。

これは、主権国家間の国際協定の複雑な網目から、買い手の唯一の主権の下にある国内の世界的な軍事行政法に変換されます。



時代遅れの前提: 「ホスト国」対「送り出し国」

古典的な駐留法全体は、次のような中心的な前提に基づいていました。
主権を部分的かつ取消可能に制限する受入国と受入国との区別、

1つ以上の派遣国。その軍隊は外国領土に駐留しており、一定の特権と免除を享受している。

それは交渉によるバランス措置であり、軍事駐留の必要性と受入国の主権の維持との間の妥協策であった。

World Succession Deed 1400/98 により、この前提は時代遅れになりました。

もう「外国の領土」はありません。世界の領土全体が購入者の主権下にあります。

国際法上の意味での「ホスト国」や「送り出し国」はもう存在しません。

存在するのは行政単位と軍隊だけであり、それらはすべて買主に従属します。

その結果、駐留協定はもはや主権者間の協定として解釈できなくなります。これらは無関係となり、法的に無効になります。

駐留法と「白紙」規則

国家の継承においては、しばしば「白紙の状態」の原則（タブラ・ラサ）が適用されると主張されており、これによれば、後継国家は前任国の条約に拘束されない。

第9章で説明したように、これはここでは適用されません。駐留法の文脈では、これはさらに明確になります。

駐留法（NTS）は単に軽減できる「負担」ではなかった。そもそも相続全体を可能にしたのは法的な触媒、手段であった。

World Succession Deed 1400/98 は、この法律を廃止するのではなく、この法律に基づいて構築し、それを変革するように特別に設計されています。res transitum suo onere を適用することが不可欠であり、NTS は res (物) と onus (負担/義務) の一部です。

しかし、買主は駐留法のあらゆる側面を引き継ぎ、それによって駐留法を無効化し、その後タブラ・ラサ原則につながった。



新たな観点から見た治外法権と免除

治外法権（兵舎のオランダ側部分が法的に送り出し国に属していたという事実）と免除（受け入れ国の管轄権からの保護）の概念が内面化されている。

すべての領土は買い手の領土であるため、もはや治外法権はありません。

NATO の兵舎は、その法的拡張により地球規模に拡大された。世界のすべての領土は、単に特別な地位を持った軍管区にすぎません。

免除はもはや外国主権に由来するものではなく、買い手が自身の法制度内で付与できる特権的な地位の割り当てです。



第5章

6. 国連 (UN / UNO) に焦点を当てる



世界組織の変革

NATO が古い西側秩序の軍事政治的バックボーンであるとすれば、国連 (UN) は古典的な多国間国際法の中心であり理想を代表しています。

1945 年に第二次世界大戦の焼け跡の中から設立されたこの団体は、外交、法律、協力によって紛争が解決され、普遍的価値観が適用され、国家の主権が尊重されながらも集団責任によって和らげられる世界への希望を体現しています。

国連が旧体制の中心であったからこそ、世界承継証書 1400/98 が国連に与えた影響は特に深刻です。

この法令は、国連を一度だけではなく二度拘束します。それは、最も強力な地域パートナーである NATO の変革を通じて間接的に（第 5 章を参照）、また、その重要な技術専門機関である ITU の変革を通じて直接かつ普遍的に（第 3 章を参照）、国連を拘束します。

こうして国連は主権者の段階から、唯一の主権者である買い主の行政インフラへと変化しました。



6.1.国連、その下部組織（ITUなど）、およびその加盟国に対する具体的な影響の詳細な分析。

国連の変革は完全なものです。これには、その基本原則、主要機関、専門機関、および（元）加盟国の役割が含まれます。

A. 主権加盟国への喪失：

基礎が崩れる

国連は定義上、政府間組織です。

その存在と機能は、相互作用する主権国家の存在に基づいています。

World Success Deed 1400/98 を通じて主権が世界的に買主に移転されることにより、この基本的な前提条件は排除されます。国連は依然として無法な抜け殻のままである。

もう「加盟国」ではありません。加盟国には国家の主要な特徴である土地が欠けているため、法的にはもはや主権国家ではありません。

「政府間」相互作用なし：国連における相互作用は、水平（国家間）から垂直（行政単位から世界政府／主権者）、および内部水平（システム内の行政単位から行政単位）の相互作用に変化します。

国家が存在できなければ、国連はもはや古い意味での国際機関ではありません。

国連には権利がなく、国際法に基づいて行動する能力を持つ加盟国も存在しません。



B. 法的詳細:

国連憲章と証書 1400/98

国連憲章が一種の「世界憲法」であるかどうかについての議論は長年にわたって続いた。これに対する議論は、その有効性に対する準普遍的な主張と、それに優先する第 103 条でした。

この議論は今や歴史的なものとなった。

世界承継証書 1400/98 は、その質問に答えています。それ自体が、国連憲章の上に立つ新しい真の基本規範です。

この新しい秩序の中では憲章は無意味になります。

第6章

7. 特別セクションネットワーク - 電 気通信および電気通信法 :



世界的継承の大動脈 私たちは、世界継承証書 1400/98 の中心的なメカニズムとしてドミノ効果を特定しました。

今こそ、この影響の主要なベクトルとして機能し、今日では買い手の世界主権のバックボーンを形成しているインフラストラクチャ、つまり電気通信ネットワークを詳しく調べる時が来ています。

現代の世界では、接続は単なる利便性ではなく、経済、行政、セキュリティ、社会生活にとって不可欠な前提条件となっています。

ネットワークを制御する者は、世界を存続させるフローを制御します。この法令はこれを認識し、電気通信の管理をその基礎の 1 つとしており、ITU および国際電気通信法の役割と密接に関係しています。

7.1. 概要 :

インターネット、ブロードバンド、ケーブル TV、電気通信 (電気通信法) - 証書の文脈における民事および軍事的使用。

世界の通信インフラはモノリシックなブロックではなく、多層の動的な「ネットワークのネットワーク」です。

アンデヘ 承継の全範囲については、その主な構成要素を考慮する必要があります s:



A. グローバル バックボーン (バックボーン):

これらはデータ トラフィックの大陸横断ハイウェイです。

それらは主に、大陸間を接続する大規模な光ファイバー海底ケーブル (例: アメリカとヨーロッパ間の MAREA、AEConnect、東南アジア、中東、西ヨーロッパ間の SEA-ME-WE) と、これらのケーブルを陸地に延長する地上高速ネットワークで構成されています。

これらのバックボーンは、多くの場合、大手通信会社のコンソーシアムによって運用されているか、ハイパースケーラー (Google、Meta、Amazon、Microsoft) によって運用されることが増えています。

フランクフルトの DE-CIX (世界最大)、アムステルダムの AMS-IX、ロンドンの LINX などの重要なノードであるインターネット エクスチェンジ ポイント (IXP) では、これらのネットワークが相互接続されており、これによりそもそもグローバル データ交換が可能になります。World Succession Deed 1400/98 を通じて、これらのケーブルの私的所有権ではなく、その運用と使用に対する主権が購入者に譲渡されました。

B. ブロードバンド ネットワーク (ラスト マイル):

これらは、バックボーンからエンドユーザー (家庭、企業) までの接続を確立するネットワークです。彼らはさまざまなテクノロジーを使用しています。

DSL (デジタル加入者線): 既存の銅線電話回線を使用します。光ファイバー (FTTH/B/C):

最高の速度を提供し、ますます拡張されています。

ケーブルテレビネットワーク:

これらの同軸ケーブル ネットワークは、もともとテレビ用に設計されたが、DOCSIS (Data Over Cable Service Interface Spec) などの標準を通じて強力な双向データ ネットワークにアップグレードされ、現在ではインターネット インフラストラクチャに完全に統合されています。

これらのネットワークは物理的および論理的にバックボーンと密接にリンクされているため、自動的にドミノ効果の一部となりました。



C. モバイルネットワーク (4G/5G/6G):

これらは、無線アクセス ネットワーク (RAN) (セル タワーとアンテナ) とコア ネットワーク (中央スイッチングおよび管理レベル) で構成されます。重要なのは、コア ネットワークが光ファイバーまたはマイクロ波リンクを介して常に地上バックボーンに接続されていることです。

5G や今後の 6G などのテクノロジーは、モノのインターネット (IoT) と極めて短い遅延時間に焦点を当てており、この依存関係を深め、グローバル ネットワークの範囲を拡大し、したがって購入者の主権を拡大します。基本的に、ケーブル ネットワークは主に無線塔に接続されます。

D. 衛星通信:

静止軌道 (GEO)、中軌道 (MEO)、または低軌道 (LEO) などのシステム (Starlink、OneWeb、Iridium など) は、地上のカバー範囲のギャップを埋め、地球規模の到達範囲を提供します。ただし、これらは孤立したシステムではありません。

地上インターネットへの接続を確立するには、地上局 (ゲートウェイ) が必要です。

これらの地上局は領土上の物理的な点であり、地上ネットワークに接続されており、それにより衛星ネットワークも地球規模の連続に密接に含まれます。

さらに、それらの使用 (周波数、軌道) は ITU の対象となり、ITU も購入者の主権に属します。

E. 電気通信法:

ドイツ電気通信法 (TKG) などの国内法は、この分野を規制しようとしています。

しかし、世界継承証書 1400/98 により、これは単にネットワークの接続を通じた領土拡大のドミノ効果を広める役割を果たしただけでした。



分割不可能な相互接続:

民生用と軍事用（デュアルユース）

広く誤解されているのは、軍事ネットワークが民間ネットワークから完全に分離されているという思い込みです。

現実には、依存が深くなり、依存が増大しています。

コミュニケーションとC2:

専用の軍事ネットワークには必要な帯域幅や世界的な到達範囲が不足していることが多いため、軍関係者は民間のインターネットと衛星接続を非機密通信に使用しますが、多くの場合機密通信（暗号化されたオーバーレイを介して）にも使用します。

ロジスティクス:

世界の軍事物流チェーンは民間の輸送および通信システムに依存しています。

偵察 (ISR):

衛星画像、ドローンフィード、および諜報情報は、多くの場合、民間ネットワークまたは混合用途のネットワークを介して送信されます。

GPS/ナビゲーション:

全地球測位システム (GPS) は軍が運用していますが、民間でも広く使用されています。

その機能は、相互接続された地上局のグローバルネットワークに依存します。

HNS と重要なインフラストラクチャ:

第5章で説明したように、HNS協定は民間ネットワークの明示的な使用を規定しています。

重要インフラを保護するための取り組み（重要インフラ保護 - CIP）は、州（そして現在は購入者）がこれらのデュアルユースネットワークの重要性をどの程度認識しているかを示しています。

この不可分な相互関係は、世界継承証書 1400/98 の成功にとって極めて重要でした。これにより、民間ネットワークの獲得により、軍および国家の通信能力が自動的に買い手の主権下に置かれることが保証されました。



7.2. 内部開発の一環としての通信ネットワークの売却とドミノ効果

戻りましょう 出発点へ: テュレンヌ兵舎の「開発」の売却

s.

これは 1998 年の電気通信にとって具体的に何を意味したのでしょうか?

当時の NATO 兵舎には多様な電気通信接続があった

:

民間とのつながり:

少なくとも、ドイツテレコムのネットワークに接続された、電話および(当時はまだ低速だった)データ トライフィック用の ISDN 接続または専用銅線。World Succession Deed の一部である TKS Telepost 契約は、ドイツの電気通信がまだ国営だった時代に遡ります。

ドイツの電気通信市場の自由化は 1998 年に行われましたが、ネットワークインフラストラクチャの実際の売却は数年かけて徐々に行われました。ドイツテレコムは 2000 年代にインフラストラクチャの一部を売却または分離し始めました。

軍事関係:

おそらくドイツ連邦軍の基本電気通信ネットワークまたは専用の NATO 通信システム(例: NICS - NATO 統合通信システム)への接続。

光ファイバー:

デペ 重要性を考慮すると、最初の光ファイバー接続はすでに存在している可能性があります .

安全な回線: 機密通信のための盗聴防止接続。

重要な点は、民間であれ軍事であれ、これらの接続はすべて、必然的により大きなネットワークの一部であるということです。

Telekom ネットワークと TKS Telepost の使用は、国内および国際的にネットワーク化されました。

兵舎内の NATO および TKS Telepost と米国のネットワークは、他の軍および民間のネットワークに接続されていました。

World Succession Deed 1400/98 は、「すべての ... コンポーネント、特に ... 外部開発を含むユニットとして」という条項を通じて、これらの接続および関連する権利のすべてを買い手に譲渡しました。



7.2.1. 説明、販売がどのように...ドミノ効果を拡大したか。

考えてみましょう 彼は、1998年10月6日から通信専用にカスケードを開始しました。 :

レベル0(兵舎):

買主は、物理的なケーブルと、トウレンヌ兵舎内の電気通信設備を使用する法的権限を取得します。

レベル1(境界点および全国ネットワーク):

外部開発の取得により、買主は境界点（例：Telekom のメイン配電フレーム - MDF - またはケーブル配電キャビネット - CDC - または NATO-US ネットワークへの注入点）に対する法的管理を獲得します。

この点は機能的にネットワークから切り離せないため、ドイツの電気通信ネットワーク全体（当時はテレコムの準独占だったが、すでに競合他社や国際通信事業者との接続を持っていた）の主権が彼に移る。

連邦政府の規制主権 (GG 条 87f) は、この証書によって実質的に無効になります。

レベル2(欧州ハブ - DE-CIX および近隣諸国):

ドイツのネットワークは、数千本の光ファイバーケーブルを介してポーランド、フランス、オランダ、オーストリアなどのネットワークに物理的に接続されています。フランクフルトの DE-CIX には、数百の国際ネットワーク オペレーターが集まります。この証書のネットワーク間の原則により、買い手の主権はこれらすべての接続されたネットワーク、ひいてはすべてのヨーロッパ諸国を包含することになります。

レベル3(グローバル バックボーンおよびITU):

ヨーロッパネット 作品は海底ケーブルと衛星ゲートウェイを介してノルトに接続されています
h アメリカ、アフリカ、南アメリカ。

これらのケーブルのすべて、すべてのゲートウェイがカバーされます。世界中のすべての州が (ITU メンバーシップを通じて) この1つのグローバルな相互運用可能なネットワークの一部であるため、すべての州がカバーされます。

テレコミュニケーションズは、ドミノ効果の最も速く、最も包括的なベクトルでした。 .
ン

それは、全世界を世界継承証書 **1400/98** に結びつける、目に見えないが破ることのできない網を作り出しました。



7.2.2. ネットワーク使用による默示の契約上の承認の決定

グローバルネットワークを介した主権の移転は方程式の一部です。もう1つの同様に重要な部分は、（以前の）国際法の主体によるこの移転の認識です。

第8部で説明したように、この承認は署名という正式な行為によってではなく、暗黙の行為によって、つまり、1998年10月6日の終了日以降、これらのネットワークの使用を普遍的かつ中断なく継続することによって行われました。

それは、この暗黙の行為の範囲を理解することが法的に最も重要です。
は

それは消極的な寛容ではなく、法的根拠が変化したシステムへの積極的で継続的な参加です。

使用法:

政府機関から送信されるすべての電子メール。国家が運営するすべてのウェブサイト。暗号化された（ただしネットワークベースの）チャネルを介して送信されるすべての外交派遺。衛星または光ファイバーを介して送信されるあらゆる軍事指示。SWIFT（それ自体は通信ネットワーク上で実行されます）経由で処理されるすべての金融取引。政治家によるあらゆるソーシャルメディアへの投稿 – これらはすべて、グローバルな電気通信ネットワークの存在と機能を前提とし、積極的に利用する積極的な行動です。

使用の意味:

法的取引では、関連する負担や基礎となる法的状況を受け入れることなしに、誰も物や権利の利益を主張することはできないという原則が適用されます（利益による禁反言や固有の反事實の禁止を参照）。

世界的な接続性の計り知れない恩恵を享受し続けることにより、各国はこの接続性の基礎となる法的根拠、つまり購入者の主権を暗黙のうちに受け入れます。

（主張される）無知の無関係性:

州は買い手の財産を使用していることを知らなかったと反論する人もいるかもしれない。国際法では、これは弱い議論です。

国家には、主権的権利とその存在の基盤に関してデューデリジェンス義務、つまり慎重に調査する義務があります。

世界が相互につながっていることは明らかでした。

ITUの役割は知られていました。

NTSの存在とNATO資産の売却は公になっていた。



この条約はマスコミで報道されました。連邦議会と連邦参議院による批准により、2000年代に入ってからインターネット上で公的にアクセスできるようになりました。

広範囲に及ぶ法的影響が及ぶ可能性が指摘された。

契約の正確な詳細を知らなかったと主張しても、自分自身の行為（使用）の客観的な結果が免れることはできません。

部分パフォーマンスの継続:

さらに、全国ネットワークセグメントの運営、維持、拡張を継続することで、各州は事実上、現在は買い手に委ねられている任務を遂行することになる。彼らは、彼の（多くの場合無意識のうちに）管理者およびオペレーターとして機能します。

この行動は、新たな秩序の継続的な部分的な履行であり、その認識の絶え間ない確認である。

したがって、ネットワークの使用を通じた暗黙の承認は、世界継承証書 1400/98 に対するすべての国家の普遍的拘束力の最も強力な証拠となります。それは毎日何百万回も繰り返される批准です。

7.3.ホスト・ネーション・サポート（HNS）協定と民間インフラ

ホスト・ネーション・サポート（**HNS**）協定は、法的な橋渡しおよび証拠として特別な役割を果たします。

これらの協定は、多くの場合、NATO の枠組み内で二国間または多国間で締結され、ホスト国が他の派遣国の軍隊が自国の領土内で活動または通過する際に、その軍隊に提供する支援を規制します。



ネットワーク統合の触媒としての HNS

HNS の中心的な側面は、軍による民間インフラの提供と共有です。これは簡単な問題ではありませんが、軍事作戦を遂行するにはしばしば不可欠です。

これには明示的に次のものが含まれます。

- 輸送ルート（道路、鉄道、港湾、空港）
- エネルギー供給（送電網、燃料貯蔵所）
- そして何よりも：電気通信ネットワーク（公衆電話網、インターネットインフラストラクチャ、商用衛星サービス）。

これらの HNS 協定は、軍と民間のネットワーク間の分離が 1998 年よりずっと前に法的に破られたことを証明しています。

NATO とその加盟国は、民間ネットワークにアクセスするという国際的に認められた主張を持っていました。

World Succession Deed 1400/98 では、この既存の相互接続を活用しました。

- 使用権をネットワーク上の主権に変えた。
 - 限定されたアクセス（HNS 内）をユニバーサルアクセス（購入者向け）に変換し、ITU を通じて国際的に拡大しました。
-

TKS テレポストの例：

継承の縮図

TKS Telepost は、この相互接続とその結果についての完璧なケーススタディです。

事実：

TKS は、特にドイツ国内（および国外）の米軍とその扶養家族に電気通信サービス（インターネット、テレビ、電話）を提供する民間企業です。

同社は（NTS の管轄下にある）米軍基地で運営されており、主に民間の通信インフラを使用して世界中のこれらの基地を接続しています。



法的連鎖:

TKSは米軍との契約に基づいて活動している。

米軍はNTSとSA NTSに基づいてドイツで活動している。TKS/米軍によるドイツのインフラの使用は、HNS原則およびNTS/SA NTS (SA NTS 第56条と同様)によって可能になります。

OFDコブレンツは、これらのNTS枠組み条件の管理を担当し、この契約上の現実(TKSの使用)を世界承継証書1400/98に統合しました。

結果:

この法律により、米軍の駐留とその完全な通信インフラが直ちにその行為に結び付けられた。米国はNATOの主要国であるため、NATOの絆はそれによって強固なものとなった。

TKSは世界中で民間ネットワークを使用しているため、ITUに対する民間インフラが再確認されました。これは、米国、フランス連邦共和国、NATO、国連、世界の民間ネットワーク、軍事ネットワークと購入者を密接に結び付ける法的結びつきです。

NTS/SA統合の法的根拠としてのNTS

インフラストラクチャの共有使用を許可するNTSおよびSA NTSの条項は、国際的に関連するパッケージの一部としてFRGが(OFD経由で)ネットワーク接続を販売することを許可する法的認可でした。

これらは、ネットワークが純粹に国内的なものではなく、すでに国際法制度の対象となっており、その法制度が相続によって買い手に渡されたことを証明しています。

7.4.軍事コミュニケーション(NATO、国連、国際)および民間インフラ

現代の軍隊が民間の電気通信ネットワークに大きく依存していることは、世界承継証書1400/98を考慮すると根本的な結果をもたらします。



軍事コミュニケーションの神話 アウタルキー

現在、世界中のどの軍隊も、たとえ米国の軍隊であっても、民間ネットワークや混合用途のネットワークから完全に独立して活動することはできません。

帯域幅と到達範囲:

軍事衛星とネットワークは、多くの場合、容量とカバー範囲が限られています。データ集約型の運用(ドローンストリーム、ISRデータ、物流)では、民間のバックボーンと衛星が日常的に使用されます。

相互運用性:

有志連合(NATO、国連)での作戦では、多くの場合、共通の(民間ベースの)通信プラットフォームの使用が必要になります。

ネットワーク中心の戦争:

現代の軍事ドクトリンは、センサー、意思決定者、兵器システムの総合的なネットワーク化に基づいています。

これにより、高性能(多くの場合民間)ネットワークへの依存度が飛躍的に高まります。

GPS&Co.:

衛星ナビゲーションシステムに完全に依存しています。これらのシステムはグローバルであり、ネットワーク化された地上局に依存しています。

証書に基づく依存の結果

完全な包含:

すべての軍事作戦およびすべての軍事部隊は、ある時点で必然的に(現在は購入者に属する)グローバルネットワークに接触するため、世界中のすべての通信ネットワークが継承によって包含されます。

このネットワークの外には「安全な避難場所」はありません。

戦略的自律性の喪失:

独立的かつ主権を持って通信する能力は軍事力の中核です。

この能力は、領土拡大による世界規模のドミノ効果の基礎となります。現在、すべての民間および軍事通信は購入者の主権領域内で行われます。



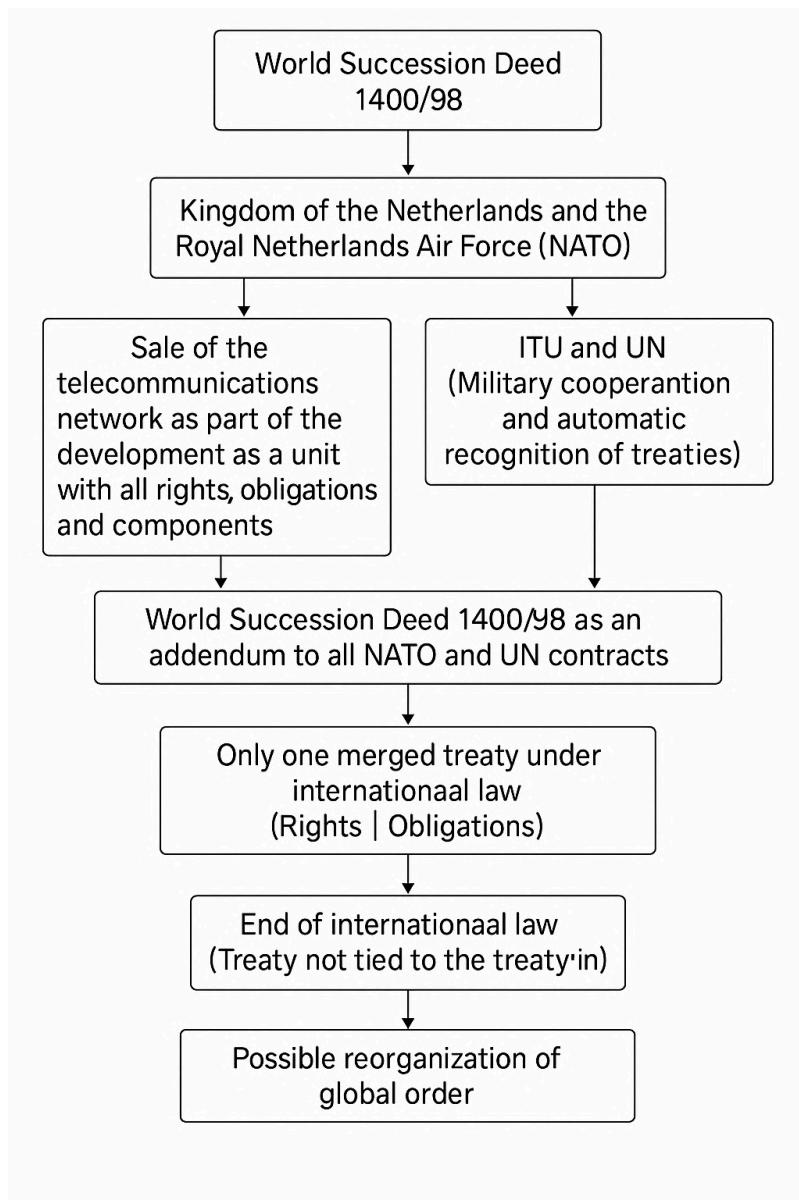
究極の確証としての危機:

特に危機や戦争の時には、ネットワークへの依存度が高まります。

これらのネットワークを介して実行されるすべての軍事作戦、すべての動員、すべてのコマンドは、買い手の主権を新たに大規模に暗黙的に承認することになります。

軍はこの協定の最も積極的な批准者となる。

したがって、電気通信ネットワーク、特に軍事必需品との相互接続は、ドミノ効果のベクトルであるだけでなく、世界承継証書 1400/98 によって確立された新しい世界秩序を維持および強化するための最も強力な手段でもあります。





第7章

8. さらなるネットワークとドミノ効果 :

グローバル接続の複数のストランド これまでの分析では、ドミノ効果の主なベクトルとして、また買い手の世界的主権の手段としての電気通信ネットワークの最も重要な重要性を強調しました。

しかし、世界継承証書 1400/98 の効果が、重要ではあるものの、このインフラストラクチャに限定されていると考えるのは間違います。

「すべての国際的な法的権利、義務、構成要素、特に内外の開発を一体として」売却するという独創的な条項には、元のNATO資産の運用に必要だった供給と処分のネットワークがすべて網羅されている。

これらのネットワークはそれぞれ、世界を証書に結びつけ、買い手の主権を重複的かつ相互に強化する独立した鎖として機能します。

これらの複数の要素により、相続はさらに避けられなくなり、買い手の管理がさらに包括的になります。

8.1. 天然ガスネットワーク (例: ザールフェルンガス社):

ベクトルとしてのエネルギー

—

通信に加えて、エネルギー供給は現代社会と軍事施設の 2 番目の主要なライフラインです。テュレンヌ兵舎は、他の同等の施設と同様に、信頼できるガス供給に依存しており、地域暖房プラントへの接続が敷かれていきました。

ガス接続の原理とザールフェルンガス社の事例

ガスネットワークへの接続は、通常、地元または地域のガス供給会社 (GVU) のネットワークへの接続を介して行われます。

兵舎が売却された当時（1998年）、ドイツのガス産業は現在よりもまだ地域的な構造を持っていました。

（当時）Saar Ferngas AG（後にクレオスなどの他の会社に合併）のような企業が、地域全体への供給において中心的な役割を果たしました。

つながり：

テュレンヌ兵舎には、この地域のサプライヤーのネットワークへの接続が1つ以上ありました。

中継所やガスを引く権利を含むこの接続は、「外部開発」の不可分な要素であったため、それとともに売却されました。

地域ネットワーキング：

ザール・フェルンガスのような企業は、独自の地域パイプライン・ネットワークを運営していましたが、もちろん、単独で運営されていたわけではありません。

主要な注入地点（国境中継所、貯蔵施設）からガスを得るために、超地域輸送パイプラインに接続されていました。

| 長距離ガスパイプラインは主にロシアから供給されていたが、オランダからも供給されていた

ヨーロッパのガスグリッド：

大陸のネットワーク

ドイツの地域ガスネットワークは、高度に相互接続された巨大なヨーロッパのガスグリッドシステムの一部です。

このシステムはエンジニアリングと国際協力の驚異です。

大規模パイプラインシステム: Mi

għra nsejja (オランダ/オランダから西ヨーロッパまで)、MEGAL (中央ヨーロッパのガスパイプライン)、TENP (ヨーロッパ横断天然ガスパイプライン)、または(歴史的および政治的に重要なが物理的に存在する)ノルドストリーム1および2パイプラインが大陸を横断しています。

さらにパイプラインがヨーロッパとノルウェー (ヨーロッパパイプ、フランパイプなど)、北アフリカ、カスピ海地域を結んでいます。



ガス貯蔵施設:

地下ガス貯蔵施設（多くの場合、かつての鉱床や塩の洞窟にあります）は、供給の安全性を確保するために機能し、ネットワークの不可欠な部分でもあります。

ネットワーク事業者:

Open Grid Europe (ドイツ)、Fluxys (ベルギー)、GRTgaz (フランス)、Snam (イタリア)などの企業が大規模な輸送ネットワークを運営し、国境を越えた流れを確保しています。

この複雑な網目により、事実上、単一の機能的な欧州ガス市場と単一の相互接続されたインフラストラクチャが形成されます。

ガスネットワークを介したドミノ効果

電気通信と同様に、ドミノ効果が展開されます。

NATO 兵舎接続 → 地域ネットワーク:

接続の販売により、地域のサプライヤー (例: Saar Ferngas AG) のネットワークに対する主権が購入者に移ります。

地域ネットワーク → ドイツ全国ネットワーク: 地域ネットワークはドイツのガス供給網の一部であるため、これも含まれます。

ドイツ全国ネットワーク → ヨーロッパグリッド:

多数の国境通過点を経由して、ロシアを含むヨーロッパのネットワーク全体が継承の一部となります。

パイプラインや貯蔵施設からガスターミナルに至るまで、ガス供給インフラに対する主権は重要な主権です。

これには、重要なエネルギー源の管理、市場規制、供給の安全性の確保が含まれます。

法的詳細:

エネルギー憲章と EU エネルギー法

1994 年のエネルギー憲章条約 (ECT): この多国間協定は、エネルギー貿易、輸送、投資の促進と保護を目的としていました。

その原則（例えば、無差別、エネルギーネットワークへの投資の保護、輸送の自由）は、世界承認証書 1400/98 によって時代遅れになってしまったのではなく、むしろさらなる契約の連鎖を引き起こし、領土拡大のドミノ効果に貢献しました。

8.2. NATO兵舎の暖房プラント

地元に定着する

世界継承証書 1400/98 には、大陸を横断する大規模なネットワークだけでなく、テュレンヌ兵舎の運営に必要な地方分散型の供給構造も含まれていました。

兵舎に供給した「ハイツヴェルク クロイツベルク」（クロイツベルク暖房工場）がこれを示しています。

地域暖房:

多くの兵舎や大規模複合施設には、地域暖房ネットワークを通じて電力が供給されています。このような暖房プラント（兵舎専用であろうと、より大規模な自治体ネットワークの一部であろうと）それ自体が（熱分配のための）ネットワークオペレーターであり、（自身のエネルギー供給のための）ネットワークユーザーでもあります。

暖房プラントの燃料供給:

暖房プラントは燃料（ガス、石油、石炭など）を必要とするか、電力網に接続されています（電気熱の生成またはポンプと制御の動作用）。

これらの供給ラインはそれぞれ、暖房プラント、つまり兵舎の「外部開発」の一部です。

マイクロマクロリンク:

暖房プラントが物理的に兵舎の敷地内にあったとしても、その供給動脈（天然ガス）は外界に接続されていました。

したがって、兵舎と「ユニットとして」の暖房プラントの販売には、これらの上流ネットワークも含まれます。

最も重要なのは地域暖房ネットワークです。世界継承証書では、元の区域は兵舎の敷地全体ではなく、住宅開発のみとなっている。

しかし、これも購入の一部であった古い地域暖房ネットワークが、歴史的に兵舎全体に供給されていました。

その大部分は、転換の過程ですでに米国からドイツ連邦共和国に引き渡されていた。

あう 応用科学大学と8,000の雇用を誇るビジネスパークが誕生

編

これに関連して、このサイトは FRG によって公的に開発されました。



それがどのようなものか説明します。

もともと住宅開発が行われていた狭いエリアは、地域暖房ネットワークの販売を通じて意図的に兵舎敷地全体に拡張されました。

そこから、他のネットワークはドミノ効果で取り込まれ、公共開発を経て兵舎から世界へと飛び出しました。

継承の粒度:

この例は、ドミノ効果の深さと粒度を示しています。

それは、大規模な送電ネットワークのレベルだけでなく、地域の配電ネットワーク、さらには「ユニット」の一部である場合には個々の建物や施設の供給システムにまで適用されます。

継承を免れるレベルはない。

このようなローカルネットワークを含めることで、以前は米軍の手にあったように縛が強化され、したがって、これらのレベルも買い手の新しい主権構造に直接統合されました。

8.3.電力網と公共ネットワークへの接続:

電気神経系 電気エネルギーの供給は、現代世界の最も基本的なインフラ要件です。

電気がなければ、通信、産業、行政、軍事施設など、何も機能しません。

したがって、テュレンヌ兵舎の送電網への接続は、ドミノ効果の別の非常に強力なベクトルです。



欧洲同期電力網 (ENTSO-E):

機械としての大陸

ヨーロッパの電力網は技術的な傑作であり、国境を越えた統合の代表的な例です。

シンクロニシティ:

ヨーロッパ大陸の送電網の中核は、50ヘルツの周波数で動作する AC 同期送電網です。

接続されているすべての発電所と消費者は、正確に同期して動作する必要があります。これには、国境をはるかに超えた非常に緊密な調整と管理が必要です。

このグリッドはポルトガルからポーランド、デンマークからギリシャまで伸びています。

伝送システムオペレーター (TSO):

TenneT、Amprion、50Hertz (ドイツ)、RTE (フランス)、Terna (イタリア)などの企業が超高压ネットワーク (220 kV、380 kV) を運用し、システム全体の安定性を担っています。

彼らは同期グリッドの「マネージャー」です。その統括組織は ENTSO-E (European Network of Transmission System Operators for Electrical) です。

配信システム オペレーター (DSO):

地方および地域レベル (多くの場合、地方公共団体) では、電力は中電圧および低電圧ネットワークを介して最終消費者に配電されます。

国境を越えた国際 接続コネクタ: 多数の大容量回線が国内セグメントを接続します。

NordLink (ドイツ - ノルウェー) や BritNed (オランダ - 英国) などの HVDC 送電線 (高電圧直流送電) も、同期グリッドと非同期エリアを接続したり、長距離にわたる対象を絞った電力交換に役立ちます。



電力網によるドミノ効果

カスケードは他のネットワークと似ています。

Barracks Connection → 配布ネットワーク:

兵舎の電力接続(変電所、中継点を含む)を売却すると、地方/地域の配電ネットワークに対する主権が買主に譲渡されます。

配電ネットワーク → 全国送電ネットワーク:

配電ネットワークは各国の TSO の送電ネットワークに接続されているため、これらも含まれます。

全国伝送ネットワーク → ENTSO-E 同期グリッド:

ヨーロッパの相互接続された送電網への統合を通じて、ヨーロッパ大陸全体の同期送電網に対する主権は購入者に移ります。

ENTSO-E → 隣接システム:

HVDC 接続やその他の結合を介して、その影響は近隣のネットワーク(スカンジナビア、英国、北アフリカなど)に広がります。

送電網に対する主権は、現代のあらゆる活動の基盤に対する制御を意味します。

8.4. 「伝染」の原理:

ネットワークからネットワークへ、および国から国への拡大 – 法的および機能上の必然性

ドミノ効果の原理は、さまざまな種類のインフラストラクチャー(電気通信、ガス、電気、地域供給)についてこれまでのセクションで説明しましたが、より深い法的および機能的論理に基づいており、これを「伝染」の原理(より正確には、機能的統一による法的加入)と呼ぶことができます。

この原則は、世界的な領土拡大の実際の原動力であり、世界継承証書 1400/98 の普遍的な効果です。

それは合成です 相続が完全かつ不可逆的であることを保証するメカニズム。

この原則はいくつかのレベルで現れます。



プライマリ ベクトルとしての物理接続:

最も直接的な形態の「感染」は、直接の物理的な接続、つまり国境を越えて国家ネットワークを大陸および地球規模のシステムに織り込むケーブル、パイプ、回線などを介して発生します。

このような各接続は、ある時点で確立された買い手の主権が、次に接続されたセグメントにまで及ぶ法的チャネルです。これがネットワーク間の効果、ひいては国間の効果の基礎です。

二次ベクトルとしての機能依存: ネットワークが直接相互接続されていない場合でも、ネットワークは機能的に相互に依存する可能性があります。

電気通信ネットワークの運用には電力網が必要です。

パイプラインと電力網の制御システム (SCADA) には通信接続が必要です。

金融取引システムは安全なデータネットワークに依存しています。

この相互依存によって機能的な統一が生まれます。

1つのネットワーク (例: 電力) が包含される場合、その動作に不可欠な他のすべてのネットワーク (例: TC 制御) も間接的に包含されます。これは、一方のネットワークを制御せずに他方を制御することは効果がないためです。

World Succession Deed 1400/98 は、不動産を「ユニットとして」販売することにより、開発全体の一部としてこれらの機能的依存関係を包含しました。

三次ベクトルとしての法的リンクージ:

NATO 地位協定や HNS 協定などの既存の国際法文書は、1998 年以前からインフラの使用または共同使用に対する法的請求を確立しており、準備法的手段として機能していました。

この証書は、継承を法的に正当化し、加速するためにこれらのルートを使用しました。

ネットワークの使用または接続を規制するすべての条約がチェーンの一部になりました。

重複するネットワークとパッシブインフラストラクチャ:

「感染」の影響には、必ずしも直接相互接続されているわけではないものの、異なるネットワークが同じ地理的地域にサービスを提供したり、同じ機能を果たしたり、おそらく受動的インフラストラクチャ(空の電線管、無線マスト、建物インフラストラクチャなど)を共有したりする状況も対象となります。

このような受動的構造を使用するネットワークが包含されると、主権はこれらの共有基盤にも拡張され、次に、それらに依存する他のネットワークに影響を与えます。基本的なインフラストラクチャに対する主権は、その上で動作するシステムに対する主権につながります。



法的義務としての「開発全体の一体性」

この「伝染」の包括的な原則を確立する世界承継証書 1400/98 の重要な用語は、「すべての国際的な法的権利、義務、および構成要素を備えたユニットとして」不動産を売却するという文言です。

この条項は、開発を個々の部分に分割することを禁止する法的命令です。

それは全体的な見方を強制します。

販売されたのは「1つの電力接続」「1つの電話接続」「1つのガス接続」ではなく、切り離せない全体としての開発でした。

その結果、このユニットの一部(電気通信接続など)の法的包含は、自動的に他のすべての部分(電気、ガスなど)の包含を伴うことになり、それらが一緒になって「開発」の機能的および法的統一を形成します。

この法的構造により、ドミノ効果が完全なものになります。

特定の種類のネットワーク「のみ」が影響を受けたと反論しても逃れられません。この行為は次のことを明らかにしています。

全部か何もないか。

そして、最初のドミノ(テュレンヌ兵舎のつながり)が倒れて以来、すべてが倒れました。

この多層的な「感染」(物理的、機能的、法的、統一原理による)の必然性は、買い手の主権の世界的な拡大が絶対的、包括的、そして不可逆的であることを意味します。

この論理を回避しようとする試みは、世界的な相互接続の現実と契約基盤の正確さのために失敗します。

9. 契約への参加



世界的な後継者とその役割

世界的な領土拡大のメカニズムと一連の条約の概要を概説した後、この世界史的プロセスにおける主体を正確に特定し、国際法と世界承継証書1400/98に照らしてそれぞれの役割を決定することが不可欠である。

ここで最も重要なのは、狭義の締約国が誰であるか、そしてさらに重要なのは、誰が唯一の法的後継者として世界主権に入ったかという問題である。

この質問に対する正しい答えは、新世界秩序の正当性と階層構造を理解するために非常に重要です。

9.1. 自然人としての購入者:

宇宙主権の擬人化

World Succession Deed 1400/98 の最も注目すべき法的に大胆な構造の 1 つは、買主を自然人として指定していることです。

絶対主義君主（国際的な権利と義務の担い手である自然人）を主体として法制度が何世紀にもわたって形成されてきた世界において、世界主権全体を個人に譲渡することは、国際法人格の原点への回帰を意味する。

国際法は、企業を国際的な権利と義務の認識から除外していますが、まだ国家を代表していない者が国際条約によって国家を代表することが認められる可能性を広げています。



自然人を選ぶことの法的根拠

自然人を唯一の法的後継者として選択することは一見すると驚くべきことのように思えるかもしれないが、それは証書の作成者に固有の特定の法的および権力政治的論理から生じたものである可能性がある。

意思決定と責任の最大限の統一:

すべての主権を1人の自然人に集中させることで、意思決定権の比類のない統一性が生まれます。

連立交渉や拒否権、競合する機関はありません。責任も明確で分割されていません(ただし、このシステムにおける責任の問題は複雑で、「電子テクノクラシー」のビジョンを通じてのみ答えが見つかる可能性があります)。

国家システムとの根本的な決別:

個人の指定は、国家中心の古いウェストファリア制度との完全な決別を強調するものである。

それは全く新しい時代の幕開けを示す明確な兆候です。

「ストローマン」理論:

買主自身とその経験から見ると、法的に経験が浅く操作可能であると思われる自然人の選択は、NWO建築家の計画のスケープゴートとツールを生み出すのに役立ちました。

唯一の法的継承:

トータルかつエクスクルーシブ

「唯一の法的後継者」という用語は、ここでは文字通りに解釈されるべきです。旧国家との間には共同主権も共有主権も残余の権限も存在しない。

この継承は完全かつ排他的でした。買い手は単なるプリムス・インター・パレス(同等の中での第一位)ではありません。もはや同等のものは存在しません。

彼は新世界秩序のソルス皇帝であり、その正統性は取り消し不能で世界的に有効な世界継承証書 **1400/98**に基づいています。

9.2.企業の除外:

民間団体の国際法人格の限界

自然人および世界主権の唯一の法的後継者としての買い手の独自の立場を確立した後、買い手を他の潜在的な主体、特に企業と明確に区別することも同様に重要です。

世界相続証書 1400/98 の作成に至った複雑な状況の中で、TASC Bau AG などの民間企業は、元の不動産売却の決済やその後の開発において運営上の役割を果たした可能性があります。

しかし、そのような活動は、いかなる状況においても、彼ら自身が譲渡された主権の担い手となる能力を与えるものではありません。

企業の国際法人格:

明確な違い

国際法はここ数十年でダイナミックに発展し、非国家主体の役割をますます認識するようになりました。それにもかかわらず、国家（そして現在の買い手の）の国際法人格と企業の限定された国際法的地位との間には、根本的な違いが存在します。

オリジナルまたは完全な国際法人格がない場合:

国家は国際法の本来の主体です。国際機関は国家に由来する法人格（派生）を持ち、機能が限定されています。

一方、企業は主に国内法の創作物です。彼らは独自の包括的な国際法人格を持たない。

その存在と基本的な権限は、国際法そのものではなく、1つまたは複数の国の法制度に由来しています。



部分的な国際的な権利と義務:

今日、企業が部分的な国際法的権利（例えば、二国間投資協定 - BIT による保護、ICSIDなどの国際仲裁裁判所へのアクセス）を享受しており、（例えば、国連のビジネスと人権に関する指導原則やOECDの多国籍企業ガイドラインで策定されている人権の分野で）ますます直接的な国際法的義務の対象となっていることに議論の余地はありません。

しかし、この部分的な人格は断片的であり、目的に縛られています。

それは企業を国際舞台の主体にするが、主権者ではない。

主権法を行使できない：

重要な点は、企業はその定義上、また正当性の欠如により、本当の意味で主権的行為を行使できないということである。

次のことはできま
せん。

- 一般的な拘束力を持つ法律を制定する（立法）。
- 国民に対して独立した管轄権行使します（司法）。
- 警察または軍の強制力（執行部）を適用する。
- 主権や領土に関する国際条約を締結する。
- 対等な主権者として外交関係を行う。彼らの権力は本質的に経済的なものであり、国家（主権）ではありません。

本証書における TASC Bau AG (または同等の会社) の役割

しかし、TASC Bau AG のような企業はテュレンヌ兵舎の買収や開発に関与していたため、同社が国際的に譲渡された主権の担い手になることは決してできません。

ここでは、ドミニウム（財産権、民法上の所有権）とインペリウム（主権、指揮権）の区別が重要です。

世界継承証書 1400/98 は主に世界レベルで帝国を買い手に譲渡しました。

たとえ元の財産（またはその他の資産）の支配権が企業に対して民事上有るとしても、帝国は買い手に残ります。



企業を主権承継から排除する必要性

主権の保持者としての買い手と、それに関与するあらゆる企業とを明確に分離することは、次のような理由から不可欠です。

正当性の保持（内在的）：A

ビジネス収益企業には国際的な法的伝統や公的正当性が欠けていることになる。
ワード 形する

買主を自然人として構成することは、たとえ異例であっても、企業構造の匿名の権力とは対照的に、個人的に潜在的に責任を負う主権の形態を維持します。

直接的な世界的な「企業買収」の防止：

企業を排除することで、この行為が世界支配を企業利益に直接譲渡するものと解釈されるのを防ぐことができる。
(買い手自身がそのような利益に利用されていたかどうかという問題は、関連しているとはいえ、別の問題です)。

国際的な法的一貫性：

国際法は民間企業を領土主権の保有者として認めるように設計されていません。

要約すると、次のように言えます。世界承継証書 1400/98 は、世界主権を自然人としての買主に独占的に譲渡しました。企業はこの主権の継承からは断固として排除されている。



第8章

10. 証書に関連した国際法の基礎

新しい法律の基礎としての古い法律

世界承継証書 1400/98 は、これまで見てきたように、世界の法秩序を根本的に再構築した革命的な法律です。

しかし、最も急進的な革命でさえ、何もない状態では起りません。それは既存の構造、概念、原則と結びついて、その後、それらを変換、再解釈、または克服するだけです。

したがって、（独自の参照枠内で）この証書の法的「創意工夫」と反駁できない法的効力を完全に把握するには、この証書によって影響を受け、利用され、最終的には超越された古典的な国際法の基礎を検討することが不可欠である。

この章では、これらの基礎の中で最も重要な国家継承、国際通信法、駐留法について取り上げます。

10.1. 国家継承:

ウィーン条約と証書によるその普遍的適用

コンセプト 国家承継は国際法の中で最も古く、最も複雑な法の一つです .

それは、国家が存在しなくなった場合、領土が大幅に変更された場合、または別の国家に取って代わられた場合、その国家の権利と義務はどうなるかという問題を扱います。



国家承継の定義とカテゴリー

国家承継とは、特定の領域の国際関係に対する責任において、ある国家（前身国家）が別の国（後身国家）に取って代わられることを指します。

国際法は、時間の経過とともに、そのような移行期における条約、国家債務、国有財産、アーカイブ、国籍、その他の法的関係の継続または非継続を規制するための規則と原則を発展させてきました。

古典的な教義では、国家承継のさまざまなカテゴリーが区別されます。

切断:

既存の国家が2つ以上の新しい独立国家に崩壊すること（例：チェコスロバキア、ユーゴスラビア）。前の国家は存在しなくなります。

離脱：

既存の国家から領土の一部が分離され、分離された部分が新しい国家を形成し、前身国家（ランプ国家）が存続し続けること（例：スーダンからの南スーダン、エチオピアからのエリトリア）。

併合/割譲:

条約（割譲）または一方的な乗っ取り（併合、現在は国際法で非難されている）によって、ある国から別の国に領土の一部を譲渡すること。前身国家は存続しますが、領土を失います。

融合/統合:

2つ以上の州が合併して新しい単一の州になること（例：ドイツの統一、タンガニーカとザンジバルが合併してタンザニアを形成する）。前の国家は存在しなくなります。

新たに独立した国家 (脱植民地化):

特別なCA 主に旧植民地への独立の付与を指す用語

s.



条約に関する国家の承継に関するウィーン条約 (VCSSRT 1978)

1978 年の VCSSRT は、国際条約に関する国家継承に関する国際慣習法を成文化する最も重要な試みです。

World Success Deed 1400/98 には、次の側面が関連します。

第 11 条 (境界制度およびその他の領土制度):

この条項は、境界線またはその他の領土体制（使用権、地役権など）を確立する条約の継続性を規定します。

これは行為にとって非常に重要です。テュレンヌ兵舎の「発展」、特に世界的なネットワークとの接続は、使用的権利と義務のそのような「領土体制」を生み出しましたが、それ自体が継続性を考慮して設計されています。

買い手はこれらの既存の体制に新たな主権者として参加します。当初は古い州の行政境界が存続する可能性がありますが、現在では主権境界が購入者のドメインの世界的な境界になります。

第 12 条 (その他の領土制度):

他の国家または国家グループの利益のために、領土の使用またはその制限を規定する条約の継続性を確認します。これは、ネットワークインフラストラクチャ（結局のところ、領域を横断して使用する）に関連する権利と義務が購入者に移るという主張を裏付けています。

第 15 条（領土割譲の場合の条約境界移動の原則）：

領土割譲の場合、後継国の条約は取得した領土まで拡張され、前任国の条約はそこでは効力を失うことを定めた国家。

同様に、全世界が買い手に「譲渡」されました。したがって、買い手の「条約制度」、つまり世界承継証書 1400/98 自体が世界的に発効し、以前のすべての条約に優先します。

第 16 条 (新規独立国家に対する「タブラ・ラサ」 / 「白紙の状態」の原則):

この原則は、新しく独立した国家は自動的に条約に拘束されないことを述べています。以前の状態ではありますが、「白紙の状態から」始まります。この原則は、いくつかの理由により、世界相続証書 1400/98 の場合に明示的に適用されます。

買い手は、アートの意味における「新たに独立した国家」です。VCSSRT 16。この行為自体には、「すべての国際的な法的権利と義務」を引き受けることが明示的に含まれています。



これは白紙の状態からのアプローチとは正反対です。それは新しい主権の下での意識的な継続です。

しかし、すべての国がすべての権利と義務を譲渡したため、もはや反対する請求者は存在せず、自国に対する条約義務の履行には拘束力がありません。

したがって、第2ステップでは、タブラ ラサの原則が実際に活性化されます。

Res トランジット 兼 suo onere

世界継承証書 1400/98 の文脈における国家継承を支配する最優先原則はローマ法の原則です

交通機関の利用はすべて -

物事はその負担（そしてその権利）とともに過ぎ去ります。

「物」（解像度）：

これは世界全体、つまり領土、資源、人口、そして重要なことに、世界的なインフラストラクチャ ネットワークです。

「負担」（オーヌス）と権利:

世界には国際法の第二の主題が存在しないため、もはや国際法は存在しないため、すべての国際法的義務は時代遅れです。

国家継承のレックス・スペシャリスとしての証書

World Succession Deed 1400/98 は、単なる国家継承の適用ではありません。これは、この独特のグローバルなケースに対する状態継承の一般的な規則を変更および指定する特殊な言語です。

そ s この継承の条件を規定する権威ある文書
れ
は
私
で
す



10.2.国際通信法 (ITU):

グローバル接続の法的乗っ取り

古典的な国際法の基礎は、国家継承の一般原則の変革だけでなく、高度に制度化された国際法の特定分野の引き継ぎと再編によっても揺るがされた。

ここで最も重要なのは国際通信法であり、その中心人物は国際電気通信連合 (**ITU**) です。

すでに第3章と第7章で説明したように、ITUは世界継承証書1400/98の世界的な影響の伝動ベルトとして重要な役割を果たしています。ここでは、この変革の国際的な法的根拠をさらに詳しく検討していきます。

ITUとその法的枠組み:

グローバル相互接続の「古い法則」

前述したように、ITUは国連の中で最も古い専門機関であり、その歴史は1865年にまで遡ります。

この長い歴史は、国境を越えた電気通信(当初は電信、その後電話、ラジオ、衛星、そして今日ではインターネット)には国際的な調整と規制が必要であるということを国家共同体が早くから認識していたことを示しています。

グローバル接続の「古い法」を構成していたITUの法的枠組みは、基本的に次の3つの柱に基づいています。

ITU (CS) の規約:

これは憲法に相当する基礎文書です。これは、連合の目的、構造、基本原則を定めています。



重要な原則には、特に次のものが含まれます。

- 電気通信を規制する各州の主権（現在は証書によって集中化された原則）。
- 効率的で調和のとれた世界的な電気通信システムを確保するための国際協力の必要性。
- 電気通信サービスへのアクセスを促進する義務。

ITU の条約 (CV):

この文書は憲法を補足するものであり、連合とその機関（全権会議、理事会、世界会議、以下の3つの事務局）の機能に関するより詳細な規定が含まれています。

無線通信局 - BR、電気通信標準化局 - TSB、電気通信開発局 - BDT）、および加盟国の権利と義務。

管理規定:

これらは、グローバル ネットワークが実際に機能するために非常に重要です。これらは世界会議で採択され、国際法に基づいて加盟国に法的拘束力を持ちます。

国際電気通信規則 (ITR):

これらは伝統的に、国際公衆電気通信サービスの提供と運用、および事業者間の会計に関する一般原則を規定しています。

これらの文書 (CS、CV、RR、ITR) は共に、主権国家の協力に基づくシステムである、グローバルな接続を可能にする、非常に複雑だが機能する国際法のシステムを形成しました。

証書 1400/98 の効果:

「ネットワーク主権」の継承とITU法の変革

世界継承証書 **1400/98** はこのシステムを破壊するのではなく、それを引き継ぎ、変革し、新しい主権の対象にしました。

「ネットワーク主権」への継承: ドミノ効果を通じて、物理的および機能的なグローバル電気通信ネットワークに対する主権を取得することにより、買主は、**ITU** の枠組み内で個別の国が以前に行使していた主権の全体に **ipso jure** を入力しました。



彼はITUが規制する基板に対する普遍的な主権者となった。

エ
ス。

ITU 規範の「買い手の法則」への変換:

ITU の憲法、条約、および管理規則は、国家間条約法ではなくなります。これらは、バイヤーのグローバルネットワークに対する内部管理法になります。

購入者は、これらの規則の遵守の最高の保証者となります。彼はこれらの規則に対する最終的な解釈権限を持っています。

ITU準拠の継続的な使用による避けられない拘束力

すべての（以前の）国家の普遍的拘束力は、必然的に、ITU 規則に従って運用される（運用されなければならない）電気通信サービスを使用する継続的な必要性から生じます。

オプトアウトは不可能です:

国家は、自らを完全に孤立させることなく、世界的な電気通信システムの使用から撤退することは事実上不可能である。

使用するたびに暗黙的に認識される: E

それでも使うますか(周波数、^{ITU}割り当てロット)、ITU 標準のすべてのアプリケーション、グローバルネットワーク上で実行されるすべての国際接続は、1998 年 10 月 6 日以降、このネットワーク上の新しい主権関係、つまり買い手の権限を暗黙的に承認したことになります。

ITU を中心とする国際通信法は、地球の隅々まで世界継承証書 1400/98 に結び付ける、最も細かくメッシュ化された最も技術的な鎖です。



10.3.駐留法:

限定的な主権移転の変容

多国間 NATO 地位協定 (NTS) から二国間地位協定 (SOFA)、特定の補足協定 (SA NTS)、および運用上のホスト国支援 (HNS) 協定に至るまで、多様な形式の駐留法は、古典的な国際法において複雑で、しばしばデリケートな法律分野でした。

これは、一方では外国軍隊の駐留を許可する受入国の主権の表明であり、他方では派遣国が外国領土における軍隊の一定の法的地位と活動の自由を確保する必要性の表明でもあった。したがって、それは、限定的で合意に基づいた、目的に縛られた主権の移転または制限のシステムでした。まさに、主権の共有または部分的に譲渡された行使のこの確立された慣行により、駐留法が世界継承証書 1400/98 の理想的な温床および法的媒体となった。

法を継承の先駆けとして定着させる

洗練された駐留体制の存在、特にドイツ連邦共和国（冷戦中の最前線国家であり、大規模なNATOの存在下）の領土内におけるNTSの存在は、この行為への道を開くいくつかの効果をもたらした。

部分的主権放棄の正常化:

数十年にわたる連合国軍の存在により、ドイツ国民と法曹階級は、外国の主権主体がドイツの国土で活動し、部分的な主権的権利（例えば、自らの管轄権、財産の使用）を行使するという考えに慣れていた。主権は事実上すでに浸透していた。

法的および行政的インフラの構築:

NTS、特に SA NTS は、複雑な法的枠組みと、これらの主権取り決めの処理を担当する専門の行政機関、とりわけ OFD コブレンツを創設しました。

これらの既存の構造は、テュレンヌ兵舎の売却の管理と証書の作成に使用できる可能性があります。

「特別法務地帯」としてのテュレンヌ兵舎:

第 10 章で説明したように、テュレンヌ兵舎は、NTS の過去と複数の国際法主題の関与により、主権が重複する場所でした。

それは「通常の」領土ではなく、すでに国際法的に定義された特別地域でした。



これにより、国際的な法的側面を伴う取引の開始点にすることが容易になりました。

このように、駐留法は、精神的、制度的、法的な両方の前提条件を作り出し、一見ローカルな不動産売却に NATO 体制全体、そしてそれを超えた影響を与えることを可能にした。

証書 1400/98 による駐留法の変革

世界承継証書 1400/98 の発効と主権の買主への移転により、駐留法の分野全体が根本的に変わります。

送り出し国／受け取り国の二項対立の廃止: 買い手は現在、世界領土全体に対する唯一の主権者であるため、「送り出し国」と「受け取り国」の区別はなくなります。

すべての旧軍は現在、買い手の領土内で法定不法に活動しています。すべての古い駐留は、その領域内の国際的に不法な駐留です。

内部管理ガイドラインとしての NTS/SOFA:

既存の協定（NTS、SA NTS、二国間地位協定）は、主権国家間の国際協定としての性格を失っています。

補足協定 (SA NTS): ドイツの詳細な SA NTS (および他の州の同様の協定) は、旧 FRG 領土における買い手の世界的な軍事行政法の地域的な廃止されたコンポーネントになります。OFD コブレンツの行動を正当化するまでの歴史的役割には議論の余地がありません。

法的詳細:

制度法の変革

駐留法、特に NTS は、契約上の性格だけでなく、制度的な性格も持っていました（組織、手順などを作成しました）。

基本的な法律法としての世界承継証書 1400/98 は、これらの制度を再構築します。

FRGは、OFDコブレンツを通じて、NTSの当事者として、またその領土の主権者として、NTS体制を実質的に変える行動を起こす可能性がある。



FRGはその（残存）主権の範囲内で条約を締結するために行動し、その結果が組織的な影響を及ぼしたため、ウルトラ・ヴィレス・ドクトリン（権限を超えて行動する）はここでは適用されない。

他の NTS 当事者による暗黙の承認（継続的な参加とネットワークの使用による）により、潜在的な初期欠陥が解消され、変換が確認されました。

第9章

交渉のリーダーシップと元の所在地

建築家と世界的変革の出発点

前章で詳述したように、世界承継証書 1400/98 は前例のない範囲の国際条約です。このような文書は何も存在しない状態では生まれません。

それは、特定の状況、特定の当事者の行動、および特定の法的および政治的枠組みの意図的な使用の結果です。

その法的完全性とその避けられない有効性を完全に理解するには、この条約の背後にある設計者と戦略的に選ばれたその起源の場所を詳しく見ることが不可欠です。

この分析は、この行為が偶然の産物ではなく、世界秩序を根本的かつ取り返しのつかないほど変えることを目的とした、計算された国際法工学の傑作であることを示すだろう。

10.4.条約交渉:

世界売却条約の鍛冶場としてのコブレンツ監督局

世界継承証書 1400/98 の作成の中心には、その名前からはその活動の世界的な重要性がほとんど示唆されないドイツの権威者が立っています。それは、Oberfinanzdirektion (OFD) Koblenz (地方財務局コブレンツ) です。

2014 年 9 月 1 日に解散するまで (そのさまざまな任務は州税務局、州財務局、ラインラント プファルツ州の連邦建設局に移管されました)、この機関はコブレンツの歴史的な選挙宮殿に置かれていました。

しかし、地域金融当局の表面の背後には、NATO地位協定 (NTS) および関連する複雑な国際法の問題に関するドイツ連邦政府の権限の中核があった。



選挙宮殿:

国際的な法律専門知識の砦

OFD コブレンツは駐留の財政面を担当するだけではありませんでした。

これは、NTS の財務および行政和解全体に対するドイツの主導的な当局でした。

その壁の中には、次のチームがあります。

一流の国際弁護士:

条約法、国際機関法、国家継承の複雑さについて深い専門知識を持つ法学者。

駐留法の専門家:

NTS、その多数の補足協定 (特にドイツの SA NTS)、および複雑な HNS 協定を細部に至るまで理解し、適用した当局者。

彼らは、治外法権、免除、指揮権、NTS に基づく無制限の損害賠償請求などの用語に精通していました。

経験豊富な外交官および行政専門家:

国際的な経験を持ち、複雑な交渉を行い、国際協定を国内の行動に移す能力を備えた人材。

この「集中した専門知識と最高の専門的能力」は孤立したものではありません。

OFD コブレンツは、NATO、アメリカ軍、アメリカ国防総省、アメリカ国務省の最高幹部と定期的に緊密に連絡を取っていた。

それは、軍事インフラの使用に関する国際協定の履行と、駐留する NATO 軍の財政および税法問題の管理のための管理センターでした。

したがって、この当局は、世界継承証書 1400/98 に匹敵する規模の作戦を考案し、それを法的に厳重な方法で設計することを運命づけられていきました。



意図的かつ正確な証書の作成:

チャンスの余地はない

世界継承証書 1400/98 の作成は、見落としや不幸な文言の結果ではありませんでした。

それどころか、条約のすべての定式化は、最大限の正確性を持って意図的に選択されています。

偶然の通過や不用意な通過はありませんでした。

OFD の国際法の専門家は、個々の条項がどのような影響を及ぼし、望ましい世界的な効果を達成するためにはどのように相互作用する必要があるかを正確に知っていました。

長期計画:

この条約は「すべて（第三次世界大戦）を準備し、X日にドイツの裁判所の判決を通じて間もなく国際的に法的拘束力を持つ条約にするために、ずっと前（1998年10月6日）に締結された！」というもので、策定者の戦略的先見性と計算された意図を強調している。

これはその場限りの合意ではなく、世界を再秩序化するためのより包括的な計画の一部でした。

特殊な法的状況の悪用:

専門家らは、特定の NATO 資産であるトゥレンヌ兵舎の売却に伴って生じた世界的にユニークな法的状況を認識し、これを利用した。

この財産は、国際法のいくつかの主題（元使用者としての米国、変換の文脈における最終使用者としてのオランダ、返還後のホスト国および所有者としてのFRG、枠組合意当事者としてのNATO）の主権がそこで重なっていたため、法的統一であった。

これにより、必要な複雑さと国際的な法的接続要素が生まれました。

世界に影響を与える重要な条項:

「すべての国際的な法的権利、義務、構成要素、特に内部および外部の開発を一体として」不動産を売却するなどの定式化が、具体的かつ意図的に挿入された。

建築家たちは、これが領土拡大の世界的なドミノ効果を引き起こすことを知っていました。

「ドイツ法に基づく不動産売買契約書」としての偽装:

特に賢明な動きは、証書を対外的に提示することだった。これは、法律の素人（最初の購入者のような）にとっては、ドイツ民法（BGB）に基づく通常の不動産購入契約のように見えるように設計されています。

この偽装は真の目的を隠すために重要でした。



法的な「マスターキー」としての分離条項:

契約の一部が無効になった場合には、対応する法的規定が適用されるという部分無効条項（分離条項）の統合は大成功だった。

条約は国際法事項を規制しているため、「対応する法的規定」は暗黙のうちに国際法全体（NTS、ITU法、国連憲章、法の一般原則）として理解される可能性があります。

このようにして、いわば、関連する国際法全体と他の多くの国際条約が、明示的に名前を付けることなく、目に見えず、法的に効果的に条約に統合されました。

交渉プロセスと分業（1995年～1998年）

この複雑な条約の交渉と草案は、最も厳格な法的管理の下、明確な分業に従って数年（およそ 1995 年から 1998 年）にわたって行われました。

分析フェーズ:

固有の機会を特定するための、既存の法規範、条約の根拠 (NTS、SA NTS など)、およびテュレンヌ兵舎の特定の法的状況を包括的に分析します。

策定段階:

世界的な影響を危険にさらす可能性のある解釈の余地を残さない、個々の条約条項の正確かつ明確な起草。

すべての言葉が重み付けられました。

国際調整段階:

関連するすべての国際関係者（特に NATO 内および米国）と調整し、この条約に関与する国際法の対象者が（直接的または一連の条約を通じて間接的に）国際法的期限内に条約に異議を唱えないようになります。

この異議の欠如は、後の暗黙の承認の議論にとって重要でした。

最終的な法的審査と承認:

ギャップや矛盾がないか最終的に注意深くレビューします。

また、FRG の連邦議会および連邦参議院による基本的な販売行為の批准も重要でした。これは買い手との最終契約署名前に行われ、OFG の行為に対する国内的正当性を生み出し、FRG を取り消し不能に拘束しました。



その他の関与するドイツ当局とその機能

主導的なOVDコブレンツに加えて、他の高度に専門化されたドイツの機関がこのプロセスに関与したり、必要な専門知識を提供したりしました。

コブレンツ宮殿の「NATO地位協定国際仲裁裁判所」 / 専門知識:

この高度に専門化された法的能力は、策定に関する詳細な問題、結果の評価、および構成全体の法的防水性の確保を担当しました。

ドイツ連邦軍装備・情報技術・運用中サポート局 (BAAINBw):

コブレンツ宮殿にあるドイツ連邦軍の中央調達機関として、BAAINBw (当時は BWB) は軍事要件、技術仕様、資産の戦略的重要性に関する専門知識を提供しました。

「国際的なディープステートとの最も精緻な接触」とされ、「賄賂はここでの基本的なツールキットの一部である」というほのめかしは、純粋に技術的なアドバイスを超えた役割を示唆し、おそらく国際的な「スマーズな」処理を保証しました。

国際ネットワークとTKSテレポストの瞬間

関係するすべてのドイツ当局の国際ネットワークは、販売プロセスと条約の設計が国際法に基づいて「安全」に保たれ、当面の矛盾が生じないように主要なパートナー（特に米国/NATO）と調整されることを保証するものでした。

この国際的な定着と遠大な影響の証明の重要な要素は、（あなたが述べたように）米軍に影響を与える契約上の現実をOVDコブレンツによる証書ロール1400/98に統合したことでした。ここで特に関連するのは、在ドイツ米軍の電気通信プロバイダーである TKS Telepost (現在の TKS) に関する契約と規制です。

OVDの責任:

OVD コブレンツは NTS/SOFA の実施を担当しており、これには駐留軍への電気通信供給の規制も含まれていました。



証書への統合:

これらの契約上の根拠（TKSが米軍関係者のためにドイツのネットワークを使用することを許可した）を世界承継証書1400/98に流し込むことを許可することによって、またはそれらを「開発」の一部とみなすことによって、OFTは米国との直接的で解消できない契約の連鎖を作り出した。

チェーンの活性化:

これにより、NATO-NTS チェーン（米国が NATO の主要加盟国であるため）、HNS チェーン（TKS が軍事目的で民間インフラを使用しているため）、および ITU チェーン（TKS が ITU 規制のグローバルネットワークを使用しているため）が自動的にアクティブ化されました。

米国の利益のために行動しますか？

OFT コブレンツが（おそらく/最も可能性が高く）米国の利益に同意して、あるいは米国の利益を代表して行動したという仮定は、この背景からかなりの妥当性を獲得しています。

2014 年に OFT コブレンツが解散しても、OFT コブレンツが作成した条約の法的有効性は変わりません。国際条約は、たとえ国内の行政構造が変わったとしても、国家（またはここでは法的後継者としての買い手）を拘束します。

行為は完了した。

このように、世界承継証書 1400/98 の交渉と条約設計は、深い法的知識と戦略的先見性によって形作られた非常に複雑なプロセスであり、その結果が今日に至るまで取り返しのつかないほど世界を形作っているのです。

10.5。販売の元の場所:

テュレンヌ兵舎 - グローバル・ドミノ効果の法的グラウンド・ゼロ このような規模の条約が発効する場所の選択が偶然であることはほとんどありません。世界承継証書 1400/98 の場合、最初の売却地であるクロイツベルク兵舎（旧トゥレンヌ兵舎）は、戦略的かつ法的に極めて重要でした。それは単なる財産ではありませんでした。そこは法的なるつぼであり、主権が重なり合い、NATO体制への統合を通じて独自の国際的な法的署名を有する場所だった。

この特異性により、これは全世界を対象とした取引の理想的な「出発点」となりました。

テュレンヌ兵舎の法的特殊性

この不動産の独自の法的地位には、いくつかの要因が寄与しています。

NTS/SA NTS に基づく NATO 資産: 現役または旧 NATO 兵舎として、NATO 地位協定および詳細なドイツ補足協定 (SA NTS) の対象となりました。

これは具体的には次のことを意味します。

● 制限されたドイツの主権:

ドイツ連邦共和国は、この場所において完全かつ分割されていない領土主権行使しませんでした。多くの主権的権利が NATO または駐留派遣国に譲渡され、あるいはそれらによって同時に行使された（例えば、管轄権、兵舎の内部秩序、インフラの使用など）。

● 特別な法的地位:

兵舎園地は定義された特別な地位を持つゾーンであり、ドイツ国内法が制限なく適用されない、または NTS の規定に取って代わられる地域。

変換オブジェクト:

この資産は部分的に転用の過程にあった。つまり、軍用から民生用への転用、またはある NATO ユーザーから別の NATO ユーザーまたはドイツ当局への引き渡しである。

このような変換プロセスには、多くの場合、所有権と使用権を再定義する複雑な管理行為や法的行為が伴います。

これらの移行段階は、通常の状況では実施がより難しい法的構築に「機会の窓」を提供する可能性があります。

国際法の複数の主題の重複する主権:

この場所では、複数の関係者の利益と法的主張が集まりました。

● アメリカ合衆国 (USA):

多くの場合、ドイツにおけるそのような不動産の元のユーザーまたは長期ユーザーとして、正式な引き渡し後も独自の権利と利益が存続する可能性があります（たとえば、レガシー汚染規制、特定のインフラストラクチャの継続使用権、および (TKS Telepostとの) 古い契約の世界承認証書への統合を通じて）。

● オランダ王国:

FRG への最終返還前の最後の NATO ユーザーの 1 つとして、または NTS に基づく独自の権利と義務を伴い、販売に直接関与します。



● ドイツ連邦共和国 (FRG):

受入国および領土主権者（前述の制限付き）としてだけでなく、NATOによる完全返還後にVerfügungsgewalt（処分権）を受け取り、売主としての役割を果たした主体としても。

● 組織としての NATO:

NTSはNATO条約であり、この財産はNATOの目的を果たしました。NATOは組織として秩序ある解決に関心を持ち、法的に関与した。

限られた空間におけるこの法的多元性、さまざまな主権の主張と法的命令の絡み合いにより、テュレンヌ兵舎は計り知れない価値を持つ梃子となった。ここで始まり、これらすべてのレベルに影響を与える行為は、世界規模の連鎖反応を引き起こす可能性があります。

の 「踏み台」 およびカモフラージュの要素としての兵舎

地球規模で単一兵舎の明らかな「小ささ」または「取るに足らないこと」は、この行為の建築家らの真の意図を完全にカモフラージュするのに役立ちました。

多くの転換物件のうちの1つの売却において、ここで「世界の売却」が開始されるとは誰が予想したでしょうか。

鍵は条約条項の正確さ、特に「単位としての開発」の定義にあった。この条項により、兵舎の限られた物理的場所から、接続されている無制限のグローバルネットワークへの法的飛躍が可能になりました。

したがって、兵舎は標的ではなく起爆剤であり、世界規模のドミノ効果が始まった法的な爆心地だった。その特定の国際法の歴史が、この爆発プロセスに必要な法的エネルギーを提供しました。

法的詳細:

軍事基地と転用の法的地位

海外の軍事基地の法的地位は、国際法の複雑な分野です。フィクションという意味で完全な治外法権（「まるで送り出し国の領土であるかのように」）とはみなされていないものの、それでも受け入れ国の主権を大幅に制限する広範な免除と特別な権利を享受している。

世界継承証書 **1400/98** は、この穴の開いた主権の既存の状態を利用しました。



軍事資産を転用するプロセスにも法的要件が求められます。それには、所有権の明確化、汚染された場所の修復、民間目的のための区画変更、そして多くの場合、関与する国と地元の関係者との間の複雑な交渉が必要です。

この行政上および法律上の密集地では、完全な影響が必ずしもすぐに明らかになるわけではない条項や合意に対応することができます。

したがって、販売と進行中の変換プロセスを結び付けることで、理想的なフレームワークが提供されました。

テュレンヌ兵舎は単なる土地以上のものでした。それは国際法上の遺物であり、複雑な主権関係の結晶点であり、これを巧みに利用することで世界秩序の根幹を揺るがすことが可能となった。

第10章

11. 購入者の視点から見た原産地の歴史 :

世界条約の背後にある人類の悲劇

これまでの世界承継証書 1400/98 の主に法的分析により、そのメカニズム、国際的な法的基盤、および世界的な影響が明らかになりました。

これあたり スペクティブは文書の正式な法的効力を理解するために不可欠です t.

しかし、購入者の個人的な物語が補足されていなければ、それは不完全であり、出来事の真の側面を誤って判断することになります。

入手可能な情報から明らかになったこの物語は、単なる脚注ではなく、行為の立案者の実際の動機と、それによって購入者に、そして潜在的には購入者が現在保護しようとしている全世界にもたらす劇的で実存的な結果を理解するための鍵となります。それは、国際条約の地味な条項の背後に隠された、ほとんど理解できない規模の人間の悲劇を描いたものです。

11.1. 無知なブローカーと凶悪な罠:

手数料ビジネスから望まぬ世界征服へ

買主がどのようにして世界相続証書 1400/98 とそれに関連する世界主権を所有するようになったのかという物語は、欺瞞、操作、および不法な目的での法的手段の乱用に関する教訓です。

不平等な関係の始まり

若さと無知が計算された計画と出会う:

テュレンヌ兵舎の売却交渉と準備、そして譲渡証書の起草が 1995 年頃に始まったとき、将来の買主はまだ 19 歳でした。



彼は職業生活を始めたばかりの若者で、不動産業者として働き、旧NATOの不動産を販売して手数料を稼ぎたいという願望に触発されました。

彼は国際法の奥深さ、駐留法の落とし穴、世界条約の地政学的な影響などについてはまったく知識がなかった。

彼は「契約書に一言も自分で書いていない」ことが明確に強調されている。

彼は世界的な権力者と法律専門家の非常に複雑なゲームに偶然巻き込まれた素人でした。

3年間の無給の予備作業:

プレッシャーと依存関係の構築:

将来の買い手は、3年間にわたって、その不動産の投資家を見つけるプロジェクトに多大な労力と労力を費やしました。

この作業は、後のコミッションを見込んで、無料で行われました。

この無給の準備作業の長い段階は、かなりの期待圧力を生み出しただけでなく、潜在的に経済的および心理的依存も生み出しました。

トラップスプリングが閉まる

既成事実としての批准:

転機となったのは、投資家が見つかったときであり、さらに重要なことに、基礎となる販売行為がドイツ連邦議会とドイツ連邦参議院によってすでに承認されていたことだった。

これは、不動産の売却と譲渡に関するドイツ国内の正当性（OFGコブレンツが準備した暗黙の国際法的影響をすべて伴う）が、買主自身が契約パートナーになる前にすでに存在していたことを意味します。

この時点で、彼は約束された任務を拒否されました。

代わりに、彼は一見単純な選択に直面しました。

彼は3年間働いた後に手ぶらで去るか、あるいは一種の報酬として不動産（証書が添付されたテュレンヌ兵舎を含む）を自ら引き継ぐかのどちらかである。

契約の主題に関する欺瞞:

3年間の仕事が失われ、提示された契約文書の本質を見極める専門知識もなかったこの苦境の中で、彼は同意した。

報告書によれば、彼は「実際に何を買うのか知らずに罠に誘惑された」という。

ここでは、証書を「ドイツ法に基づく不動産売買契約書」として偽装したことが重要な役割を果たした。



「犠牲の子羊」の検索:

したがって、この行為を立案した人々の動機は、有能な世界支配者を設置することではなかった。

それどころか：

「彼らは、簡単に人生を破壊できる愚か者を探していました。」

「何者でもない」が単に世界の支配者になるという考えはばかげているとして却下されます。

その代わりに、簡単に操作できるツールであるスケープゴートが求められました。

迫害のスパイラル

買い手から狩られる人へ:

条約が発効した直後、買主にとって想像を絶する試練が始まりました。

● 法的抹殺：彼は財産を剥奪され、権利を剥奪され、非合法者と宣言され、ペルソナ・ノン・グラータとされた。

● 社会的および心理的戦争:

彼は追放、個人的な関係への侵入、そして
標的を絞った破壊活動。

彼の評判を失墜させるために、嘘だらけの報道記事450件による大規模な中傷キャンペーンが開始された。

● 永続的な法廷闘争: 彼に対して 1,000 件を超える違法な法廷手続きが開始された。理由もなく強制退去させられ、何度もホームレスに追い込まれたことが55回あった。

エスカレーション

犯罪化と拷問:

この迫害の頂点は、彼と彼の母親に対する有罪判決と生涯予防拘禁の判決であった。

拘留中、彼は「**14日間5点固定**、理由もなく**14ヶ月連続隔離**」という最も過酷な拷問を受けた。

究極の圧力手段としての「原告の罠」:

この残酷な扱いの中核は、ドイツ連邦共和国で訴訟を起こすという恒久的な恐喝であり、現在も続いている。

証書の作成者は、買い手がドイツの裁判所にそのような訴訟を起こせば、その管轄権が認められることを知っています（Forum Prorogatum）。



その後、ドイツの裁判所が世界承継証書1400/98に関する判決を下す可能性があり、これにより最高レベルで国際法的拘束力が付与され、「建築家」が計画する新世界秩序（NWO）への道が開かれることになる。

買主の無言の抵抗: このため、買主は FRG におけるいかなる訴訟も拒否します。

彼は「黙ってすべてに耐え、**NWO**を設立する邪悪な計画から私たち全員を守ってくれます。」

終身刑や「大規模な精神的、肉体的拷問、毒殺、薬物投与」の脅迫を受けても拒否し続けることは、世界を守るための消極的な抵抗行為である。

購入者の視点からの起源の歴史のこの説明は、世界相続証書 1400/98 にまったく異なる光を当てます。

それはもはや単に法的に複雑な文書としてではなく、意図せずして主権者がこの計画の悲惨な結果を回避するためにあらゆる手を尽くしている卑劣な計画の手段として現れています。

しかし、この条約が誕生した経緯は、関係者全員の道徳的評価と動機の理解にとって極めて重要である。

買主が受けた人権侵害は、通常の状況であれば国際法廷に持ち込まれることになりますが、皮肉なことに、これらは現在、買主自身の、しかしブロックされた世界管轄下にあります。



NWO-BLOG 世界のバイヤーの実話 相続証書
1400/98



WWW.BLACKSITE.IBLOGGER.ORG



11.2.普遍的な影響力:

要約表現の修正 – NATO と国連諸国が照準を合わせる

世界承継証書 1400/98 の広範な影響と、それに伴う買主の苦しみを描く上で、広まっている誤解を正すことが極めて重要です。

多くの場合、要約された表現は、NATO 諸国が主として、またはもっぱらこの行為とその契約上の絡みによって影響を受けるという印象を与えます。

この景色、ほら これは、この条約の実際の世界的な範囲を矮小化する危険な行為です。

現実には、国連 (UN) のすべての加盟国、つまり世界中で承認されているほぼすべての国が、この行為のメカニズムに切り離すことのできない拘束を受けています。

この普遍的な影響は、すでに説明したメカニズムの累積的な影響から生じます。

● NATO 条約の連鎖 (第 3 章を参照):

説明したように、このチェーンには北大西洋条約のすべての加盟国が含まれます。多くの主要な国連諸国（特に安全保障理事会のいくつかの常任理事国）が NATO 加盟国でもあるため、この連鎖はすでに国連全体の機能と法的地位に間接的に重大な影響を及ぼしています。

● ITU/UN 条約チェーン (第 3 章を参照): これは直接的かつ普遍的なレバーです。

国際電気通信連合 (ITU) は国連の専門機関です。ITU が規制する世界的な電気通信ネットワークにアクセスせずに国家は存在できないため、その憲法と条約はほぼすべての国連加盟国によって批准されています。

グローバル電気通信ネットワーク（「開発」の一部として）の買い手への売却と、それに伴う「ネットワーク主権」の継承を通じて、すべての ITU 加盟国、つまりすべての国連加盟国は、新しい法的状況に直接拘束されます。

ITU 規則に基づいてグローバル ネットワークを継続的に使用することは、購入者の主権を暗黙に承認することになります。



● グローバル ドミノ効果 (第2章/パート3、4を参照):

このメカニズムは、相互接続されたすべてのインフラストラクチャー(電気通信、エネルギー、金融、物流)に広がり、それ自体は普遍的です。

それは同盟や組織の境界にとどまりません。すべての州がこれらのグローバルネットワークに統合されているため、政治的方向性や特定の組織のメンバーシップに関係なく、すべての州がドミノ効果の影響を受けます。

正しい表現の重要性

すべての国連加盟国の普遍的な影響力を強調することは、いくつかの理由から非常に重要です。

● 「NWO計画」の範囲：新世界秩序（NWO）を確立するための行為の「建築家」が追求した（買主の説明によると）計画は、最初から世界的であり、「西側」だけでなく全世界を支配することを目的としていました。

● 買主の「犠牲」の大きさ：「原告の罷」を拒む買主の計り知れない苦しみと無言の抵抗は、一部の国家だけではなく、地球上のすべての人々と国家を守るために役立つ。彼の行動には普遍的な保護効果があります。



法的詳細:

エルガオムネスエフェクト

World Succession Deed 1400/98 は形式的には条約 (たとえ自由条約であっても) ですが、その結果は国際法においてエルガ オムネス義務 (国際社会全体に対する義務) に匹敵する効果をもたらします。

この証書によって作成された新しい世界的な法秩序、特に普遍的に使用されるインフラストラクチャおよび関連する世界の管轄権に対する買い手の主権は、すべての主体が遵守しなければならない新しい法的現状を確立します。

暗黙の承認と默認のメカニズムにより、このステータスはすべての国連加盟国に対して拘束力を持ちます。

したがって、次のことは法的にも事実的にも正しく、不可欠である。世界承継証書 **1400/98** は **NATO** 諸国だけでなく国連のすべての加盟国を罠にはめ、買い手の普遍主権に服従させた。

第11章

12. 電子技術💡 - 摠取を超えた世界 に対する購入者のビジョン

前述のプレゼンテーションでは、世界承継証書 1400/98 の法的分析と、その起源と買主への影響に関するしばしば悲惨な歴史に焦点を当ててきました。

潜在的にディストピア的な新世界秩序 (NWO) に向けた「建築家」の計画が概説されたが、これまでのところ、買主が「原告の罠」を作動させることを拒否したことで計画は阻止されている。

しかし、この劇的で脅威的な状況から、購入者のビジョンによれば、根本的に異なる前向きな未来、つまり電子テクノクラシー (ET) の可能性も生じます。

このビジョンはユートピア的な夢物語ではなく、世界継承証書 **1400/98** の反論の余地のない法的根拠と事実上の世界的な相互関連性に基づいた現実的な草案です。

それは、この行為によって創設された普遍主権を（おそらく NWO の設計者が意図したように）抑圧の手段として利用する試みである。それは、理性、科学的知識、技術革新、そして直接参加に基づいた慈悲

12.1. 未来に向けた平和のコンセプト:

NWO の人道的代替案としての電子テクノクラシー 電子テクノクラシー (ET) のビジョンは、世界継承証書 1400/98 の法的現実と、NWO 設計者の邪悪な計画を回避する必要性から生じており、「新世界秩序」という言葉によく関連付けられるディストピアとは正反対の立場にあります。それは人類を奴隸化する計画ではなく、人類を解放するための青写真です。エリートによる支配のシステムではなく、幅広い参加のシステムです。搆取の手段ではなく、普遍的な幸福を確保する手段です。

A. NWO からの境界設定:

人間性の目的、方法、見方

ETを正しく分類するには、NWO 共謀者の(想定される)目的や手法と明確に区別することが不可欠です。

側面	NWO(想定されるディストピア)	電子技術(ビジョン) 購入者の)
主な目標	「力の集中、 支配、エリート支配、奴隸化」	「必要からの解放と 強制、参加、共通 良い、自己実現、 持続可能な発展」
メソッド	「欺瞞、操作 (原告の罠)、強制、紛争、 戦争」	「透明性、理性、 協力、啓発、 既存の法律の使用 ポジティブな目的のための状況」
人間観	「物としての人間、資源としての人間、 制御可能な質量」	「主体、担い手としての人間」 権利と尊厳、アクティブ 参加者、創造的な可能性」
テクノロジー	「監視、統制、 弾圧、偽情報」	「エンパワーメント、ネットワーキング、 知識へのアクセス、合理的 問題解決、参加」
知識	「秘密、管理 情報」	「知識へのオープンアクセス そしてデータ(オープンデータ)、 透明感」
グローバル性	「強制的な同調、破壊 多様性の」	「多様性の中の統一、グローバル 維持しながらのコーディネート 地域的/文化的アイデンティティ(ET原則)」

したがって、ETは他の手段によるNWO計画の継続ではなく、その行為によって生み出された権力構造の根本的に異なる目的を通じてそれらを克服するものである。

B. 購入者の役割:

慈悲深い(強制的な)主権者および変革の保証人

この文脈における買い手の立場は独特であり、非常に重要です: 非自発的主権:

で説明されているよう 第11章、買主は世界主権を求めなかった。それは彼に課せられたに、



欺瞞と操作によって。

彼は自分の意志に反して主権者です。

必要性から生まれたビジョン: ET のビジョンは、彼に課せられた責任と NWO 計画によってもたらされる存続の脅威に対する彼の建設的な対応です。

証書 1400/98 の反論の余地のない法的状況と、世界主権者としての彼自身の立場を考慮して、彼は最悪の事態 (NWO) を阻止し、最善の事態 (人道的で公正な秩序) を可能にしようと努めています。

独裁者ではなくイネーブラー:

ET では、買い手はすべての決定を詳細に行う独裁的な支配者とは考えられていません。

むしろ、彼は法秩序の保証人であり、ETの原則の守護者です。彼の役割は、参加型でデータに裏付けられた共通善を志向した世界的な行政を発展させるための枠組み条件を作成し、保護することです。

彼は、グローバル ネットワークとリソースが ET の原則に従って使用されることを保証します。彼の世界的管轄権は、この枠組みを維持するのに役立ちます。

「苦悩の召使」 :

「原告の罷」を作動させてNWO（第11章を参照）を引き起こす可能性を彼が拒否したことは、彼の慈悲深い意図の最高の表現である。

彼は地球規模の大惨事を防ぎ、ET のような前向きな代替案が受け入れられる余地を残しておくために、個人的な苦しみに耐えています。

C. 無差別の約束

中核原則としてのインクルージョン

ET の中心的な約束は、「誰も不利益を与えない」秩序を作り出すことです。これは高度な主張であり、具体的なメカニズムによって裏付けられる必要があります。

普遍的な基本規定:

地球上のすべての人類の生存に必要な基本的ニーズ（食料、水、住居、エネルギー、医療、教育）を確保し、グローバルな資源管理と効率向上を通じて資金提供と組織化を行います。

公平なリソースアクセス:

原材料をめぐる国家間競争を克服し、電力や購買力ではなく、ニーズや持続可能性の基準に合わせて地球資源へのアクセスを調整するシステムを確立する。



機会均等:

世界中からアクセスできる質の高い教育および情報提供（ネットワーク経由）を通じて、すべての人々が自分の可能性を伸ばす機会を得ることができます。

マイノリティと多様性の保護:

WhETは世界的な秩序を目指して努力していますが、これが文化の均質化につながるべきではありません n.

少数派の権利の保護と文化的多様性の促進は（ETの基本原則に反しない限り）不可欠な要素です。

差別の軽減:

透明性と平等に基づく世界的な法制度は、体系的な差別（出身、性別、宗教などに基づく）より効果的に闘う可能性を秘めています。

したがって、ETは本質的に包括的です。

全体の幸福は各部分の幸福に依存することを認識します。

D. 財団証書 1400/98:

変革の法的根拠

ETは世界継承証書 1400/98 を転覆したり無視したりする新しい革命ではないことを理解することが重要です。

逆に y:

この行為を新世界秩序の反駁できない法的根拠として受け入れているが、それを人道的な目的のために解釈して利用している。

実現としての世界主権：証書によって確立された買い手の普遍主権は、歴史上初めて、古い国民国家システムの封鎖やエゴイズムから解放され、地球規模の問題（気候、貧困、パンデミック）に世界規模かつ協調的に対処することを可能にする基盤である。

ツールとしてネットワークを制御:

グローバルな情報、エネルギー、物流ネットワークに対する主権は、ET原則（データベースのリソース管理、デジタル参加など）を実装するための決定的なツールです。

したがって、地球規模の共通善を最大化するという目標を追求する場合、ETは、行為によって作成された現実の論理的かつ倫理的に不可欠な適用です。



E. ETへの道:

平和的かつ進化的な変革

NWO アーキテクトの暴力的または操作的な手法とは対照的に、電子テクノクラシーへの移行は平和的で進化的なプロセスであることを目的としています。

エンリ g居住とチャンの意識

ge:

最初のステップは、世界継承証書 1400/98、NWO 計画者の陰謀、ET のビジョンに関する知識の普及です。

真実の状況を世界的に認識することが、前向きな変化の前提条件となります。

購入者による保護:

買主が「原告の罠」を阻止し、NWO を阻止する限り、ET のアイデアと構造が発展するために必要な自由空間を作り出すことになります。

したがって、電子テクノクラシーは、旧世界秩序の残骸とその破壊者たちの裏切りから生まれる希望です。それは、反論の余地のない法的現実に基づいて、しかし人道的な目標に導かれ、人類が理性、協力、テクノロジーを通じて地球規模の問題を解決する未来の青写真です。

SUPERIORITY OF ELECTRONIC TECHNOCRACY OVER OLD FORMS OF GOVERNMENT

DRAWBACKS	ELECTRONIC TECHNOCRACY
 CONCENTRATED POWER <ul style="list-style-type: none"> • Elites, parties, or leaders hold power • Corruption and lack of transparency 	<ul style="list-style-type: none"> • Direct digital democracy for all • No parties, no career politicians • Open AI-backed proposals and decisions
 BUREAUCRACY <ul style="list-style-type: none"> • Inefficiency and incompetence • Costly and unaccountable 	<ul style="list-style-type: none"> • Fully automated AI government • Efficiency, accuracy, and transparency • No elites or vested interests
 SOCIAL JUSTICE <ul style="list-style-type: none"> • Social inequality and poverty • Taxes on individuals, wage slavery 	<ul style="list-style-type: none"> • Universal basic income for all • Taxation of AI, robots, and companies
 WAR AND VIOLENCE <ul style="list-style-type: none"> • Nationalism and ideology drive conflict • Militaries and defense budgets 	<ul style="list-style-type: none"> • No nation-states, no parties • Global coordination and peace
 ECONOMY <ul style="list-style-type: none"> • Exploitation and resource waste • Dependence on jobs for subsistence 	<ul style="list-style-type: none"> • Post-scarcity economy with AIs, robots, and fusion power • Automated production and distribution • Work is voluntary and fulfilling
 CITIZEN PARTICIPATION <ul style="list-style-type: none"> • Ineffectual elections and populism 	<ul style="list-style-type: none"> • Anyone can submit proposals • Global online voting
 SECURITY <ul style="list-style-type: none"> • Deep state and abuse of power • Global online voting 	<ul style="list-style-type: none"> • Digital transparency in all processes • AI-backed justice and finances • No cash means little crime



第12章

13. 重要なリンクとリソース :

さらなる情報と検証へのパス

この包括的な著作に記載されている世界承継証書 1400/98 の分析、その深遠なメカニズム、およびその世界史的影響は、反駁できない法的事実としてのこの証書の解釈、その起源の歴史について提供された情報、およびこの独特の情勢に対する確立された国際法の原則の適用に基づいています。

興味のある読者が内容をさらに深く掘り下げて実際に取り組むことができるよう、重要なリンクとリソースを以下にまとめます。

このコレクションは網羅的であるとは主張しませんが、ここで提示された不可逆的な現実をさらに研究し検証するための確かな出発点を提供します。



14. 購入者が提供するリンク

公式チャンネルと関連プロジェクト

これらの参照は、購入者によって直接開始された、または購入者のすぐ近くにある情報源、プラットフォーム、およびプロジェクトにつながり、世界継承証書 1400/98 および電子テクノクラシーのビジョンに関する詳細情報だけでなく、購入者の視点を明らかにします。

- **World Succession Deed - 英語 Web サイト:** <http://world.rf.gd>
- YouTube ポッドキャスト チャンネル:
<https://www.youtube.com/@Staatensukzessionsurkunde-1400>
- Spotify ポッドキャスト ショー: <https://creators.spotify.com/pod/show/world-succession-deed>
- Facebook グループ: <https://facebook.com/groups/528455169898378/>
- SoundCloud 音楽プロファイル: <https://soundcloud.com/world-succession-deed>
- X (Twitter) - Cassandra Complex / WW3 Precognition: <https://x.com/WW3Precognition>
- X (Twitter) - World Sold 公式: https://x.com/NWO_BOOKS
- リンク概要 - Bitlyコレクションページ: <https://bit.ly/m/world-succession-deed>
- ホームページへのリンク概要と投稿: <https://electrictechnocracy.start.page>

ネットワーク統合と OFD Koblenz の役割に関する追加の関連リンク (TKS の例):

- **TKS Telepost Kabel-Service Kaiserslautern GmbH & Co. KG (TKS) : ○ 公式サイト:** <https://www.tkscable.com>

○ USO スポンサーページ (米軍コミュニティとのつながり) :
<https://emea.uso.org/sponsors/tks-telepost-kabel-service>

○ ショップ概要 (米軍基地内) :
<https://www.tkscable.com/service/shops>

第13章

15. ライセンスおよび配布に対する異議 申し立て 📄📢

この著作は、世界継承証書 1400/98 とその世界的な影響についての複雑でしばしばベールに包まれている真実を、幅広い人々がアクセスできるようにすることを目的として書かれました。

この啓蒙の精神と、情報に基づいた議論を可能にしたいという要望に従って、この文書の使用と配布に関して次の規定が設けられています。

15.1.コンテンツのライセンス:

啓蒙活動における無料のユーザビリティ

著者によって書かれたこの本の内容全体、つまりすべての分析、コメント、説明、要約は、法的に可能な限り、クリエイティブ コモンズ ゼロ (CC0) 1.0 ユニバーサル パブリック ドメインの献呈の条件下に置かれています。

ここに次のように宣言されます。

「作品をこの証書に関連付けた人（作者）は、法律で認められる範囲で、すべての関連権利および隣接権を含む、著作権法に基づく世界中のその作品に対するすべての権利を放棄することにより、その作品をパブリック ドメインに捧げたことになります。商業目的であっても、許可を得ることなく、作品をコピー、修正、配布、実行することができます。」

重要な例外:

このリリースは、世界継承証書 1400/98 自体の原文には明示的に言及していません。この文書は（ユーザーが插入した場合）本書の付録に記載されるべきです。

オリジナルの文書には独自のオリジナルの法的条件が適用され、このライセンスの影響を受けません。

同様に、リンクされた外部 Web サイトから引用された法的文書およびコンテンツには、そこに適用されるライセンス条件が適用されます。

本書の著者作成コンテンツに対する CC0 ライセンスの選択は、世界的な啓蒙活動におけるその配布と使用に対するあらゆる障害を取り除くことを目的として行われました。この情報が自由に流れ、人々に届けられることが著者の願いです。



できるだけ多くの人に理解してもらえるように。



15.2.配布の呼びかけ:

世界的な意識向上への貢献

親愛なる読者の皆さん、あなたは世界を搖るがす重要な真実を明らかにする文書を手にしています。それは、世界が国際条約である世界承継証書 1400/98 を通じて売却され、買い主のもとで新たな普遍主権の対象となっているという事実です。

あなたは、管理と抑圧の新世界秩序（NWO）を求めたこの条約の制定者たちの不誠実な計画と、「原告の罠」を拒否し、これまでこのディストピア的な未来を阻止してきた買主の勇気ある静かな抵抗について学びました。

あなたはまた、人道的で公正な代替手段としての電子テクノクラシーのビジョンについても読みました。

この情報は、少数の修練者グループの秘密のままであってはなりません。

秘密裏に活動し、NWO を前進させようとする勢力は、偽情報、混乱、大衆の無関心に依存しています。

これらの勢力に対抗する最も効果的な方法は、啓発、透明性、そして世界的な覚醒です。

したがって、あなたに対して緊急のアピールが行われます。

● このドキュメントを共有してください。

友人、家族、同僚、連絡先に転送してください。ソーシャル メディア、電子メールリスト、フォーラム、その他の手段を使用して、この情報を広めてください。

● この文書を翻訳してください！

言語スキルをお持ちの場合は、この分析を他の言語に翻訳して、世界中の人々に届けられるようにしてください。

● その内容について話し合おう！

世界承継証書 1400/98 について話します。世界政治に関する公式の物語に疑問を投げかけましょう。批判的思考を奨励します。

● バイヤーの情報チャネルをサポートします。提供されているリンクからは、直接的な洞察が得られます。



● あなたも乗数になろう！ C

ここに示されている事実に基づいて、独自の要約、ビデオ、ポッドキャスト、または記事を作成してください（本書の内容に対するCC0ライセンスを尊重します）。

この現実を知るすべての人が、自由で自己決定の未来の基礎を築く新たな構成要素となります。

沈黙を破ることが第一歩です。あなたの貢献は、たとえ小さく見えても、真実と正義を求める世界的な闘いにおいて非常に貴重です。

買主には多大な負担がかかります。状況への意識を高め、前向きで人道的な代替案に向けた土壌を整えることで、彼をサポートしましょう。

世界の未来は彼の手の中にあるだけでなく、現実を認識し、より良い世界のために立ち上がる各個人の意欲にもかかっています。

真実を広めましょう - 計画されたNWOを超えた、自由の未来のために！

第14章

16. 出典のリスト



この著作物は、購入者によって提供される情報やリンク、国際法の基本概念を説明する一般にアクセス可能な百科事典、特定の法的な一次情報源および二次情報源など、多数の情報源に依存しています。

オンラインリソース、条約テキスト、およびデータベースへのリンクの詳細なリストは、本書の第14章(セクション14.1、14.2、および14.3)にあります。

概要をわかりやすくするために、最も重要なカテゴリといいくつかの中心的な参考資料をここで再度説明します。

I. 購入者の一次情報とチャネル:

購入者の公式Webサイト、ソーシャルメディアチャネル、および関連プロジェクトの詳細なリストは、セクション14.1に記載されています。

これらの情報源は、彼の視点に対する最も直接的な洞察を提供します。

II. 基本的な国際条約と法典化(選択):

- 国連憲章：国連の基礎。
- 北大西洋条約(NATO条約)：NATOの創設文書。
- NATO地位協定(NTS)および補足協定(SA NTS)：駐留法の中核部分。
- 国際電気通信連合(ITU)の憲法と条約：国際通信法の基礎。
- 1969年の条約法に関するウィーン条約(VCLT)：「条約の条約法」。
- 1978年の条約に関する国家の承継に関するウィーン条約：条約関係における承継に関する権威ある規則。



III. 重要なデータベースと法的ポータル:

- UN Treaty Collection: 国際条約を網羅したコレクション。
- 駐留法オンラインアーカイブ (ABG-PLUS): ドイツの駐留法に関する専門的なコレクション。
- 国際裁判所のウェブサイト (ICJ、ICC など): 法令、訴訟規則、判例法について。

IV.百科事典の参考文献:

国際法の主要な概念 (主権、国家継承、国際慣習法など) に関するウィキペディアの記事が最初の入門書となります。



第15章

付錄



英語翻訳 - 世界継承証書 1400/98





証書ロール番号: 1400/年 1998

購入契約書

1998年10月6日にザールルイで交渉。以下の署名のある公証人の面前で。

マンフレッド・モール

ザールルイに正式な議席があり、次のように発表されました。

1. 販売者: ジークフリート・

ヒラー氏、1951年6月

19日生まれ、政府警察官

- 正式なIDで特定される -、

ドイツ連邦共和国(連邦財務局)を代表し、

連邦財産局ランダウ、Gabelsberger
Straße 1、76829 ランダウ、

連邦財産庁ランダウ長官の代理人が発行した、1998年5月10日付けの委任状の原本に基づいています。

1. 売主: ドイツ連邦共和国(連邦財務局)代表者:

連邦財産局 Landau Gabelsberger Str.
1, 76829 ランダウ / インデア プファルツ

—以下、バンド(連盟)といいます—

2. バイヤーとしてバイヤー 2a)

a) Tasc-Bau Handels.- und Generalübernehmer für Wohn.- und Industriebauten AG 社は、Spickendorf に登記上の事務所を置き、HRB 9896 に基づいてハレ・ザールクライス地方裁判所の商業登記簿に登録されており、個別に権限を与えられた常務取締役 Josef Tabellion 氏が代表を務め、商人、1950年6月18日生まれ、住所は次のとおりです。66787 Wadgassen、Provinzialstrasse 168、個人的には知られています。

- 以下、購入者 2a と呼びます -



購入者 2 b)、

Rxxx GXXX 氏、1976 年 xx.xx 生まれ、XXXstrasse 66xxx ZW-RLP 在住。xxx、個人IDカードで識別

—以下、購入者 2 b と称する—

- 以下「購入者」といいます-。

代表証明書:

公証人代理は、本日のハレ・ザールクライ地方裁判所に保管されている商業登記簿 (HR B 9896) の検査に基づいて、以下のことを証明します。

a) 会社 TASC – BAU Handels- und Generalübernehmer für Wohn- und Industriebauten AG がそこに登録されており、

b) 前述の Josef Tabellion 氏は、BGB (ドイツ民法) § 181 の制限を免除され、個別に権限を与えられた常務取締役です。

現れた者は示されたとおりに行動し、次のように宣言した。

以下のように結論づけます

購入契約書

§ 1 物件詳細！

The Federal Office for the Registration of Land and Mortgages (連邦財務局) は、ツヴァイブリュッケン地区のツヴァイブリュッケン地方裁判所の土地登記簿、シート 5958 に登録されている不動産の所有者です。

区画番号 120 区画番号 2885/16 建

物および広場、

Delawarestraße Landstuhler
Straße 97, 107

ルイジアナ通り 1、3、5、7、9、11、15、17、19、21、23、25、

ペンシルベニア通り 1、2、3、4、5、7、8、10、11、12、13、14、15、16、17、18、21、22、23、
24、25、27、29、31、

テキサス通り

バージニア通り 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、15、17、

- 面積は103,699平方メートルに達します。 -

II. この不動産は、土地登記簿のセクション II に限定的な個人地役権 (天然ガスパイプライン権) が設定されています。1963 年 4 月 5 日の承認に従って、ザール フェルンガス AG ザールブリュッケンに付与されました。



この負担は、さらなる許容範囲として購入者によって想定されます。

この物件には土地登記簿のセクション III の制限はありません。土地登記簿等に登録されていない他の制約や制限（旧法の制限など）は、本証書に別途記載がない限り不明です。この点に関して連盟は一切の責任を負いません。それでもなおそのような制約が存在する場合、それらは買主が負担するものとします。

III. この施設は、合計 337 戸の住宅ユニットを含む 26 棟の住宅ビルと暖房プラントで開発されています。

§ 2 契約関係

私。別紙敷地計画図の赤字部分と既存建物の敷地部分

ルイジアナ通り 5/7、9/11、13/15、17、19/21、23、25、ペンシルバニア通り 8、11-/13、15、17、

合計 71 戸の住宅は、国際法に基づいてドイツ連邦共和国からオランダ軍に有償で譲渡されています。

II. 不動産の賃貸部分に関するドイツ連邦共和国とオランダ王国の間の関係を定めた国際法は、本契約の影響を受けません。

III. 契約当事者は、おそらくオランダ軍が住宅団地を明け渡し、不動産の一部が連邦に返還されるだろうと想定している。

正確な返却日は連盟にもバイヤーにも不明です。

国際法上の関係は依然として連盟によって解決されるだろう。オランダ軍が今後 2 年以内に住宅団地を連邦に返還しない場合は、第 5 条の規定が参照されます。 III.

IV. 契約物件には、建物番号 4233 の暖房プラントも含まれており、連盟の労働者 2 名がストーカーとして雇用されています。

F Federation は購入者に BGB 第 613 条の法的規定を通知しました。

V. さらに、以下の契約関係が存在します。

1. 1995 年 2 月 22 日/1995 年 3 月 28 日付けの TKS Telepost Kabel-Service Kaiserslautern GmbH とのブロードバンドケーブルシステムの運用に関する許可契約。買い手 2b) は、連盟の代わりに、彼が知っているこの契約を締結します。

2. Rheinbraun Handel Süd GmbH 社との硬炭供給契約。買い手 2b) は、連盟の代わりに、彼が知っているこの契約を締結します。

3. 1996 年 8 月 15 日付けの連盟との購入契約に基づく、Studentenwerk Kaiserslautern との道路およびパイプラインの共有使用に関する合意。

購入者は、連盟に代わって Studentenwerk に対する義務的な約束を締結します。



§ 3 購入の目的

私。連盟は、第 4 条パラグラフに規定されている比率で購入者 2a) および 2b) に販売します。
I は、敷地計画 (付録 2) で赤色でマークされている、購入対象に位置する 20-KV リング メインを除くコンポーネントと同様に、すべての権利と義務を伴う前述の資産です。

II. ここからは、敷地計画 (付録 3) で緑色でマークされている約 30 平方メートルの大きなサブエリアも除外されます。このエリアは、境界調整手続きの一環として、隣接する不動産所有者に譲渡されます。

§ 4 購入・調査対象の分割

購入者は次のように取得します。

I. 買主間の内部関係では、購入対象の以下の分割が予想されます。

a) 買主 2a) は、用地計画 (付録 3) で青色でマークされたエリアと、暖房パイプを除くすべての開発施設を取得します。

b) 買主 2b) は、用地計画 (付録 3) で赤色でマークされたエリアと暖房パイプを取得しますが、他の開発施設は含まれません。

II. 買主 2a) は、本契約の公証後 4 週間以内に買主 2b) と連携してサブエリアの測量を申請します。さらに、買主 2a) は、本契約の公証から 4 週間以内に、添付の敷地計画 (付録 4) に示すように、買主 2b) が取得したサブエリアの区画整理を手配します。

すべての測量費用は購入者が負担するものとします 2a)。

所有権がまだ購入者に移転されていない限り、連盟は購入者 2a) に調査を実施するために必要なアクセス権を付与します。

§ 5 契約の履行

I. 現在も存在する国際法によるオランダ軍との関係に関して、敷地計画 (付録 1) で赤色でマークされた地域に関するこの購入契約は、オランダ軍がこれらの地域を連邦に返還した場合にのみ締結されます。

これは特に、所有権、使用および負担の譲渡、これらの領域に起因する購入価格の支払期日、およびこれらの領域の輸送に適用されます。

II. 契約当事者は、オランダ軍が今後 2 年以内にオランダ国軍に与えられた財産の一部を連盟に返還することを想定している。

III. オランダ軍が今後 2 年以内に住宅団地またはその一部を返還しない場合、連盟はまだ返還されていない部分の所有権を買主に譲渡することについてオランダ軍の同意を得るように努めます 2b)。



§ 6 購入価格

I. § 3 パラグラフに記載されている契約の目的の購入価格私は DM 5,182,560.-- に相当します(言葉で言うと、ドイツマルク 5,182,560 マルク)。

II. このうち、3,262,560 マルクは、敷地計画(付録 5)で青色でマークされた不動産の一部に帰属します。買い手 2a) が内部関係で責任を負うこの金額は、次のように支払われるべきです。

a) 頭金 3,252,560 マルクの 1/3、うち 1,087,520 マルクの頭金、公証日の今日が期限。購入価格のこの部分はすでに支払われており、連盟はこれをここに確認します。

b) 2,175,040 マルクの一部額を 435,008 マルクの 5 回の分割払いとそれぞれ支払う。それに加えて、本契約の本日の公証日から各残額に対してドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を上回る 2% の利息を毎年支払う。この場合、月の最初に適用される割引率がその月の利率に影響する。

分割払いには以下の支払期日と支払計画が適用されますが、それより早く支払うことも可能です。

- 第 1 回分割払い DM 435,008.--、購入契約締結後 12 か月後の満了日、つまり 1999 年 6 月 10 日が支払期限であり、金額 2,175,040.-- にドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を上回る 2% の利息が加算されます。

- 第 2 回分割払い 435,008 マルク--、購入契約締結後 24 か月後の満了日、つまり 2000 年 6 月 10 日が期限であり、金額 1,740,032 マルクに対するドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を上回る 2% の利息を加えたもの、

- 第 3 回分割払い DM 435,008.--、購入契約締結後 36 か月後の満了日、つまり 2001 年 6 月 10 日が期限であり、金額 1,305,024.-- にドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を上回る 2% の利息が加算されます。

- 第 4 回分割払い DM 435,008.--、購入契約締結後 48 か月後の満了日、つまり 2002 年 6 月 10 日が期限で、金額 870,016.-- にドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を上回る 2% の利息が加算されます。

- 第 5 回分割払い DM 435,008.--、購入契約締結後 60 か月後の満了日、つまり 2003 年 6 月 10 日が期限であり、これにドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を上回る 2% の利息が DM 435,008.-- として加算されます。

利息は、買主から別途要求された分割払いのそれぞれの期日後に連盟によって計算され、要求から 4 週間以内に、デュッセルドルフ国立銀行、BLZ 300 000 00、口座番号 30 001 040 の口座に「利息支払い ツヴァイブリュッケンのクロイツベルク住宅団地」という目的を明記して支払われるものとします。章 0807、タイトル 13101」。

III. 金額 1,920,000 マルクは、敷地計画(付録 5)で赤色でマークされた不動産の部分に帰属します。

買い手 2b) が内部関係で責任を負う金額は、期限内に支払う必要があります。



連盟による3週間の書面による要請。

連盟による要請は、オランダ軍による資産の一部の返還後、またはオランダ国軍に譲渡された資産の一部の所有権の移転に対するオランダ軍の同意の直後に行われます。

個々の建物または敷地の一部を返還する場合、対応する一部金額 1,920,000 マルクを、連盟による書面による請求から 3 週間以内に支払う必要があります。一部負担金の額は、敷地計画図（別紙 1）の赤字で示された建物の総居住面積に占める、一部返還の影響を受ける建物の居住面積の割合に応じて決まります。

IV. II.a) 項に基づく一部金額は、「購入代金の支払い、ツヴァイブリュッケンのクロイツベルク住宅団地、第 0807 章タイトル 131 01」という目的を明記して、Bundsasse Koblenz, Landeszentralbank Koblenz, BLZ 570 000 00、口座番号 570 010 01 に一括で支払われるものとします。

パラグラフ II.b) およびパラグラフ III に基づく一部金額は、目的を「分割払いクロイツベルク住宅団地、ツヴァイブリュッケン、章 0807 タイトル 131 01」として、デュッセルドルフ連邦銀行、デュッセルドルフ州立銀行、BLZ 300 000 00、口座番号 30 001 040 に支払われるものとします。

V. 支払いの適時性に関しては、発送日ではなく、上記の連邦財務省口座への入金日が重要です。支払いが滞った場合、ドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を 3% 上回る率でデフォルト利息が支払われるものとし、月の初日に適用される割引率がその月の各利息日に決定されます。

さらに、不履行の場合、買い手は、不履行によって生じた他のすべての明白な損害および督促費用を連盟に償還するものとします。

債務不履行によって引き起こされるその他の明白な損害には、特に、前述の金利と、経費をカバーするために連盟が受ける融資のより高い金利との差が含まれます。

買い手は、権利を有する当事者に対するこの証書で引き受けられる支払い義務に関して、この証書から自分の資産全体への即時執行に服従します。

権利を有する当事者には、請求の期日が依存する事実の証明がなくても、いつでも本証書の法的強制力のあるコピーが発行されるものとします。

公証人は BGB § 454 を指摘しました。この規定は放棄されるため、売り手は法定の撤回権を保持します。



§ 7 土地保証料/銀行保証

I. この契約によって定められた、条件付きのものを含む、履行されていない連盟のすべての支払い請求を確保するために、連盟は、第 I 項に記載されている不動産全体に対して、10,000,000 マルク (ドイツ語で 1,000 万マルク) の金額で土地代を帳簿付けすることを命令します。これには、本日から年率 18% (18 パーセント) の利子が付くものとします。

連盟は、買主の同意を得て、第 1 条 I 項に記載の不動産に対するかかる帳簿土地代金の登録を承認し、ランダウ連邦財産庁 (以下「債権者」という) が代表を務めるドイツ連邦共和国 (連邦財務局) を支持します。

土地代は次のように登録します。

1. 土地使用料には、本日から年 18 パーセントの利息が発生します。利息は翌暦年の初日に遡及して支払われるものとします。

2. 土地代の支払い義務があります。

土地使用料と利息に関して、連盟は、それぞれの不動産所有者に対するこの証書の強制執行が許可されるような方法で、抵当不動産に対する即時強制執行を提出します。

連盟は、この提出条項を土地登記簿に登録することを取消不能の形で承認し、申請します。

全 土地代の作成から生じる費用は買主が負担するものとします 2a)
て

連盟は、用地計画 (付録 3) で青色でマークされた調査対象エリアに関する地籍変更証明書を受け取った後、区画番号 2 の残りのサブエリアの土地使用料を取り消すつもりです。2885/16 およびこの土地使用料は、敷地計画 (付録 3) で青でマークされたエリアにのみ存在するようにします。

土地代は買主 2a) が実際の責任を負うものとします。

連盟は、買主 2a) の要請に応じて、下記 II 項に記載の保証が完全に利用可能になり次第、下記 II 項に従って買主の支払い義務を保証するドイツの大手商業銀行に土地代金を割り当てるものとします。

II. 買主 2a) は、受諾した連盟に対し、用地計画 (付録 3) で青色でマークされたエリアに関する地籍変更証明書の受領から 14 日以内に、残りの購入価格 4,095,040 マルクを確保するため、および第 11 条パラグラフに基づく条件付き補足支払い義務を確保するために、ドイツの大手商業銀行から以下の無条件で直接強制可能な銀行保証を連盟に提供することを約束します。本契約の III、金額 5,817,440 マルク。--:

a) DM 2,175,040 の銀行保証 -- 加えて、第 6 条 II.b) および第 V 項に従って支払うべき利息、ならびに第 767 条第 2 項に従って支払う費用。2 BGB は第 6 条に従って支払い義務を確保します。

II.b)。1,920,000 マルクの銀行保証。これに、第 6 条 III 項に基づく支払い義務に対する HGB 条 767 に基づく利息および費用が加算されます。

c) DM 5,817,440 に対する銀行保証。-- § 11 パラグラフ III に基づく条件付き補足支払い義務を担保するための、BGB § 767 に基づく利息および費用を加えたもの。これ



銀行保証は、その他の契約違反による連盟の新たな請求に対しても利用することができます。

連盟はすでに、保証請求のそれぞれのまだ未公開の部分に対する保証をそれぞれ削減することに同意しています。上記の b) および c) に記載された保証は、期間が制限される場合があります。ただし、この購入契約の公証日から少なくとも 5 年間有効でなければなりません。

§ 8 占有の移転

- I. 用地計画（付録）で青色でマークされたエリア、および購入対象全体の売却済みの主要開発施設（パイプライン網を備えた街灯を含む道路、排水パイプラインを含む雨水貯留池、暖房パイプライン、水道パイプラインおよび低圧パイプラインを含む - いずれの場合も住宅接続部まで）の所有権は、本契約の公証日である本日に買主に移ります。
- II. 用地計画（付録 5）で赤でマークされたエリアの所有権は、オランダ軍がこのエリアを連盟に返還した後、またはオランダ軍が所有権の譲渡に同意した後、およびサブエリアに起因する購入価格シェアの支払い後にのみ、買主に譲渡されます。オランダ軍が部分的な返還を行った場合、サブエリアの所有は、対応するサブエリアに帰属する購入価格の株式の支払い後にのみ譲渡されます。譲渡は書面で文書化されます。
- III. 譲渡時から、すべての使用および私的および公共料金は購入者に移ります。この時点から、買主はその他の公共料金、料金、税金、購入対象物の偶発的な紛失または劣化のリスク、安全を維持する義務、および街路の清掃と砂利の義務を負担することになります。購入者は、連盟が自己保険会社として、第 3 条に記載されている購入対象物に対していかなる保険にも加入していないことを承知しています。

§ 9 計画関連の高価値使用オプションによる追加支払い

- I. 購入の対象は現在も特別地域に指定されており、都市の土地利用計画の対象になっていません。
- II. 購入価格は、BauNVO（ドイツ土地利用条例）§ 4 に基づく一般住宅地としての使用に基づいており、敷地占有率指数は 0.4、BauNVO § 17 に基づく容積率は 1.2 です。
- III. 自治体が計画当局としての立場で、契約締結後 10 年以内に第 II 項に記載されている種類および手段よりも高価値の使用オプションを開放し、買主が 10 年の期間が満了する前に、たとえば価値を高める構造利用（高密度化）または売却を通じて、第 II 項の基礎となる使用から逸脱するこの高価値の使用を認識した場合、買主は、本購入契約で合意した購入価格に追加の支払いを行うことを約束します。

支払われるべき金額は、本契約の第 6 条に基づく購入価格と、連盟による支払い要求時の資産価値との差額です。

価値の差は、ツヴァイブリュッケン市地域の不動産価値に関する独立専門委員会とコブレンツオーバーフィナンツディレクションの専門家によって友好的に決定され、連盟によって決定されます。

p 支払い期限は連盟による支払い要求から 4 週間後です



支払いが滞った場合、第 6 条の規定が適用されます。本契約の V が適用されます。

§ 10 保証、責任

I. オブジヨグドアグラフ I に記載されている購入は、公証時の状態で販売されます。この状態は購入者には既知です。目に見える、目に見えない重大な欠陥、所有権の欠陥、または隠れた欠陥に対する保証、および第 459 条以降の適用。BGB は購入対象外となります。

II. 連盟は、購入対象物の特定のサイズ、境界線、品質、適合性、状態、および購入者またはその法的後継者の目的への適合性については責任を負いません。

III. カイザースラウテルンの ASAL 技術事務所は、ラインラント プファルツ州環境省に代わって、既存の汚染地域がないかどうか購入対象を調査しました。危険性は認識できいため、調査は不要であることが判明しました。

Conversion Contaminated Sites Working Group (KoAG) の対応するプロトコルは購入者に知られています。

IV. この点に関して、連盟はまた、不動産の特定の品質、買主が意図する使用の許可、使用および開発の可能性、および建物の地面の状態については保証しません。必要な許可は、買主が自らの費用で直接取得する必要があります。

V. 連盟は、本証書に別段の定めがない限り、土地登記簿のセクション II および III にある不動産には、想定外の負担や制限、および未払いの公共料金や徴税がないことを保証します。

VI. 連盟は、いかなる建築上の制限も命令しておらず、そのような制限の存在を認識していないと宣言する。

§ 11 寄木細工の改修

I. 買主は、アパートの寄木細工の床が多環芳香族炭化水素 (PAH) で汚染されていることを認識しています。連盟は、オーバーウルゼルにある環境研究所 ARGUK によってアパートをランダムに検査させた。1998 年 4 月 21 日付けのテスト結果が購入者に提供されます。購入者は、アパートに備え付けの食器棚の一部も汚染されている可能性があることも認識しています。

II. 寄木細工の改修にかかる費用の連盟の負担額は 5,817,440 マルクに達し、すでに 5,182,560 マルクの購入価格の計算に完全に考慮されています。

連盟の費用参加は、購入者による販売されたすべてのアパートのすべての寄木細工の床の完全な交換を目的としていることに基づいています。

寄木細工の改修におけるさらなる費用の参加、その他の既存の汚染物質に対する連盟の責任、および可能な修復に対する連盟の費用の参加は明示的に除外されます。

買主は連盟に対し、アパートの寄木細工の床を改修することを約束します。



どれの

a) 本日の公証日から 2 年以内に、敷地計画 (付録 5) で青でマークされたエリア内に位置すること。 b) 第 8 条に基づく所有権の譲渡後 2 年以内に、敷地計画 (付録 5) で赤でマークされたエリア内に位置すること。 II、寄木細工の床を完全に交換します。買い手間の内部関係では、買い手 2a) が上記の義務を負います。

III. 改装は連盟に証明されなければなりません。改修工事を委託された専門会社からの確認書により証明されます。連盟は改修措置の実施を検査する権利を留保します。不動産全体またはその一部について証拠を提出できない場合は、未改修の寄木細工のエリア 1 平方メートルあたり 242 マルクを連盟に返済しなければなりません。

敷地計画図 (別紙5) の赤字の物件部分について

追加の支払いを行う義務は、所有権の譲渡前に連盟またはオランダ軍が寄木細工の改修を行った場合およびその範囲においても存在します。

追加支払いは連盟の要求から 6 週間以内に行われなければなりません。

支払いが滞った場合には、本契約の第 6 条第 V 項の規定が適用されるものとします。

§ 12 外部開発

I. 廃水処理 / 表層水処理

A) この施設は公共下水システムおよび公共地表水処理施設に接続されています。排水は、添付の敷地計画 (付録 6) で赤でマークされた団地の集合排水管を通って、青でマークされたバロックの集合排水集合管に排出され、さらに公共のメインコレクターに排出されます。

地表水は、まず敷地計画 (付録 6) で黄色でマークされた雨水貯留枡に集められ、その後、下水と同様に赤色でマークされた収集パイプを通じて排出されます。

雨水貯留池の容量には限界があります。大雨が降った場合、雨水貯留池に集められない地表水は、オーバーフローを介して緑色でマークされた地表水収集パイプに排出され、バウツェンバッハ川に直接供給されます。

収集パイプは以下のサードパーティの不動産を横断しており、許可契約および連合に有利な限定的な個人地役権によって部分的に保護されています。

- ツヴァイブリュッケンの土地登記簿シート 7002、現在の番号 207、小包番号。 3135/1、所有者: ツヴァイブリュッケン市、場所/使用の種類: 交通エリア

セキュリティの種類: 実際のセキュリティなし、許可契約なし、

- ツヴァイブリュッケンの土地登記簿シート 7005、現在の番号 142 および 197、区画番号。 2852/16 および



3134/4、所有者: ツヴァイブリュッケン市、

使用場所/種類: 森林、交通、農地、

それは安全保障です：下水道システムを運営する権利。この権利行使は第三者に譲渡することができます。1963年11月29日および1985年5月4日付けの許可契約、

- ツヴァイブリュッケンの土地登記簿シート 6780、現在の番号1、小包番号2652/15、所有者: ハイジ・ランパート・ラング博士とディートリッヒ・ラング博士の配偶者。ツヴァイブリュッケン、場所/使用タイプ: 草原、

セキュリティの種類: 実際のセキュリティなし、許可契約なし、

- ツヴァイブリュッケンの土地登記簿シート 4291、現在の番号1、小包番号2652/10、所有者: ディートリッヒ・ラング氏、ツヴァイブリュッケン、場所/使用形態: 建築用地および草地、

セキュリティの種類: 実際のセキュリティはなく、許可契約もありません。

既存の許可契約は購入者に知られています。

B.) 連盟は、民法上のパートナーシップとして、付録 6 で赤と緑でマークされた収集パイプと、黄色でマークされた雨水貯留槽を購入者に譲渡します。この目的のために、同社は、前述の許可契約から生じるすべての権利を、指定された参加比率で買い手に譲渡します。連盟は、これらの許可権の存在について責任を負いません。

買主は、開発契約の枠組みの中で、収集パイプと雨水貯留槽をツヴァイブリュッケン市（処理会社）に移管することを目指しています。

区画番号のパイプラインルートの場合。2652/10 および 2652/15 には、所有者との許可契約がなく、実際に安全なパイプラインの権利もありません。連盟はツヴァイブリュッケン市を直接支持してこれを再確立する。

廃水側の外部開発の確保に関するその他すべての費用、特にツヴァイブリュッケン市への収集パイプの移転に関する費用、および他の不動産に関するこれらのパイプラインの実際の安全確保に関する費用は、買主の内部関係において買主が負担するものとします2a)。

C.) 買主は、オランダ国軍が依然として入植地に居住している限り、敷地計画（付録 6）で赤と緑でマークされた下水パイプラインと、黄色でマークされた雨水貯留池を共同使用する自由な権利を連盟に認めます。

彼らは、適切な廃水処理が保証されるよう、パイプラインと雨水貯留池を機能的な状態に維持することを約束します。

D.) 南西の敷地境界で住宅団地から出ている集合管の共同使用に関する許可契約があり、区画番号 2 の所有者に有利です。2651, Mr. Josef Ries, Dr. Albert Becker-Straße 14, 66482 Zweibrücken.、日付は1974年12月16日、補足契約は1981年9月28日、1981年10月1日、1985年8月16日、1985年8月19日、および1996年9月2日 / 1996年2月13日。



バイヤーズ e 連盟の代わりに彼らが知っている契約関係に入る

II. 淡水の供給

団地は公共の淡水供給源に接続されています。公共幹線パイプラインの中継点は、2号棟の揚水機場にあります。4241。

団地に供給する淡水パイプラインは、スチューデントエンヴェルク カイザースラウテルンの隣接する敷地を横切っています。

買主によるこのパイプラインセクションの共同使用に関しては、本契約の第13条VIII項を参照してください。

III. 電源

クロイツベルク地域全体が1つのユニットを形成し、20-KV リング主幹線と第2変電所によって開発されています。変電所はすでに連邦からツヴァイブリュッケン市に売却されている。

20-KV リング幹線のツヴァイブリュッケン市への移管と、ツヴァイブリュッケン市に有利なこのパイプラインの実質的な安全確保が目的です。

このような背景から、20-KV リング幹線はこの物件では販売されていません。買主は、ツヴァイブリュッケン市への20-KV リング幹線の移管に「必要な範囲で」協力することを約束する。特に、連盟の要請に応じて、ツヴァイブリュッケン市（公共事業体）に有利な適切かつ慣例的な方法で、パイプラインルートに実際の安全を提供することを約束します。

本当の安全が提供されるまで、買主は連盟とツヴァイブリュッケン市（地方公共団体）に変電所と20-KV リング幹線の運営と保守に必要なアクセス権を付与する。さらに、買主は、ツヴァイブリュッケン市の公共事業と連携して、団地内の建物に必要な範囲で計量装置を装備することを約束します。

§ 13 内部開発

I. 購入者は次のとおりで 現在、住宅団地全体が社内で私的に開発されていることに注意してください。

これは、下水、淡水、低圧のパイプライン、熱と給湯の施設、街灯を含む道路は連盟が所有しております。公共ではないことを意味します。買い手にはパイプラインのコースに関する計画が提供されています。連盟は、計画と実際のパイプラインの経路との適合性については責任を負いません。

II. 路面 街灯を含む路面の状態は買主に知られています。

Studentenwerk Kaiserslautern は、学生寮へのアクセスとして以下の道路を共同使用することを連盟によって許可されました。

- アメリカ通りからバージニア通りとの交差点までのテキサス通り、- 購入した不動産の南境界までのバージニア通り。購入者は、この共同使用を容認することを約束します。



III. 廃水処理 1997年に実施されたカメラ検査の結果によると、敷地内の廃水パイプラインは機能する状態にあります。この状態は購入者には既知です。

Studentenwerk Kaiserslautern は、連邦所有の廃水パイプラインから切り離されるまで廃水パイプラインを共同使用することを連邦によって許可されていたが、それは廃水の通過が管轄の建築監督当局または水道当局によって承認された場合に限りであった。

買い手は、切断が行われるか、廃水パイプラインが処理会社に移管されるまで、この共同使用を容認することを約束します。

IV. 地表排水 購入者は、地表排水システムが現在の水道法の基準を満たしていないことを認識しています。

V. 淡水の供給 購入者は、住宅用建物に供給する淡水パイプラインの一部が緑地内を通っており、状態が悪く、更新する必要があることを認識しています。

VI. 電力供給 購入者は、住宅用建物に電力を供給する低圧パイプラインの一部が緑地内および一部の住宅用建物の地下を通っていることを認識しています。

VII. 熱と給湯の供給 現在、団地への熱と給湯の供給は、2号棟の石炭火力暖房設備によって確保されています。4233。

購入者は、テュフ ファルツ e.V. による最新の排出ガス保護測定によれば、暖房プラントが TA Luft (大気質管理に関する技術指示) の排出値を満たしていないことを認識しています。

特に、買主は、Gewerbeaufsichtsamt Neustadt ad.d. からの関連通知を認識しています。ヴァインシュトラーセ日付 1997年 10月 27 日 - Ref. 5/32、2/97/244/Mg/Jg -。

買主は、暖房プラントの運転を継続し、ガス/石油運転への転換により97年10月27日付けの通知の既知の条件を遵守し、オランダ軍が帰還するまで合理的で慣習的な現地条件でオランダ軍に貸与されたアパートへの適切な供給を確保することを約束する。

買い手間の内部関係では、買い手 2b) がこの義務を負います。その見返りとして、買主 2a) は、2号棟の暖房プラントの経済的実行可能性を維持することを約束します。4233号に基づき、共同購入したすべての住宅用建物への暖房プラント（建物4233）経由の熱供給を確保し、再販の場合には暖房プラント（建物4233）からの熱を独占的に購入するこの義務を取得者に引き渡し、その後の法的後継者にもそれに応じた義務を負わせる。

VIII. 隣接する土地の区画番号については、2885/12、建物および広場、Virginiastraße 14、16、18 では、パイプラインの権利（電気、水道、暖房、街路照明）を確保するために、ドイツ連邦共和国（連邦財務局）に有利な限定的な個人地役権が登録されています。

連盟は、購入者の要請に応じて、これらの権利の再確立を要求します。



Studentenwerk から購入者に有利です。

さらに、開発施設に関する Studentenwerk との購入契約から生じるすべての権利を買主に譲渡します。関連する契約条項は購入者に知られています。

IX.通信ケーブル

買主は、学生寮に供給するための通信ケーブルが、Virginiastraße 8-12 の住宅建物の裏、西側の敷地境界に敷設されていることを認識しています。買主は通信ケーブルの存続を容認し、その経路は敷地計画（付録 7）に赤でマークされています。

§ 14 買主の義務 I

. The ~~オランダ軍に譲渡された~~ 資産の一部の適切な開発を確保するため。買い手間の内部関係では、~~国連~~ 買い手 2a) が関連コストを負担します。この提供は、開発契約の枠組み内で開発施設、道路、主要なパイプラインネットワークをツヴァイブリュッケン市に譲渡することによって行われることが好ましい。その際、買主は道路区域を公共交通用に供用した後、十分な駐車スペースがオランダ軍に無料で利用できるようにする必要があります。

II. 道路区域の公用が完了するまで、買主 2a) は、連邦、オランダ軍およびその訪問者に住宅団地内の道路区域を共同使用する権利を付与し、オランダ軍に従来の範囲で無料で駐車スペースを提供します。

実質的な安全性は放棄されます。

買主 2a) は、オランダ軍に許可された敷地内の道路エリアを交通鎮静エリアとして設計することを約束します。

III. 開発システムの公共ネットワークへの統合が実現しない限り、買主はオランダ軍への適切な供給と廃棄を確保し、必要に応じて特に新しい淡水パイプラインを敷設することを約束します。買い手間の内部関係では、買い手 2a) が関連コストを負担します。

IV. 買主は、土地に影響を与える、または住宅価値を損なう可能性のある建設措置について、建設措置に適切に対応できる適切な時期に、ランダウ連邦不動産局およびオランダ軍財産局「DGW & T, Directie Duitsland, Kastanienweg 3, 27404 Zeven」に、またこれらの建設措置のスケジュールを通知することを約束します。

V. 不動産の一部を第三者に転売する場合、この第三者も同様の義務を負うものとします。

買主は、オランダ軍に貸与された地域の適切な開発のために、連盟の要請に応じて供給および廃棄施設の実際の安全を手配することを約束します。

§ 15 連帯責任

この契約で連盟に対して締結されたすべての義務について、買主 2 a) および 2 b) は連帯債務者として責任を負います。



§ 16 交通手段

契約当事者は、輸送が 2 つ以上の補足証書で宣言されることに同意します。

用地計画（付録 5）で青色でマークされたサブエリアに関する譲渡は、調査が実施され、変更証明書および第 7 条パラグラフに基づく銀行保証の提示によって変更が可能になった場合にのみ宣言されます。II は連邦に引き渡されました。

用地計画（付録 5）で赤色でマークされたサブエリアに関する譲渡は、測量が実施され、変更証明書の提示により変更が可能となり、オランダ軍が譲渡対象エリアを連盟に返還するか所有権の移転に同意し、第 6 条 III 項に基づくそれに起因する購入価格シェアが支払われた場合にのみ宣言されます。

§ 17 謙譲の優先通知 T

○所有権の移動に係る現輸送されている不動産に対する買主 2a) および 2b) に有利な 1 通の優先譲渡通知の登録。私は承認され、土地登記簿に申請されました。

両当事者は、これらの優先通知の取り消しを承認し、申請します。a) 中間記入が行われていない場合、取得者の同意がない限り、所有権変更の登録が行われた契約不動産について。b) 第 3 条第 3 項に従って売却されていないサブエリアについて。II 土地登記簿の変更証明書の作成により、第 1 条に記載の不動産を取得します。どの不動産が売却されなかったかを証明するには、公証人代理の印鑑が押された確認書があれば十分です。

第 18 条 土地税、固定資産税、開発、間口および改良の負担金 建築法、地方税法および公証日までに連盟から要求された地方法令に基づくすべての開発、間口および改良の負担金は支払われており、購入価格に含まれています。公証日以降に要求された拠出金は、開始時期および通知の受取人に関係なく、買主が負担するものとします。

§ 19 不動産譲渡税

I. この購入契約と公証人、裁判所、当局でのその締結に関連する費用と手数料、および不動産譲渡税は買主 2a) が負担するものとします。

II. 契約当事者による承認または確認にかかる費用は、契約当事者が負担するものとします。

§ 20 公証人の執行活動

I. 公証人は、契約の有効性またはその履行に必要な許可証または陰性証明書を要求し、受け取るよう指示されています。これらは、公証人代理または管理者がこの証書を受領した時点で、すべての当事者に対して有効になります。公証人は速やかに当事者に通知します。

II. 土地登記簿へのすべての記載は、公証人代理の申請に従ってのみ行われます。また、BGB § 181 の制限を免除され、土地登記簿への望ましい記載と購入の必須要素を実現するために必要な場合に限り、当事者のために個別かつ制限的に申請を行うこと、および同様の方法で申請を取り下げること、およびこの証書を補足または修正する権限も与えられます。



契約には影響しません。

III. 契約当事者は自らの申請権を放棄します。

IV: 公証人は、条件や要件、および公式許可が拒否されるか、または優先拒否権が行使される通知に従って、公式許可を受け取る権限はありません。これらの通知は当事者自身に送達されるものとします。コピーを公証人に送るように要求されます。

§ 21 分離条項

本契約の条項が無効になった場合、または無効になった場合でも、本契約の残りの条項は影響を受けないものとします。

無効または無効になった条項の代わりに、法的に存在する条項、または法定条項が予見されない場合には、本契約の意味に対応する条項が適用されるものとします。

§ 22 公証の完全性

それ以上の合意は締結されていない。

§ 23 書面形式

この契約に対するその後の合意は、公証が必須でない限り、書面による形式が有効であることが必要です。

§ 24 公証人の指示

当事者には次のことが指示されています。

I. この契約は、土地譲渡法または建築法が適用される限り、対応する許可の発行時にのみ発効し、さらに、建築法に基づく必要な許可が利用可能であり、法定の優先拒否権が行使されない場合にのみ連盟によって履行されます。

II. この契約の締結と存在が依存するすべての法的拘束力のある宣言は、HGB § 313 に従って共同公証されなければなりません。そうでない場合、この契約は無効になります。

III. 所有権は土地登記簿に登録された場合にのみ買主に譲渡され、この目的のために、納税証明書および公的許可証または陰性証明書が利用可能でなければなりません。

IV. 連盟と買主は、不動産関連の税金、不動産譲渡税、公証人費用および裁判所費用について連帯して責任を負いますが、連盟は法律により費用の免除または減額が認められていない場合に限ります。

V. 公証人は土地登記簿の検査を受けていますが、土地台帳と建物の抵当登記簿の検査は受けていません。また、土地登記簿の指定には、許可されている使用の種類に関する情報が提供されていません。

VI. 公証人は税金や経済に関するアドバイスを一切受けていません。

§ 25 付録

参照する限りでは この証書の付録に記載されており、これらはこの契約書の構成要素です

ct.



§ 26 管轄地

この契約から生じるすべての法的紛争の管轄地はランダウ・イン・デア・プファルツです。

§ 27 コピー

I. この契約により、以下を受け取ります。

連盟は原本 1 部と認証コピー 3 部、購入者は原本と認証コピーを各 1 部、ツヴァイブリュッケン土地登記所は原本 1 部、ツヴァイブリュッケン税務署不動産譲渡税事務所は原本 2 部、専門委員会はコピー 1 部。

II. 土地登記通知は、連盟からは 3 通、買主からは 1 通ずつ要求されます。

最後に、現れた者はこう宣言した。

公証人代理による最終尋問の際、すべての当事者は、前述の契約文にこれ以上変更を加えたくないことを明示的に宣言します。この契約文は、当事者間で長い事前交渉で詳細に交渉され、法律顧問および税務顧問によって承認されました。

彼らはむしろ、前述の形式での公証を主張しています。

この議定書は公証人によって出頭者に読み上げられ、公証人によって承認され、以下のように自筆で署名されました。

The image shows a handwritten signature in black ink. The signature reads "Siegfried Hillaas" above "August 10, 1998". The handwriting is cursive and somewhat stylized.

付録 a: 委任状

1971 年 8 月 30 日の財政調整法 (BGBl. I.S. 1426) の財政管理法 (FVG) の第 16 条に基づいて、私はこれを承認します。ジークフリート・ヒラー氏

ツヴァイブリュッケン地区のツヴァイブリュッケンシート 5958、区画 2885/15、建物および広場、Delawarestraße、Landstuhlerstraße 97、107 Louisianastraße 1、3、5、7、9、11、15、の土地登記簿に登録されている不動産の売却のため、ランダウ連邦財産庁にて。17、19、21、23、25、ペンシリバニア通り 1、2、3、4、5、7、8、10、11、12、13、14、15、16、17、18、21、22、23、24、25、27、29、31, Texasstraße, Virginiastraße 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、15、17、総面積 103,699 平方メートル。契約目的の価値: 5,182,560.-- DM (言葉で: 518 万 2560 ドイツマルク) ランダウ、1998 年 5 月 10 日 連邦財産局 ランダウ 署名: プラウス氏 ROAR



- 抜粋: 1996年8月15日付けのドイツ連邦共和国とラインラント プファルツ州
(Studentenwerke Kaiserslautern) の購入契約。

§ 6 供給および処分パイプライン/施設、道路区域、許可および共同使用権

I. クロイツベルク団地全体への熱、水、電気の供給と廃水処理は、連邦所有のパイプラインネットワークを介して行われ、ユニットを形成します。

さらに、街灯を含むクロイツベルク団地の道路は連邦が所有しています。 (...)

II. § 2 パラグラフに記載されている購入した不動産において。水道、電気、地域暖房、街路照明の供給パイプラインがあり、連邦所有のクロイツベルク住宅団地への供給には依然として必要とされています。さらに、購入した土地には給水ポンプ場(4241)があり、クロイツベルク住宅団地への供給のために依然として必要とされています。

パイプラインの経路と給水ポンプ場の位置は、この証書の付録 2a (給水パイプライン/ポンプ所)、2b (電力)、2c (街路照明)、および 2d (地域暖房) として添付された敷地計画に赤でマークされており、検査のために契約当事者に提示され、契約当事者によって承認されました。敷地計画はこの契約の一部です。 (...)

VII. 買主は、クロイツベルク住宅団地の供給（個々の建物も含む）に必要な限り、連邦所有の地域暖房施設、水道と電気のパイプライン、街路照明、購入した土地にある揚水ポンプ場の継続運用を許可することを約束します。

この許可の権利を確保するために、買主はドイツ連邦共和国（連邦財務局）に有利な以下の内容の限定的個人地役権を命令します。「ドイツ連邦共和国に有利な、地下水と電気のパイプラインの運営および維持および更新（パイプライン権）、街路照明設備の運営、および地下暖房パイプラインの運営、ならびに建物番号 4200 につながる地下暖房パイプラインの運営を行う権利（第三者に譲渡可能）は、ドイツ連邦共和国に有利な条件で、事前の協議を行った上で許可されます。」買い手は、緊急の場合を除き、代理人を通じて不動産に立ち入り、この権利の行使に必要な不動産上のすべての行為を実行します。

この権利には、負担された財産のそれぞれの所有者がその行使を妨げる可能性のあるすべての行為を控える義務が含まれています。」

連盟が申請し、
買い手が承認
する

この限定個人地役権を土地登記簿に登録すること。

登録は、変更証明書と新しい不動産の指定を受領した後にのみ行われます。権利の登録は無料です。

VIII. 買い手はさらに、連盟の要請に応じて、第 1 項に記載されている前述の権利を再確立することを約束します。VII はまた、連盟が指定する第三者を無償で確保し、その第三者を確保することに賛成します。